

市町村 民生委員児童委員協議会等 基本調査報告書

令和5年度

公益財団法人
北海道民生委員児童委員連盟

はじめに

誰もが安心して暮らせる地域づくりが求められる中、民生委員児童委員は住民の多様な生活課題や地域の福祉課題に真摯に向き合い、民生委員児童委員協議会を基盤としてさまざまな活動を進めてきました。しかし、家族や社会の形態が大きく変容し課題が一層多様化する中、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症が国内で初確認され、以降民生委員児童委員活動にも大きな影響を与えました。

一方、取り巻く環境として特に大きな課題はなり手不足であり、令和4年度の一斉改選では北海道の欠員率は6.4%まで上昇しました。さらに令和7年度の一斉改選時には団塊の世代が75歳を迎え、益々なり手不足が深刻化すると予想されます。加えて、さまざまな福祉諸制度の変化により、民生委員児童委員に対する期待も高まり活動負担が増すことの懸念も指摘されているところです。

本調査は、平成13年より開始し現在に至っております。加えて、民生委員児童委員協議会の活動実態の詳細を分析するため、その視点についても活動基盤である法定単位民児協を中心に据えています。そして本調査の結果に沿って本連盟の事業企画を展開している実態がございます。調査項目が多岐にわたる中、調査票の回収率は94.3%と前回同様高い水準となりました。今回の調査時点は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動が大きく制限されている状況でありました。しかしながら、その制限の中、新たな活動方法や形態により、民生委員児童委員活動を継続されてきたことも本調査の回答からも明らかになっています。単位民児協の会長におかれましては、そのような環境の中で調査回答に大変なご苦勞があったことと存じ、心より感謝申しあげの次第です。

本連盟といたしましては、本調査で明らかになった事項を社会に広げ、必要に応じて行政をはじめとする関係機関との情報共有や意見具申に活用していく所存です。

多くの民児協ではそれぞれの地域の実情にあわせた活動を展開しておりますが、本報告書が、これからの一層の活性化と活動推進にむけた参考資料としてご活用いただければ幸いです。

おわりに、本調査の集計分析をご担当いただいた一般社団法人ウェルビーデザインの篠原辰二理事長をはじめ、ご協力くださった皆様に感謝申し上げます。

令和6年3月

公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟

会長 佐川 徹

目 次

調査の概要	5
1 地域福祉に関する計画や介護保険事業の状況について	8
1) 地域福祉計画の策定状況	8
2) 社会福祉協議会活動（実践）計画の策定状況	10
3) 地域ケア会議への参加状況	12
4) 生活支援体制整備事業における協議体への参加状況	13
2 所属委員の構成および活動費（弁償費）について	14
1) 委員定数および現員数・欠員状況	14
2) 単位民児協の規模	15
3) 民生委員児童委員の就業状況	15
4) 民生委員児童委員の在職期間	17
5) 民生委員児童委員の年齢	18
6) 民生委員児童委員の推薦方法	20
7) 退任した委員が民生委員児童委員や民児協を支援する取組み	23
8) 市町村による活動費（弁償費）の独自負担	24
9) 活動費（弁償費）の支給方法	26
10) 民生委員の立場で委嘱を受ける活動	29
3 法定民児協の組織について	30
1) 規約・計画・予算	30
2) 年間予算額	30
3) 年間予算額における共同募金助成金	31
4) 民児協への年会費	32
5) 民児協事務局	34
6) 民児協の会長	35
7) 民児協の副会長	37
8) 会長・副会長への主任児童委員の就任状況	39
4 法定民児協の運営について	40
1) 民生委員協議会の開催と出席率	40
2) 児童委員協議会の開催と出席率	41
3) 定例会議の運営方法	42
4) 専門部会・委員会の設置	46
5) 定例会議への関係機関の参加	48

5	連絡手段および情報の取扱い等について	50
1)	民生委員が所持している通信機器	50
2)	民生委員相互の連絡手段	50
3)	民生委員の守秘義務における対応	52
4)	自治体等からの個人情報提供の状況	53
5)	職務に必要な指導	56
6)	新任委員への引継ぎ	57
6	民児協の研修および人材育成について	62
1)	人材育成の効果が期待できる仕組み	62
2)	研修の開催状況	62
3)	研修の形態	64
4)	在職年数等に応じた対象別研修	65
5)	外部団体等が主催する研修	66
6)	宿泊を伴う視察研修旅行	67
7)	視察研修を受け入れた実績	69
7	民児協の活動や関係機関との連携について	70
1)	民生委員の7つのはたらき	70
2)	世帯票や福祉票の整備	74
3)	調査活動	75
4)	広報活動	77
5)	他の機関から依頼される事項	79
6)	関係機関との連携	81
7)	民生委員の理解促進に向けた研修会や懇談会、意見交換会などの開催	86
8	第3次北海道民生委員児童委員活動指針の取組みについて	87
1)	災害に備える民児協活動	87
2)	北海道警察本部（高齢者の安全対策に関する協定）との連携	90
3)	住民支え合いマップの取組み	92
4)	第3次北海道民生委員児童委員活動指針に掲げる20の項目	93
付	表	97
1)	令和5年度民生委員児童委員協議会等基本調査 調査票①【単位民児協用】	98
2)	第3次北海道民生委員児童委員活動指針【概要版】	110
3)	単位民児協別集計表	DVDに収録

調査の概要

1 趣 旨

本調査は、道内の法定単位民生委員児童委員協議会等の組織、運営、財務、事業に関する事項を把握することで、以下の事項に関して研究を進め、民児協活動の充実と強化を図るための基礎資料とする。

2 調査対象

道内法定単位民生委員児童委員協議会 421か所（市277か所、町村144か所）

3 調査時期等

(1)調査時期 令和5年7月18日～8月31日（最終受付日は10月23日）

(2)調査時点 令和5年4月1日（一部項目については設問により時点を指示）

4 調査方法

(1)調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼。希望する民児協にはExcelデータをメールした。

(2)調査票の回収 返信用封筒を同封し上記調査対象民児協から本連盟に直接調査票を送付してもらう。また、Excelデータを電子メール等で受け付けた。ただし、市連合民児協について、上記調査期間内に調査票の返送が可能である限りにおいて、調査票を回収し取りまとめて返送することを妨げない。

5 調査項目

①所属区域の概況	人口、世帯数、生活保護受給世帯、高齢者数（高齢化率）、ひとり暮らし高齢者数、要介護認定者数（要支援者を除く）、児童数（18歳未満）、ひとり親世帯数、障がい児者数、避難行動要支援者数、地域福祉計画関連事項、社協地域福祉実践計画関連事項、地域ケア会議参画状況、生活支援体制整備事業関連事項
②所属委員の構成および弁償費	委員定数、委員現員数（男女別、区分別、欠員）、委員の就業実態、委員の在任期間別人数、委員の年齢階層別人数、委員の推薦方法および工夫、退任委員に関する事項、年間費用弁償額（会長、一般）、費用弁償の支給方法等、兼任委嘱委員の有無および名称
③法定民児協組織	規約・事業計画・収支予算等の有無、予算額、助成額（市町村、共募）、年会費、事務局の所管および体制、役員構成
④民児協運営	定例会（児童委員協議会）開催実績、開催数、開催回数、定例会出席率、定例会の運営（座長、時間、協議項目他）、部会・委員会の設置、関係機関の参加状況
⑤連絡手段および情報の取扱い	使用している通信機器・連絡手段、自治体からの個人情報の提供、自治体からの指導、個人情報の取り扱い、新任委員への引継ぎ形態
⑥研修および人材育成	ペア制度や班制度等日常活動を通じた人材育成の仕組みの有無、研修内容（テーマ、形態、対象別）、外部研修への参加状況、視察研修の実施および受入
⑦活動や関係機関との連携	活動状況（7つのはらたき）、意見具申、世帯票の整備、調査活動、広報活動、他機関からの依頼事項、関係機関との連携の状況
⑧第3次活動指針等への取り組み	災害に備える活動等、住民支え合いマップの取り組み、道民児連第3次活動指針の取り組み

6 回収率

	対象数	回答数	回収率
市	277	268	96.8%
町村	144	129	89.6%
合計	421	397	94.3%

7 調査集計および執筆関係者

本調査の集計および分析、執筆については、一般社団法人ウェルビー・デザイン（札幌市厚別区）の協力を得て実施した。

分析および執筆 篠原辰二（理事長）

” 本田綾子（コミュニティ・デザイナー）

集計および分析 篠原三恵子（総務課長）

8 本報告書を読んでいただくにあたって

(1)本報告書の活用と調査実施時における社会背景について

令和2年1月に国内初の新型コロナウイルスの感染が確認されてから令和5年5月に5類感染症へ移行されるまでの3年を超える期間、民児協活動にも大きな制約や困難が生じることとなりました。

本調査は令和5年4月1日を起点とし、主に前年の令和4年度の法定単位民児協の活動について調査していますが、新型コロナウイルスの感染が続く中で民児協活動の実態が明らかになったと感じております。多くの設問では前回（令和2年度）調査に比べると取り組みが減少しておりますが、一部の項目では様々な工夫により取り組みが改善されたものも見受けられます。

また、前回調査と同時に道民児連に設置された「民生委員児童委員研修のあり方に関する検討委員会」では、調査結果に基づく道民児連事業の検討が行われ各種の事業展開が図られてきました。本調査はこうした事業の効果を測定することにもつながると考えます。

参考）前回調査結果を踏まえて導入した道民児連の取組み

- ・主任児童委員のネットワーク形成を意図したプログラムの実施
（主任児童委員を対象とし、オンラインを活用した「おしゃべりサロン」）
- ・当事者を中心に据えた人権意識の理解促進
（民生委員児童委員活動推進講座にて障がい当事者の体験報告）
- ・災害をテーマとした研修事業の開催
（災害に備えるハンドブックを活用した災害に備える研修会）
- ・民児協事務局担当者対象の研修実施
（民児協事務局職員研修）
- ・リーダーやファシリタター養成など、主体的で意図のある研修事業の実施
（中堅民生委員児童委員教室）

(2)図表の表示および集計数値の特性について

図表にある「n=XX」の記載は、その設問に対する有効な回答数を表しており、この記載がある図表の比率にあたっては、この数値を分母として算出し、記載のない図表は合計数を分母としています。

図表では、回答項目ごとに比率を求め、小数点第2位を四捨五入しています。合計については、これら四捨五入した比率の和を記載しているため、「99.9%」や「100.1%」等の100%にならない数値が発生します。さらに、1つの設問で2つ以上の回答を求める設問にあつては、回答のあった民児協の数を上回っています。

一方、本調査では、①回答いただいた民児協による集計であること、②調査項目に未記入や不正回答の項目もあること（各表では欠損値として算出しています）、③集計結果を全道、市域、町村域に分けていること等により、表記している数値が道内の民児協の実態を正確に表すものではありません。民児協単位の個別の取組みについては、本報告書に添付しているDVDに収録された附表でご確認願います。

【留意事項】

①平均値と中央値の違い

文中あるいは集計表の中には、平均値と中央値の記載があります。平均値は該当する回答を全て足し、回答いただいた数（民児協）で割ったものです。一方、中央値は、回答内容を数の多い順に並び替え、その順位の中央に値するものを表しています。

例) 札幌市を含む北海道の市町村別人口（令和5年1月1日現在）は、5,139,913人です。

平均値は179市町村で割った値である、28,715人（七飯町程度の人口）です。一方、

中央値は179市町村を順番に並べた時に90番目の市町村である5,144人（鹿追町）です。

②その他の記述内容の取扱い

その他で記述式の回答がある設問の場合、記載内容に該当する可能性のある選択肢があった場合でも、記載した方の意向を尊重し、そのまま「その他」として取扱っています。

③データの一部修正

民生委員児童委員定数や現員数など、明らかな矛盾が認められた回答については、北海道民生委員児童委員連盟の会員管理システムのデータと照合し、必要に応じて一部修正しています。

(3)執筆について

本調査は、北海道民生委員児童委員連盟の事業として、平成13年度より実施してきた調査項目を令和2年に実施した前回調査から一新させ、北海道民生委員児童委員第3次活動指針の進捗等を測る指標を設けて実施した調査です。

調査項目の中には前回調査との比較についても触れているほか、主要な項目については前回との数量的比較を表に記しています。

調査集計および執筆を終えるにあたり、貴重な資料に携わる機会を与えていただいたことに感謝申し上げますとともに、本報告書がポストコロナ時代の、あるいは団塊の世代が75歳を迎える令和7年改選までの民生委員児童委員活動および単位民児協活動の一助になると幸いです。

1 地域福祉に関する計画や介護保険事業の状況について

1) 地域福祉計画の策定状況

平成30年4月の社会福祉法の一部改正に伴い、市区町村における地域福祉計画の策定が努力義務となっています。

地域福祉計画の策定状況については、「策定済み」と「策定中」と答えたのは市では197か所73.5%、町村では79か所61.2%、全道では269か所67.8%が策定しており市と町村で差が見られます。

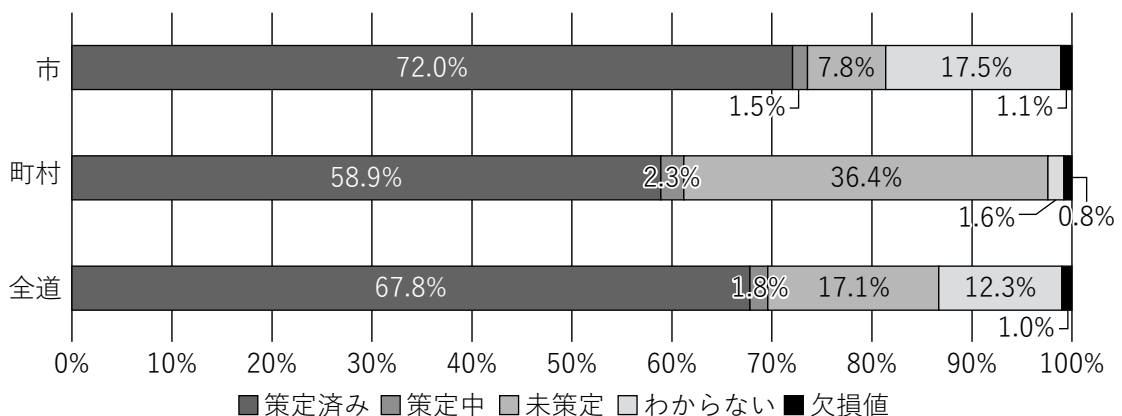
前回の調査と比較すると、町村で「策定済み」と回答した割合が9.7%増加しているものの、市で「わからない」と答えた割合も6.2%増加しているため、全道で「策定済み」の割合に大きな変化は見られませんでした。

なお、厚生労働省の調査では、令和4年4月1日現在の策定状況は、策定済みが112市町村62.9%（札幌市を除く）となっています。

表1-1 策定状況 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
策定済み	193	72.0%	76	58.9%	269	67.8%
策定中	4	1.5%	3	2.3%	7	1.8%
未策定	21	7.8%	47	36.4%	68	17.1%
わからない	47	17.5%	2	1.6%	49	12.3%
欠損値	3	1.1%	1	0.8%	4	1.0%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図1-1 地域福祉計画の策定状況



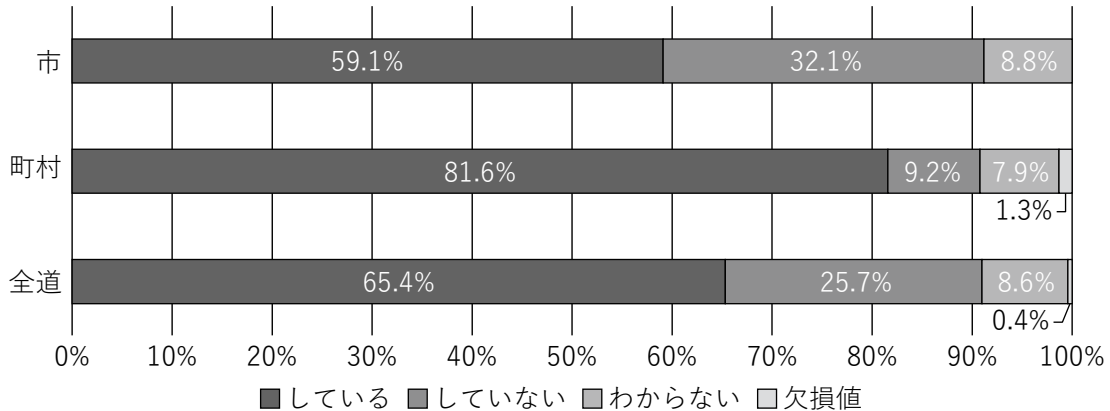
また、「策定済み」と答えた269民児協のうち、策定委員会等への民生委員の参画については、「参画している」が、市では114か所 59.1%、町村では62か所81.6%と町村の方が割合は高くなっています。

いずれも前回の調査と比較すると、市では8.6%、町村では4.1%いずれも増加しており参画率が上昇しています。

表 1-2 策定委員会等への民生委員の参画 (n=269)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
している	114	59.1%	62	81.6%	176	65.4%
していない	62	32.1%	7	9.2%	69	25.7%
わからない	17	8.8%	6	7.9%	23	8.6%
欠損値	0	0.0%	1	1.3%	1	0.4%
合計	193	100.0%	76	100.0%	269	100.0%

図 1-2 策定委員会等への民生委員の参画



さらに、「策定済み」と答えた269民児協のうち、単位民児協の役割に関する記載状況は、「記載がある」が全道で108か所40.1%であり、市では60か所31.1%に対し、町村では48か所63.2%と、町村は市の2倍以上となっています。

民児協の役割について「ない」「わからない」が全道で160か所59.5%を占め、市では1割以上が「わからない」と回答しています。

一方で、民生委員児童委員としての役割については全道で216か所80.3%が「記載がある」と回答し、「ない」「わからない」が52か所19.3%でした。

前回の調査と比較すると、民児協の役割について「記載がある」と答えた民児協は全道で増加傾向である一方で、民生委員児童委員の役割についてはわずかに減少しています。

表 1-3 民児協の役割に関する記載 (n=269)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
記載がある	60	31.1%	48	63.2%	108	40.1%
記載がない	111	57.5%	25	32.9%	136	50.6%
わからない	22	11.4%	2	2.6%	24	8.9%
欠損値	0	0.0%	1	1.3%	1	0.4%
合計	193	100.0%	76	100.0%	269	100.0%

表1-4 民生委員・児童委員の役割に関する記載 (n=269)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
記載がある	153	79.3%	63	82.9%	216	80.3%
記載がない	21	10.9%	10	13.2%	31	11.5%
わからない	19	9.8%	2	2.6%	21	7.8%
欠損値	0	0.0%	1	1.3%	1	0.4%
合計	193	100.0%	76	100.0%	269	100.0%

2) 社会福祉協議会活動（実践）計画の策定状況

平成29年5月に全国社会福祉協議会で取りまとめられた、社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」には、自治体が策定する地域福祉計画との連動性を踏まえた、社会福祉協議会が定める地域福祉活動（実践）計画の重要性が示されています。

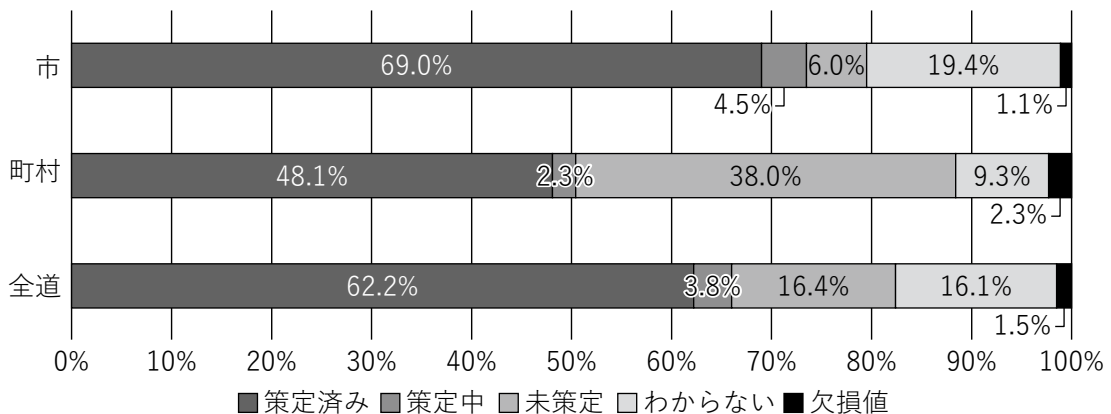
各市町村社協における地域福祉活動計画は、「策定済み」と「策定中」を合わせると、市では197か所73.5%、町村では65か所50.4%と町村に比べ市の策定している割合が多くなっていますが、前回の調査と比較すると市では変化がなかったものの、町村では6.3%増加しています。

なお、北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という）が把握している令和4年4月1日現在の策定状況は、策定済み99市町村55.6%（札幌市を除く）となっています。

表1-5 策定状況 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
策定済み	185	69.0%	62	48.1%	247	62.2%
策定中	12	4.5%	3	2.3%	15	3.8%
未策定	16	6.0%	49	38.0%	65	16.4%
わからない	52	19.4%	12	9.3%	64	16.1%
欠損値	3	1.1%	3	2.3%	6	1.5%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図1-3 地域福祉活動（実践）計画の策定状況



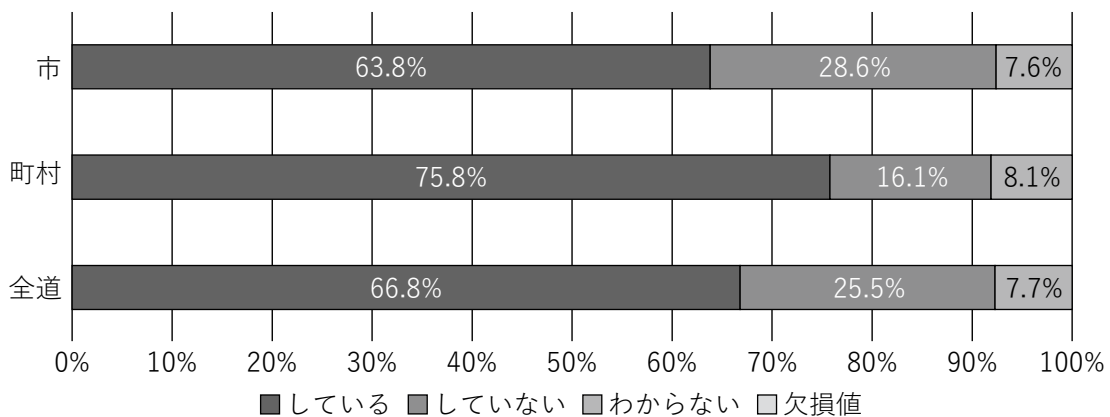
また、「策定済み」と答えた247民児協のうち、策定委員会への民生委員の参画については、「参画している」が、市では118か所63.8%、町村では47か所75.8%、全道では165か

所66.8%であり、行政が策定する地域福祉計画への参画よりも市では4.7%高く、町村では5.8%低い数値となっています。

表 1 - 6 策定委員会等への民生委員の参画 (n=247)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
参画している	118	63.8%	47	75.8%	165	66.8%
参画していない	53	28.6%	10	16.1%	63	25.5%
わからない	14	7.6%	5	8.1%	19	7.7%
欠 損 値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	185	100.0%	62	100.0%	247	100.0%

図 1 - 4 策定委員会等への民生委員の参画



さらに、「策定済み」と答えた247民児協のうち、単位民児協の役割に関する記載状況は、「記載がある」が全道で101か所40.9%であり、市では69か所37.3%に対し、町村では32か所51.6%、行政が策定する地域福祉計画と同様に町村の割合が高くなっています。

民児協の役割について「ない」「わからない」が全道で146か所59.1%を占め、市では1割以上が「わからない」と回答しています。

一方で、民生委員児童委員としての役割については全道で193か所78.1%が「記載がある」と回答し、「ない」「わからない」が54か所21.9%でした。

前回の調査と比較すると、民児協の役割について「記載がある」と答えた民児協は全道では増加傾向で、民生委員児童委員の役割について「記載がある」と答えた民児協はわずかに減少しています。

表 1 - 7 民児協の役割に関する記載 (n=247)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
記載がある	69	37.3%	32	51.6%	101	40.9%
記載がない	96	51.9%	27	43.5%	123	49.8%
わからない	20	10.8%	3	4.8%	23	9.3%
欠 損 値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	185	100.0%	62	100.0%	247	100.0%

表1-8 民生委員・児童委員の役割に関する記載 (n=247)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
記載がある	151	81.6%	42	67.7%	193	78.1%
記載がない	15	8.1%	17	27.4%	32	13.0%
わからない	19	10.3%	3	4.8%	22	8.9%
欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	185	100.0%	62	100.0%	247	100.0%

3) 地域ケア会議への参加状況

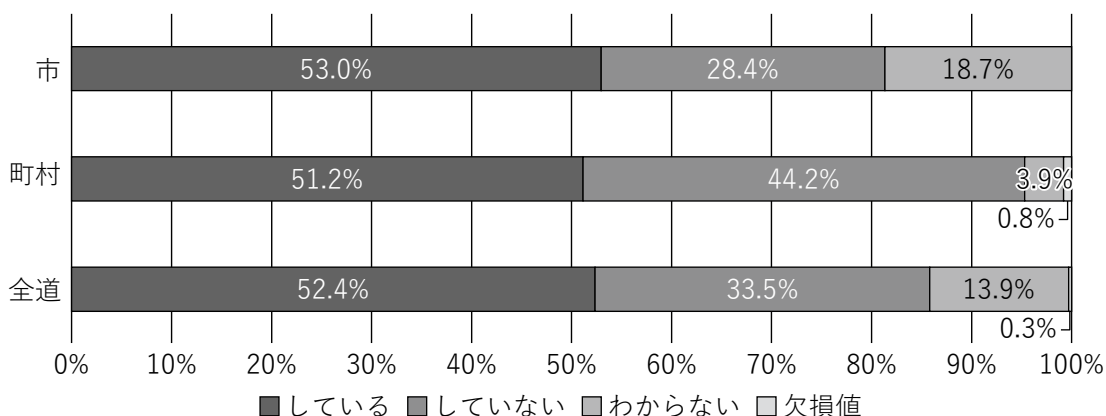
介護保険法第115条の48には、市町村は、介護保険関連事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関および関係団体により構成される会議を置くように努めなければならないと記載されています。

地域ケア会議には、「参加している」が、市では142か所53.0%、町村では66か所51.2%、全道では208か所52.4%となっています。前回の調査と比較しても大きな変化は見られませんでした。

表1-9 地域ケア会議への参加状況 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
参加している	142	53.0%	66	51.2%	208	52.4%
参加していない	76	28.4%	57	44.2%	133	33.5%
わからない	50	18.7%	5	3.9%	55	13.9%
欠損値	0	0.0%	1	0.8%	1	0.3%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図1-5 地域ケア会議への参加状況



4) 生活支援体制整備事業における協議体への参加状況

地域包括ケアシステムの構築に向け、各自治体では介護保険制度の地域支援事業において、生活支援体制整備事業が行われています。また、多様な地域の担い手が定期的な情報共有および連携・協働による取り組みを行う「協議体」の設置が位置づけられており、地域の担い手として民生委員の参加が求められています。

「協議体の設置状況」については、「設置している」が、市では155か所57.8%、町村では87か所67.4%、全道では242か所61.0%であり、町村の方が割合は高くなっています。

前回の調査と比較すると「設置している」と答えた町村が10.6%減少したほか、市では「わからない」が5.4%増加し、4分の1以上の市が「わからない」と答えています。

表 1-10 協議体の設置状況 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
設置している	155	57.8%	87	67.4%	242	61.0%
設置していない	42	15.7%	31	24.0%	73	18.4%
わからない	70	26.1%	9	7.0%	79	19.9%
欠損値	1	0.4%	2	1.6%	3	0.8%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

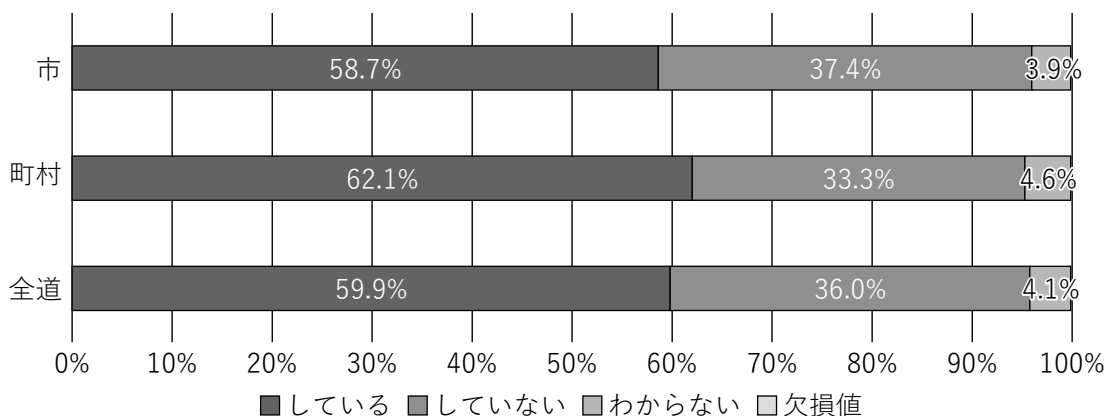
また、「設置している」と答えた242民児協のうち、協議体へ「参画している」が、市では91か所58.7%、町村では54か所62.1%、全道では145か所59.9%でした。

前回の調査と比較すると、市では5.6%減少し、町村では2.9%減少しています。

表 1-11 協議体への参加状況 (n=242)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
参加している	91	58.7%	54	62.1%	145	59.9%
参加していない	58	37.4%	29	33.3%	87	36.0%
わからない	6	3.9%	4	4.6%	10	4.1%
欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	155	100.0%	87	100.0%	242	100.0%

図 1-6 協議体への参加状況



2 所属委員の構成および活動費（弁償費）について

1) 委員定数および現員数・欠員状況

民生委員に欠員が生じている民児協については、市では155か所57.8%、町村では32か所24.8%、全道では187か所47.1%となっており、市における欠員の割合が高い状況となっています。

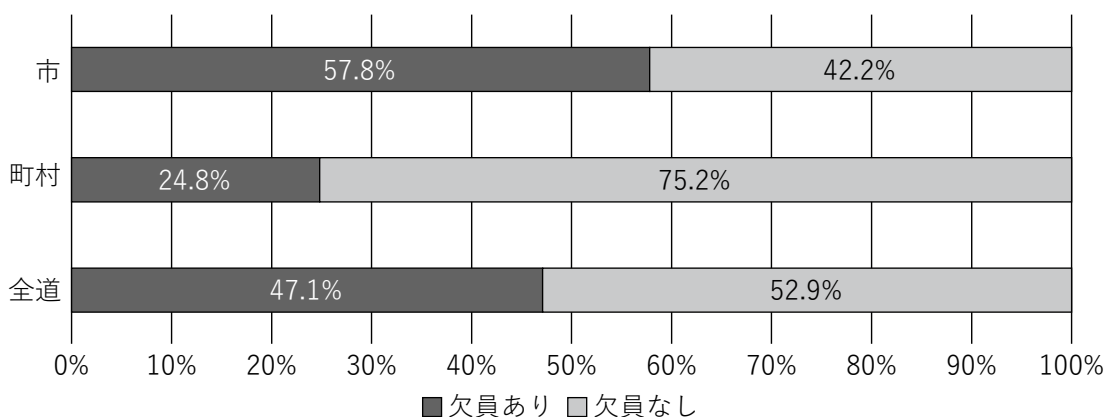
また、欠員が生じている民児協のうち、主任児童委員の欠員は、市では25か所16.1%、町村では2か所6.3%、全道では27か所14.4%となっています。

前回の調査と比較すると、民生委員に欠員が生じている民児協について、市では16.4%、町村では8.1%の増加となっており、市での増加率は町村の2倍以上になっています。また、欠員が生じている民児協のうち主任児童委員の欠員は、市では1.6%の増加、前回の調査では欠員が見られなかった町村は6.3%の増加であり、町村の増加率が高まりました。

表2-1 欠員情報 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
欠員が生じている	155	57.8%	32	24.8%	187	47.1%
うち、主任児童委員の欠員	25	16.1%	2	6.3%	27	14.4%

図2-1 欠員がある民児協の割合



民生委員の男女の割合については、男性は3,888人44.0%、女性は4,956人56.0%と女性の割合が高くなっています。

主任児童委員については、男性は148人18.5%、女性は651人81.5%と圧倒的に女性の割合が高く、女性の割合は男性の4.4倍です。

男女の割合については、前回の調査と比較しても大きな変化は見られませんでした。

表 2-2 男女の割合

区分	現員数（総数）	男性		女性	
		人数	割合	人数	割合
民生委員児童委員数	8,844	3,888	44.0%	4,956	56.0%
うち、主任児童委員	799	148	18.5%	651	81.5%

図 2-2 民生委員児童委員の男女の割合

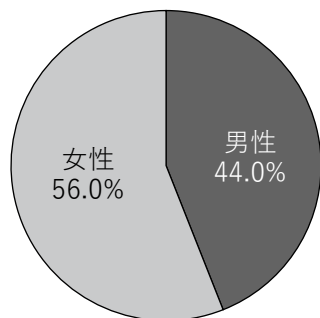
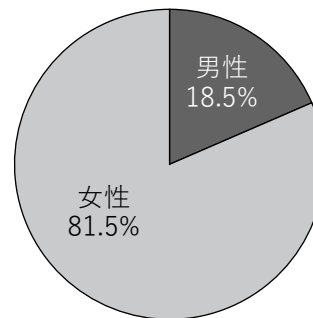


図 2-3 主任児童委員の男女の割合



2) 単位民児協の規模

人口規模や市域におけるエリア設定により、個々の民児協の委員定数については差がありますが、最も定数が多い民児協では、市70人（根室市民児協）、町村102人（音更町民児協）で組織されています。また、最も定数が少ない民児協は、市7人（函館市第28方面民児協、芦別市西芦別地区民児協）、町村5人（音威子府村民児協）となっています。

3) 民生委員児童委員の就業状況

民児協のうち、市では247か所92.2%、町村では120か所93.0%、全道では367か所92.4%に就業している委員がいると回答されています。前回の調査と比較すると市では4.4%、町村では5.5%、全道では4.8%いずれも減少しました。

また、主任児童委員の就業者は、市では223か所83.2%、町村では114か所88.4%、全道では337か所84.9%の民児協に在籍しており、前回の調査と比較しても大きな変化は見られませんでした。

表 2-3 就業者の有無 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
民生委員児童委員に就業者がいる民児協	247	92.2%	120	93.0%	367	92.4%
主任児童委員に就業者がいる民児協	223	83.2%	114	88.4%	337	84.9%

さらに、主任児童委員を除く民生委員児童委員の就業者の人数については、市では2,059人40.6%、町村では1,562人52.5%、全道では3,621人45.0%であり、前回の調査と比較すると市では0.4%、町村では4.6%、全道では2.0%いずれも減少しました。

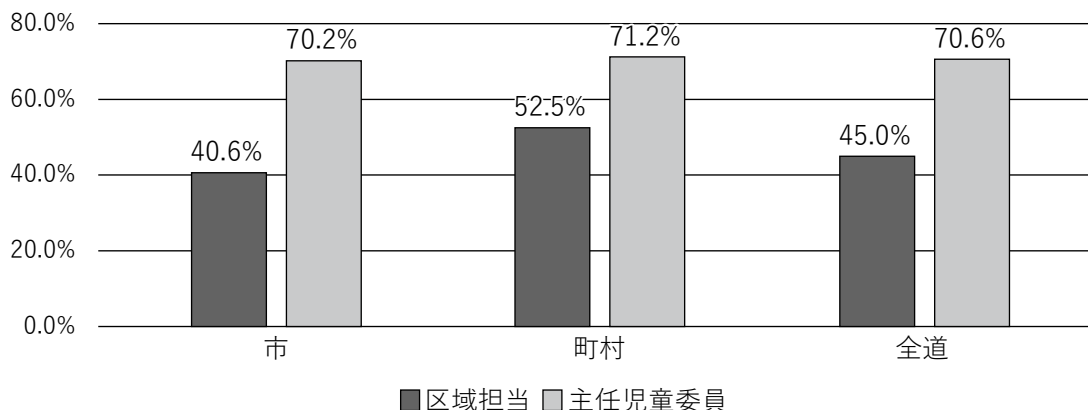
主任児童委員については、市では361人70.2%、町村では203人71.2%、全道では564人70.6%であり、民生委員に比べ、主任児童委員の就業者割合が高くなっています。前回の調査と比較すると、市では5.1%、町村では4.0%、全道では4.7%いずれもおも増加となり、主任児童委員の就業者の割合が増加しました。

表2-4 就業者の人数と割合

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
民生委員児童委員の就業者	2,059	40.6%	1,562	52.5%	3,621	45.0%
主任児童委員の就業者	361	70.2%	203	71.2%	564	70.6%

※就業者割合 = $\frac{\text{該当する委員総数}}{\text{就業している人数}}$

図2-4 就業者の割合



単位民児協のうち、民生委員児童委員の就業者（中央値）については、市では7人、町村では10人、全道で8人であり、前回の調査と比較すると、市では変化がなく、町村で1人増加しています。

主任児童委員における就業者（中央値）については、市・町村ともに2人であり、前回の調査と比較すると、市で1人、町村に変化はなく、全道で1人増加しています。

民生委員児童委員および主任児童委員の就業者数については、市と町村の中央値の差が減少しました。

表2-5 就業者数（中央値）

区分	市	町村	全道
民生委員児童委員の就業者	7	10	8
主任児童委員の就業者	2	2	2

4) 民生委員児童委員の在職期間

民生委員児童委員の任期については、民生委員法 第10条により3年とされています。

各民児協委員の在職期間別人数については、全道では「5期目以上」が最も高くなりましたが、町村では「1期目」の割合が最も高く25.8%と全体の4分の1を占めています。

また、主任児童委員の在職期間別人数についても全道では「5期目以上」が最も高くなりましたが、市では「1期目」の割合が24.9%と全体の4分の1を占めています。

表2-6 民生委員児童委員の在職期間別委員数 (n=8,045)

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
現員数	5,071	100.0%	2,974	100.0%	8,045	100.0%
1期目	1,155	22.8%	767	25.8%	1,922	23.9%
2期目	1,105	21.8%	674	22.7%	1,779	22.1%
3期目	832	16.4%	471	15.8%	1,303	16.2%
4期目	641	12.6%	349	11.7%	990	12.3%
5期目以上	1,338	26.4%	713	24.0%	2,051	25.5%

図2-5 民生委員児童委員の在職期間別割合

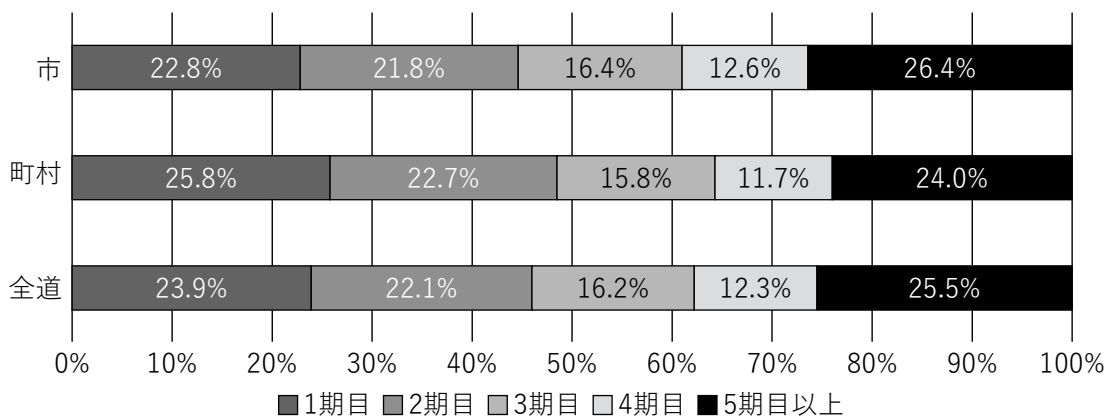


表2-7 主任児童委員の在職期間別委員数 (n=799)

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
現員数	514	100.0%	285	100.0%	799	100.0%
1期目	128	24.9%	60	21.1%	188	23.5%
2期目	111	21.6%	66	23.2%	177	22.2%
3期目	100	19.5%	41	14.4%	141	17.6%
4期目	63	12.3%	38	13.3%	101	12.6%
5期目以上	112	21.8%	80	28.1%	192	24.0%

図2-6 主任児童委員の在職期間別割合

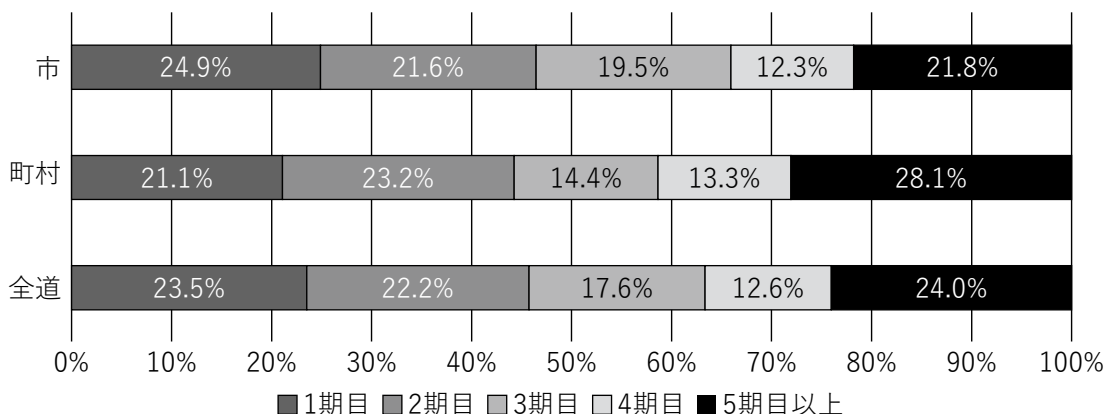


表2-8 前回の調査との比較 (R5年度調査—R2年度調査)

区分	市		町村		全道	
	民生委員 児童委員	主任 児童委員	民生委員 児童委員	主任 児童委員	民生委員 児童委員	主任 児童委員
1期目	▲1.0%	▲0.6%	1.3%	▲3.3%	▲0.2%	▲1.6%
2期目	0.3%	▲0.7%	1.4%	0.8%	0.7%	▲0.1%
3期目	0.0%	1.4%	▲2.2%	▲1.3%	▲0.8%	0.4%
4期目	0.0%	▲0.8%	▲1.0%	▲2.4%	▲0.3%	▲1.5%
5期目以上	0.7%	0.8%	0.5%	6.4%	0.6%	2.8%

※▲はマイナスを意味します。

5) 民生委員児童委員の年齢

民生委員児童委員を年齢階層で比較すると、市・町村・全道共に39歳以下から70～74歳まで年齢階層が上がるほど割合が増えています。75歳以上は市で15.8%、町村で11.2%といずれも1割以上です。

主任児童委員については、市・町村いずれも50～59歳の割合が最も高く、市では38.9%、町村では36.5%と4割近くを占めています。40～64歳の年齢層が全体の8割近くを占めています。

表2-9 民生委員児童委員の年齢階層別人数 (n=8,045)

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
現員数	5,071	100.0%	2,974	100.0%	8,045	100.0%
39歳以下	22	0.4%	11	0.4%	33	0.4%
40～49歳	183	3.6%	110	3.7%	293	3.6%
50～59歳	475	9.4%	367	12.3%	842	10.5%
60～64歳	643	12.7%	452	15.2%	1,095	13.6%
65～69歳	1,207	23.8%	841	28.3%	2,048	25.5%
70～74歳	1,740	34.3%	861	29.0%	2,601	32.3%
75歳以上	801	15.8%	332	11.2%	1,133	14.1%

図 2-7 民生委員児童委員の年齢階層別人数割合

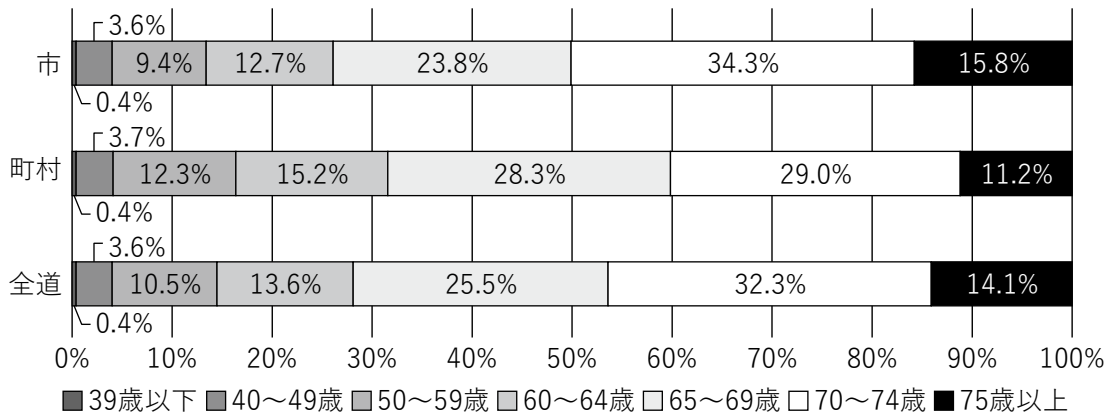


表 2-10 主任児童委員の年齢階層別人数 (n=799)

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
現員数	514	100.0%	285	100.0%	799	100.0%
39歳以下	10	1.9%	5	1.8%	15	1.9%
40~49歳	95	18.5%	52	18.2%	147	18.4%
50~59歳	200	38.9%	104	36.5%	304	38.0%
60~64歳	111	21.6%	59	20.7%	170	21.3%
65~69歳	74	14.4%	38	13.3%	112	14.0%
70~74歳	19	3.7%	21	7.4%	40	5.0%
75歳以上	5	1.0%	6	2.1%	11	1.4%

図 2-8 主任児童委員の年齢階層別人数割合

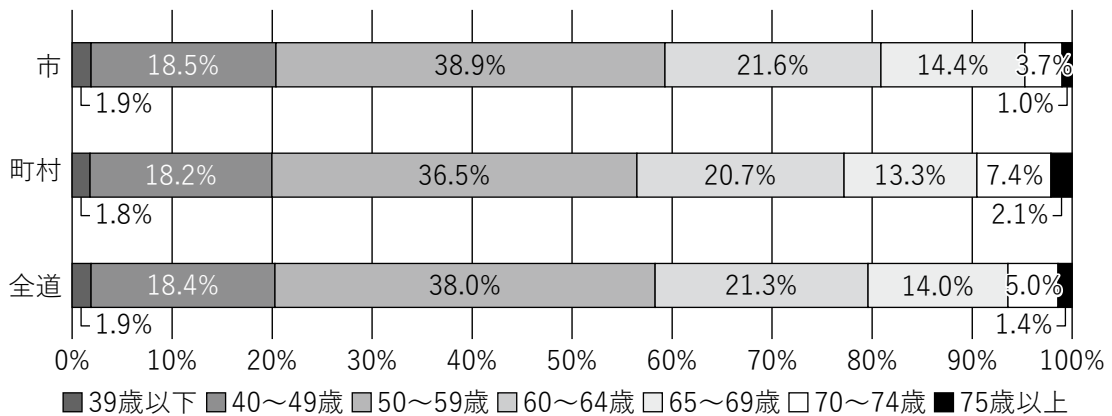


表2-11 前回の調査との比較（R5年度調査—R2年度調査）

区分	市		町村		全道	
	民生委員 児童委員	主任 児童委員	民生委員 児童委員	主任 児童委員	民生委員 児童委員	主任 児童委員
39歳以下	0.1%	▲0.4%	0.1%	0.5%	0.1%	0.0%
40～49歳	0.8%	▲0.5%	0.9%	▲0.5%	0.8%	▲0.5%
50～59歳	0.3%	0.4%	▲0.5%	▲1.6%	0.0%	▲0.3%
60～64歳	▲0.7%	▲4.1%	▲2.0%	▲1.0%	▲1.2%	▲3.0%
65～69歳	▲5.8%	3.2%	▲4.9%	▲1.4%	▲5.4%	1.5%
70～74歳	0.2%	0.8%	2.1%	3.4%	0.9%	1.7%
75歳以上	5.1%	0.6%	4.3%	0.8%	4.8%	0.7%

※▲はマイナスを意味します。

6) 民生委員児童委員の推薦方法

委員の推薦方法については、市では「自治会・町内会が候補者を推薦する」が167か所62.3%と最も高く、町村では「行政が候補者を探してくる」が74か所57.4%と最も高い値となっており、市と町村で推薦方法に違いが見られます。

前回の調査との比較では、市では大きな変化は見られなかったものの、町村では「行政が候補者を探してくる」が8.9%増加し、町村の「自治会・町内会が候補者を推薦する」は7.6%減少しました。また、前回の調査では、町村の「行政が候補者を探してくる」と「自治会・町内会が候補者を推薦する」に大きな差はありませんでしたが、今回は24.1%の差が生じています。

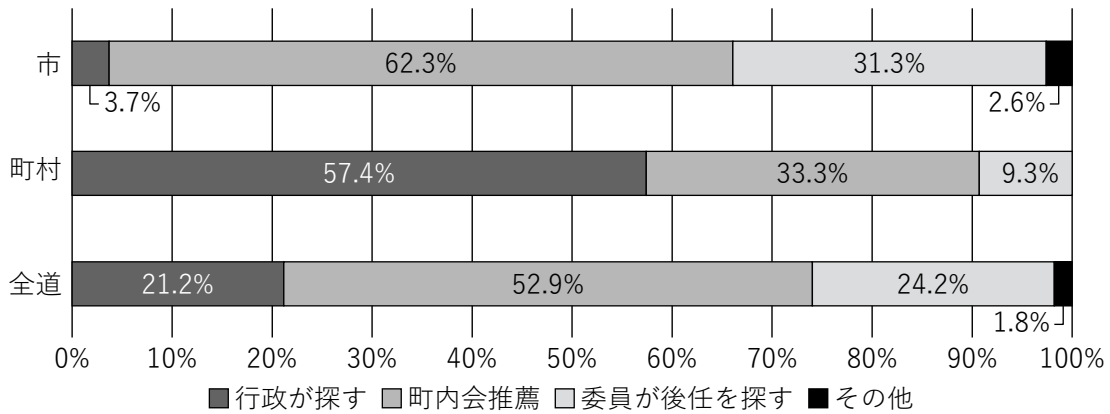
表2-12 委員の推薦方法（n=397）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
行政が候補者を探してくる （社協等の関係機関からの紹介による場合も含む）	10	3.7%	74	57.4%	84	21.2%
自治会・町内会が候補者を推薦する （推薦準備会で実施する場合を含む）	167	62.3%	43	33.3%	210	52.9%
委員自身が後任者を探してくる	84	31.3%	12	9.3%	96	24.2%
その他	7	2.6%	0	0.0%	7	1.8%
欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

その他の具体的内容（順不同）

「自治会・町内会が候補者を推薦する」と「委員自身が後任者を探してくる」の両方／委員全員にて探す／委員自身が後任者を探していない場合は地区全体で探す／会長や委員が探す／民児協中心になり個別、町内会と協議／町内会長である民生・児童委員が探した

図 2-9 委員の推薦方法



委員の推薦を行う際の工夫としては、市・町村いずれも「自治会・町内会からの紹介をもらう」が70%を超え、「自治体内の他の委員や役割を担っている方に声をかける」が50%以上となっています。

また、「社協等関係機関から紹介をもらう」については、市で17.2%であったものの、町村では38.8%と2倍以上の差が生じています。

前回の調査との比較では、市では「社協等の関係機関から紹介をもらう」と「応募や自薦を行っている」が微増する程度でしたが、町村では「社協等の関係機関から紹介をもらう」は12.3%、「自治体内の他の委員や役割を担っている方に声をかける」は6.6%増加しました。

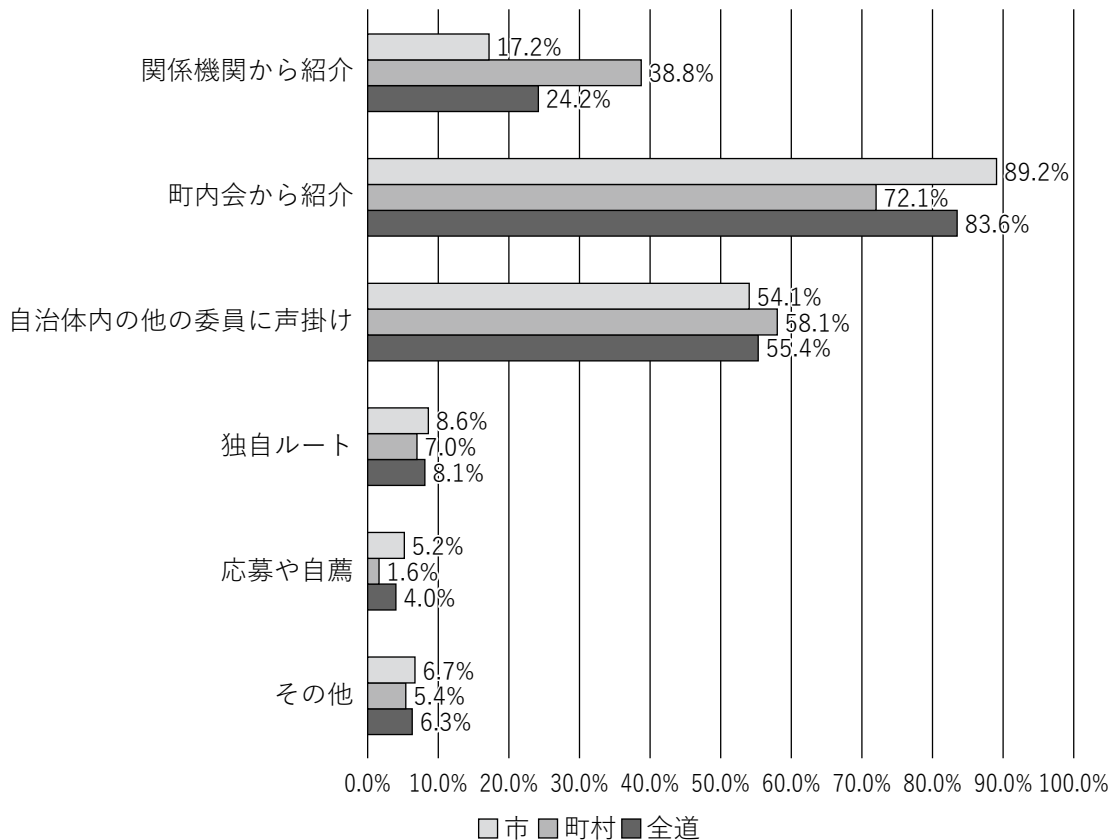
表 2-13 委員の推薦方法の工夫（複数回答）

区別	市		町 村		全 道	
	か所数	割 合	か所数	割 合	か所数	割 合
社協等の関係機関から紹介をもらう	46	17.2%	50	38.8%	96	24.2%
自治会・町内会から紹介をもらう	239	89.2%	93	72.1%	332	83.6%
自治体内の他の委員や役割を担っている方に声をかける	145	54.1%	75	58.1%	220	55.4%
独自の推薦ルートを設けている	23	8.6%	9	7.0%	32	8.1%
応募や自薦を行っている	14	5.2%	2	1.6%	16	4.0%
その他	18	6.7%	7	5.4%	25	6.3%

その他の具体的内容（順不同）

自分で後任者をさがして来る（会長とともに説明に回る事もある）／委員自身が担当地域で見つける／委員自身が後任者を探してくる／自分で探し民生委員皆さん達の了解で／委員自身が後任者を探してくる。また紹介する。／委員自身に後任を探してもらい／委員自身が探して推薦／自分で後任者を探す／退任委員が探してくる／退任の紹介（民児協退任者の紹介）／退任する民生委員に候補者を聞く／委員自身が後任者を探してくる。他行政職による情報提供／委員から紹介してもらい／現任の委員へ候補者について相談する／会長はじめ役員から紹介を頂く／職員、既存委員から紹介をもらう／役場職員退職者等に声掛け／自治会の推薦／地区市民委員会より推薦候補をもらう／日常の活動・お付き合いの中で適任者を探す／日頃から、PTA役員や町会役員との交流を持ち、頼み込む／昔からの知り合いや何かしらの関わり合いを持った方に直接交渉する。／江別東地区民生委員児童委員協議会では推薦していない／特になし

図2-10 委員の推薦方法の工夫



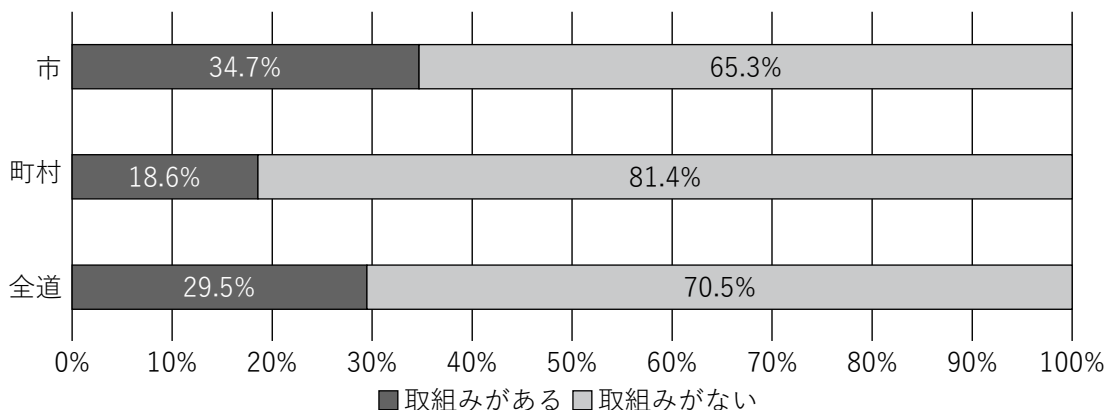
7) 退任した委員が民生委員児童委員や民児協を支援する取組み

退任した委員が現任の委員や民児協を支援する取組み（住民への見守りや訪問の同行、民児協の事務的支援など）については、全道では70.5%が「ない」という結果となっており、前回の調査と大きな変化は見られませんでした。

表 2-14 取組みの有無 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
取組みがある	93	34.7%	24	18.6%	117	29.5%
取組みがない	175	65.3%	105	81.4%	280	70.5%
欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図 2-11 取組みの有無



退任した委員がOB会やボランティア団体を結成するなど、地域貢献をするための組織的な取組み（退任委員の一部で組織されるものを含む）については、市では217か所81.0%が、町村では120か所93.0%、全道では337か所84.9%が「ない」という結果となっており、前回の調査と大きな変化は見られませんでした。

表 2-15 退任委員の組織的な取組みの有無 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
取組みがある	51	19.0%	9	7.0%	60	15.1%
取組みがない	217	81.0%	120	93.0%	337	84.9%
欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

8) 市町村による活動費（弁償費）の独自負担

民生委員児童委員の年間活動弁償費は、道費負担額（中核市は市負担額）を基本額とし、さらに市町村による上積みを含めたものとなっています。

令和4年度の委員一人当たりの道費負担額は年間60,200円で、民児協会長には、会議出席旅費として年間6,680円が支給されています。

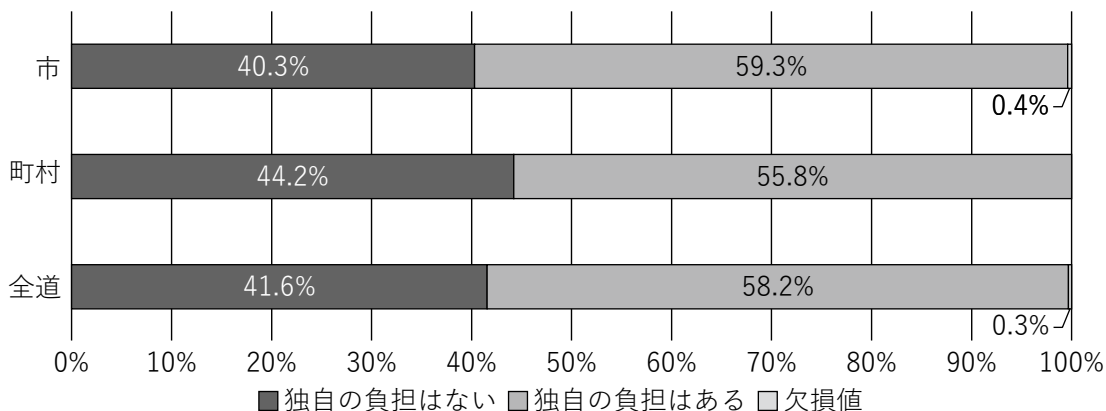
道費以外に市町村が独自に負担している活動費（弁償費）については、市では159か所59.3%が、町村では72か所55.8%、全道では231か所58.2%が「ある」と回答しています。

前回の調査との比較では「ある」と答えた割合が、市では1.4%増加した一方、町村では4.8%減少しています。

表2-16 活動費（弁償費）の独自負担の有無（n=397）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
市町村が独自に負担している活動費（費用弁償）はない	108	40.3%	57	44.2%	165	41.6%
市町村が独自に負担している活動費（費用弁償）がある	159	59.3%	72	55.8%	231	58.2%
欠損値	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図2-12 活動費（弁償費）の独自負担の有無



会長に対する令和4年度の市町村独自の活動費（弁償費）負担額の最大値は、市では250,000円、町村では173,120円、最小値は市では1,320円、町村では1,520円となっています。また中央値は、市では24,000円、町村では38,120円、全道では27,000円となっています。

一般委員に対する活動費（弁償費）負担額の最大値は、市では240,000円、町村では120,727円、最小額は市では100円、町村では1,000円となっており、中央値は、市では24,000円、町村では25,800円、全道では24,000円となっています。

表2-17 活動費（弁償費）の独自負担の額

区分	市		町村		全道	
	会長	一般	会長	一般	会長	一般
中央値（円）	24,000	24,000	38,120	25,800	27,000	24,000
最大値（円）	250,000	240,000	173,120	120,727	—	—
最小値（円）	1,320	100	1,520	1,000	—	—

表2-18 前回の調査との比較（R5年度調査—R2年度調査）

区分	市		町村		全道	
	会長	一般	会長	一般	会長	一般
中央値（円）	4,000	4,000	▲1,800	▲5,995	3,000	0
最大値（円）	163,120	158,000	▲1,200	▲133,613	—	—
最小値（円）	1,000	▲1,200	1,200	0	—	—

※▲はマイナスを意味します。

表2-19 会長の活動費（弁償費）の額の分布（n=173）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
0円	20	18.5%	2	3.1%	22	12.7%
1～9,999円	14	13.0%	6	9.2%	20	11.6%
10,000～19,999円	19	17.6%	8	12.3%	27	15.6%
20,000～29,999円	23	21.3%	12	18.5%	35	20.2%
30,000～39,999円	3	2.8%	6	9.2%	9	5.2%
40,000～49,999円	2	1.9%	1	1.5%	3	1.7%
50,000～59,999円	2	1.9%	3	4.6%	5	2.9%
60,000～69,999円	12	11.1%	9	13.8%	21	12.1%
70,000～79,999円	4	3.7%	3	4.6%	7	4.0%
80,000～89,999円	1	0.9%	7	10.8%	8	4.6%
90,000～99,999円	6	5.6%	4	6.2%	10	5.8%
100,000円以上	2	1.9%	4	6.2%	6	3.5%
合計	108	100.0%	65	100.0%	173	100.0%

※欠損値224を除き算出（市160、町村64）

表2-20 一般委員の活動費（弁償費）の額の分布（n=181）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
0円	7	6.0%	0	0.0%	7	3.9%
1～9,999円	12	10.3%	7	10.8%	19	10.5%
10,000～19,999円	25	21.6%	16	24.6%	41	22.7%
20,000～29,999円	40	34.5%	11	16.9%	51	28.2%
30,000～39,999円	1	0.9%	7	10.8%	8	4.4%
40,000～49,999円	2	1.7%	1	1.5%	3	1.7%
50,000～59,999円	1	0.9%	4	6.2%	5	2.8%
60,000～69,999円	14	12.1%	7	10.8%	21	11.6%
70,000～79,999円	6	5.2%	2	3.1%	8	4.4%
80,000～89,999円	7	6.0%	3	4.6%	10	5.5%
90,000～99,999円	0	0.0%	2	3.1%	2	1.1%
100,000円以上	1	0.9%	5	7.7%	6	3.3%
合計	116	100.0%	65	100.0%	181	100.0%

※欠損値216を除き算出（市152、町村64）

9) 活動費（弁償費）の支給方法

活動費（弁償費）の支給方法については、市・町村いずれも「活動費から会費などを差し引いて委員に支給する」が50%以上となっています。

また、「会費等を差し引いて、残りは民児協活動費に充てられ、委員には支給されない」および「会費等の差し引きなく、全額を民児協活動費に繰り入れ、委員には支給されない」という民児協は全道で19か所4.8%となっています。

表2-21 活動費（弁償費）の支給方法（n=397）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
全額支給する	112	41.8%	47	36.4%	159	40.1%
会費等を差し引いて支給する	141	52.6%	76	58.9%	217	54.7%
会費等を差し引いて、残りは民児協活動費に充てられ、委員には支給されない	9	3.4%	2	1.6%	11	2.8%
会費等の差し引きなく、全額を民児協活動費に繰り入れ、委員には支給されない	5	1.9%	3	2.3%	8	2.0%
欠損値	1	0.4%	1	0.8%	2	0.5%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

表2-22 前回の調査との比較（R5年度調査—R2年度調査）

区分	市	町村	全道
全額支給する	4.6%	1.6%	3.7%
会費等を差し引いて支給する	▲0.8%	3.6%	0.7%
会費等を差し引いて、残りは民児協活動費に充てられ、委員には支給されない	0.8%	▲1.4%	0.0%
会費等の差し引きなく、全額を民児協活動費に繰り入れ、委員には支給されない	0.0%	▲1.5%	▲0.5%
欠損値	▲4.5%	▲2.2%	▲3.8%
合計	0.0%	0.0%	0.0%

会費等を差し引いている217民児協においては、「事前に説明し合意により行っている」割合が市では115か所81.6%、町村では65か所85.5%、全道では180か所82.9%であり、「規定や内規等を定めている」民児協は市では58か所41.1%、町村では17か所22.4%、全道で75か所34.6%でした。

前回の調査との比較と比べると、「事前に説明し合意により行っている」割合が市では16.8%、町村では7.4%、全道では13.6%増加し、「規定や内規等を定めている」割合が市では16.5%、町村では3.2%、全道では11.8%増加しています。

表 2-23 活動費（弁償費）から会費等を差し引く場合の合意や既定の有無（n=217）

区分		市		町村		全道	
		か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
事前に説明し合意により行っている	いる	115	81.6%	65	85.5%	180	82.9%
	いない	26	18.4%	10	13.3%	36	16.6%
	欠損値	0	0.0%	1	1.3%	1	0.5%
	合計	141	100.0%	76	100.0%	217	100.0%
規定や内規等を定めている	いる	58	41.1%	17	22.4%	75	34.6%
	いない	83	58.9%	58	76.3%	141	65.0%
	欠損値	0	0.0%	1	1.3%	1	0.5%
	合計	141	100.0%	76	100.0%	217	100.0%

※「会費等を差し引いて支給する」217民児協を対象とした設問

活動費（弁償費）から会費等を差し引いて残りは民児協活動に充て、委員には支給しない11民児協においては、「事前に説明し合意により行っている」は市では9か所100.0%、町村では1か所50.0%、全道では10か所90.9%であり、「規定や内規等を定めている」は市では1か所11.1%、町村では1か所50.0%、全道では2か所18.2%でした。

前回の調査との比較と比べると、「事前に説明し合意により行っている」割合が市では42.9%増加したのに対し、町村では50.0%減少し、「規定や内規等を定めている」割合が市では46.0%減少し、町村では50.0%増加しています。

表 2-24 活動費（弁償費）から会費等を差し引いて残りは民児協活動に充て、委員には支給しない場合の合意や既定の有無（n=11）

区分		市		町村		全道	
		か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
事前に説明し合意により行っている	いる	9	100.0%	1	50.0%	10	90.9%
	いない	0	0.0%	1	50.0%	1	9.1%
	欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	9	100.0%	2	100.0%	11	100.0%
規定や内規等を定めている	いる	1	11.1%	1	50.0%	2	18.2%
	いない	8	88.9%	1	50.0%	9	81.8%
	欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	9	100.0%	2	100.0%	11	100.0%

※「活動費（弁償費）から会費等を差し引いて残りは民児協活動に充て、委員には支給しない」11民児協を対象とした設問

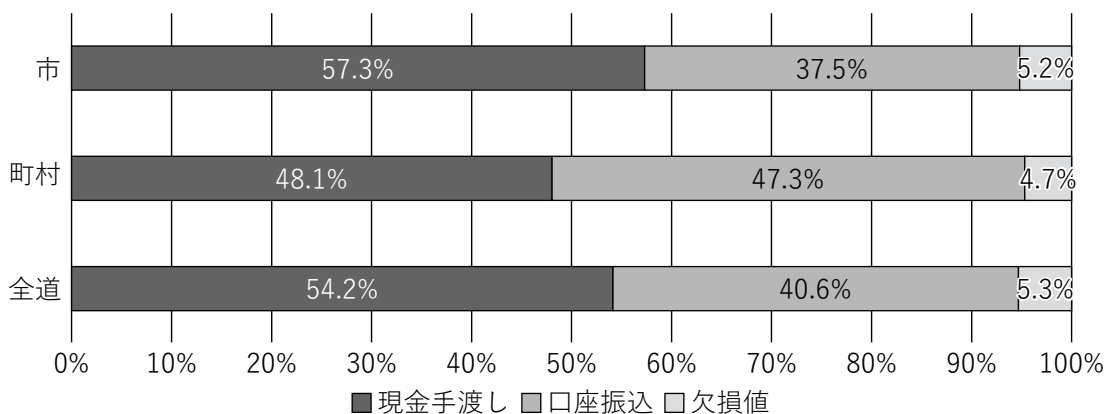
民生委員活動費の支給方法については、「現金を手渡しで支給している」が多く、市では153か所57.3%、町村では62か所48.1%、全道では215か所54.2%になっています。町村においては口座振込の支給との差はほとんど見られません。

前回の調査との比較では、市では「現金を手渡しで支給している」が3.5%増加したのに対し、町村では大きな変化は見られませんでした。

表2-25 活動費（弁償費）の支給方法（n=397）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
現金を手渡しで支給している	153	57.3%	62	48.1%	215	54.2%
口座振込で支給している	100	37.5%	61	47.3%	161	40.6%
欠損値	14	5.2%	6	4.7%	21	5.3%
合計	267	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図2-13 活動費（弁償費）の支給方法割合



なお、各委員に支弁される活動費については、「これからの民生委員・児童委員制度と活動の在り方に関する検討委員会報告書」（平成30年3月全国民生委員児童委員連合会，P35）にて下記の通り、記載されています。

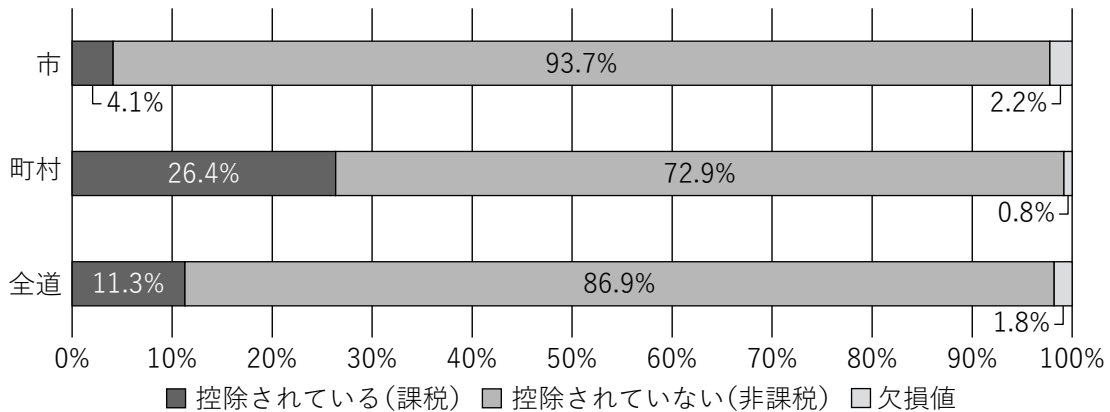
各委員に支弁される活動費は実費弁償費であり、活動の報酬ではない。しかし、一部地域においては所轄税務署の指導に基づき、活動費から源泉所得税が控除されている例がみられる。このことは活動費の実質的な減額というだけでなく、民生委員は報酬を得ているとの誤解を住民に与える懸念もあり、是正が必要である。

市では11か所4.1%、町村では34か所26.4%が控除（課税）されており市と比較すると割合が高くなっています。全道では45か所11.3%で控除（課税）されている状況です。前回の調査との比較では、市では0.7%、町村では2.2%、全道では1.0%と是正が必要な民児協が増加しています。

表2-26 活動費（弁償費）を支給する際の源泉所得税の控除の実態（n=397）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
控除されている（課税）	11	4.1%	34	26.4%	45	11.3%
控除されていない（非課税）	251	93.7%	94	72.9%	345	86.9%
欠損値	6	2.2%	1	0.8%	7	1.8%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図 2-14 活動費（弁償費）を支給する際の源泉所得税の控除の実態



10) 民生委員の立場で委嘱を受ける活動

民生委員の立場で委嘱を受ける他の委員活動については、延べ1,299の役割が与えられていることが分かりました。このうち、委嘱を受ける委員の範囲が全員であったものは全道で103個7.9%であり、一部の委員が委嘱を受けているのは1,196個92.1%でした。これら委嘱を受ける活動への弁償費は、829個64.2%は支給があり、462個35.8%は支給のない活動でした。弁償費の有無については、町村では77.3%の活動が「ある」のに対し、市は52.5%の活動となっており、市と町村とで弁償費の有無に差が生じています。

前回の調査と比べ大きな変化は見られませんでした。

表 2-27 民生委員の立場で委嘱を受ける他の委員の活動

区分		市		町村		全道	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
委嘱される委員の範囲	全員	52	7.6%	51	8.3%	103	7.9%
	一部	630	92.4%	566	91.7%	1,196	92.1%
	合計	682	100.0%	617	100.0%	1,299	100.0%
弁償費の有無	ある	357	52.5%	472	77.3%	829	64.2%
	ない	323	47.5%	139	22.7%	462	35.8%
	合計	680	100.0%	611	100.0%	1,291	100.0%

3 法定民児協の組織について

1) 規約・計画・予算

民児協活動をすすめるにあたって、規約を整備すること、事業計画・収支予算を立てることは組織運営の基本的要件となりますが、市・町村いずれも90%以上の整備状況です。また市・町村いずれも85%以上の民児協で余剰金（繰越金）が発生しています。

表3-1 組織の状況 (n=397)

区分		市		町村		全道	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
規約（規則・会則）	あ る	261	97.4%	121	93.8%	382	96.2%
	な い	6	2.2%	8	6.2%	14	3.5%
	欠損値	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
	合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%
年間事業計画	あ る	258	96.3%	122	94.6%	380	95.7%
	な い	9	3.4%	7	5.4%	16	4.0%
	欠損値	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
	合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%
収支予算	あ る	263	98.1%	125	96.9%	388	97.7%
	な い	4	1.5%	4	3.1%	8	2.0%
	欠損値	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
	合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%
余剰金（繰越金）	あ る	238	88.8%	110	85.3%	348	87.7%
	な い	28	10.4%	19	14.7%	47	11.8%
	欠損値	2	0.7%	0	0.0%	2	0.5%
	合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

2) 年間予算額

年間予算額については、民生委員の定数に比例するため、それぞれが計上する内容の違いから一律に判断はできませんが、ここでは市・町村それぞれの傾向についてまとめます。

予算額の最大値は市では8,473,000円、町村では9,250,000円。最小値は市で10,000円、町村では134,809円でした。

前回の調査との比較では、市の最大値では1,256,000円の減少、町村の最大値では104,000円の増加がありました。また市の最小値では1,814円の減少、町村の最小値では30,191円の減少となりました。

表3-2 年間予算額の最大値と最小値

区分		市	町村
年間予算額（円）	最大値	8,473,000	9,250,000
	最小値	10,000	134,809

※最小値が0円の回答を除く

さらに予算額を委員一人あたりに割り返して比較（中央値）すると、市では37,688円、町村では109,759円と3倍近い差が見られます。

また、市町村助成額（中央値）についても、市では17,140円、町村では91,529円と町村が市を大きく上回っています。

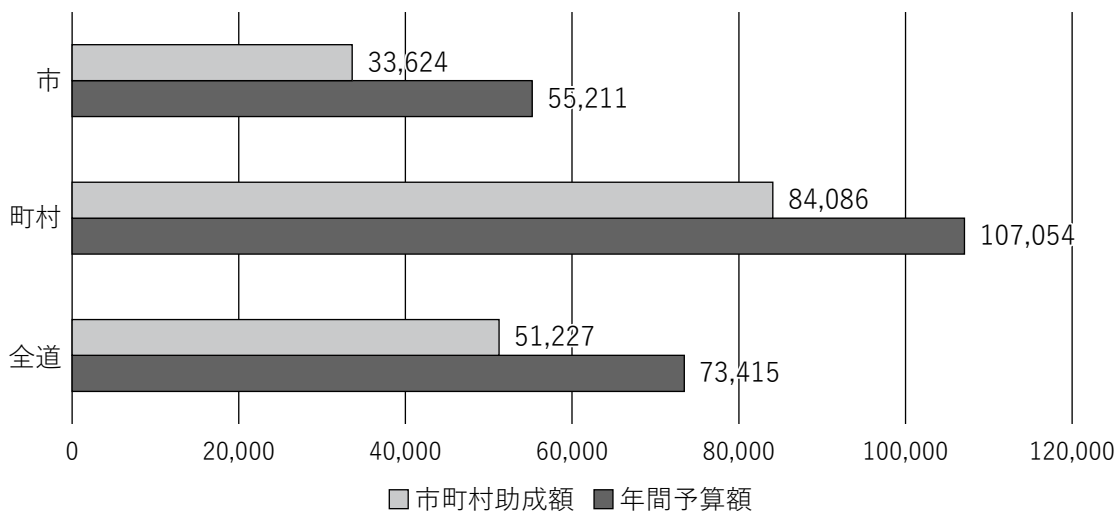
前回の調査との比較では、委員一人当たりの市の中央値では1,794円、町村では5,580円増加。市町村助成額の市の中央値では1,515円、町村では2,450円増加しています。

表3-3 年間予算額の平均値と中央値

区分	市		町村		全道	
	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値
年間予算額	1,226,316	858,011	2,660,016	2,136,000	1,729,722	1,120,724
委員一人当たり金額	55,211	37,688	107,054	109,759	73,415	60,767
市町村助成額	733,278	302,375	2,115,362	1,733,680	1,215,400	492,400
委員一人当たり金額	33,624	17,140	84,086	91,529	51,227	25,490

※単位：円

図3-1 委員一人当たりの年間予算額と市町村助成額の平均の比較（円）



3) 年間予算額における共同募金助成金

年間予算額のうち、「助成金なし」が市では152か所86.9%、町村では83か所70.9%、全道では235か所80.5%と高い割合を占めていますが、前回の調査との比較では、市では2.8%、町村では2.3%、全道では3.1%減少しています。

表3-4 年間予算額のうち、共同募金助成金収入額（n=292）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
0円	152	86.9%	83	70.9%	235	80.5%
1~49,999円	18	10.3%	18	15.4%	36	12.3%
50,000~99,999円	3	1.7%	9	7.7%	12	4.1%
100,000~199,999円	1	0.6%	4	3.4%	5	1.7%
200,000円以上	1	0.6%	3	2.6%	4	1.4%
合計	175	100.0%	117	100.0%	292	100.0%

※欠損値105を除き算出（市93、町村12）

また、「助成金あり」と回答されたうち、助成額の最大値・最小値を見てみると、市では最大値230,500円、最小値は10,000円。町村の最大値は400,000円、最小値は8,000円でした。市と町村の最大値の差が大きくなっています。

前回の調査との比較では、市の最小値で5,000円、町村の最小値で3,000円の増加。市の最大値では135,500円の減少となったものの、町村の最大値の数値に変化は見られませんでした。

表3-5 共同募金助成金収入額の最大値と最小値

区分		市	町村
共同募金助成金 収入額（円）	最大値	230,500	400,000
	最小値	10,000	8,000

※最小値が0円（助成なし）の回答を除く

さらに、平均値と中央値についても、市と町村では町村の方が助成金額が高くなっています。

表3-6 共同募金助成金収入額の平均値と中央値

区分	市		町村		全道	
	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値
共同募金助成金（円）	42,565	32,000	79,112	42,000	64,365	38,000

※最小値が0円（助成なし）の回答を除く

4) 民児協への年会費

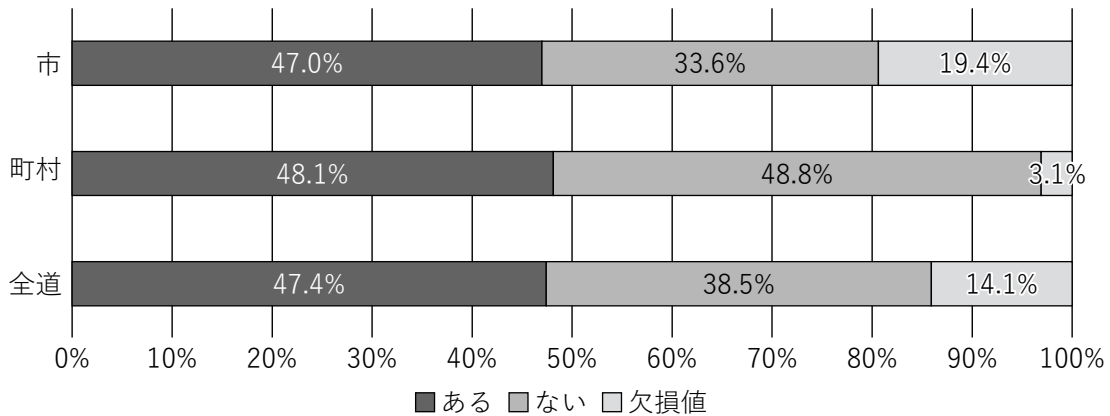
各種研修会などの開催や参加、部会運営、自主事業の取り組みなど、民児協活動を充実させるために独自に会費を徴収し、その他の財源と合わせた予算で各種事業等を運営していくことが自主運営の原点です。

市では126か所47.0%、町村では62か所48.1%、全道では188か所47.4%で会費を徴収しています。前回調査時に比べ年会費「なし」と答えたのは、市では2.4%、町村では11.7%、全道では5.3%増加しています。

表3-7 年会費の有無（n=397）

区分		市		町村		全道	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
年会費	あ る	126	47.0%	62	48.1%	188	47.4%
	な い	90	33.6%	63	48.8%	153	38.5%
	欠損値	52	19.4%	4	3.1%	56	14.1%
	合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図3-2 年会費の有無（割合）



会費を徴収している民児協では1万円未満と回答した民児協が最も多く、市では55か所25.5%、町村では34か所27.2%、全道で89か所26.1%でした。

表3-8 年会費の金額（n=341）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
0円	90	41.7%	63	50.4%	153	44.9%
1~9,999円	55	25.5%	34	27.2%	89	26.1%
10,000~19,999円	41	19.0%	17	13.6%	58	17.0%
20,000~29,999円	20	9.3%	4	3.2%	24	7.0%
30,000~39,999円	9	4.2%	2	1.6%	11	3.2%
40,000~49,999円	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
50,000円以上	1	0.5%	5	4.0%	6	1.8%
合計	216	100.0%	125	100.0%	341	100.0%

※欠損値56を除き算出（市52、町村4）

会費の最高額は、市では81,450円、町村で120,000円となっています。

さらに、委員一人当たりで中央値を比較すると市では12,000円、町村では8,450円となっています。

前回の調査との比較では、最大値は市で26,250円、町村で63,000円増加しており、中央値は市では同額、町村では1,350円増加しています。

表3-9 年会費額の最大値と中央値

区分		市	町村
年会費（円）	最大値	81,450	120,000
	中央値	12,000	8,450

※最小値が0円（年会費なし）の回答を除く

5) 民児協事務局

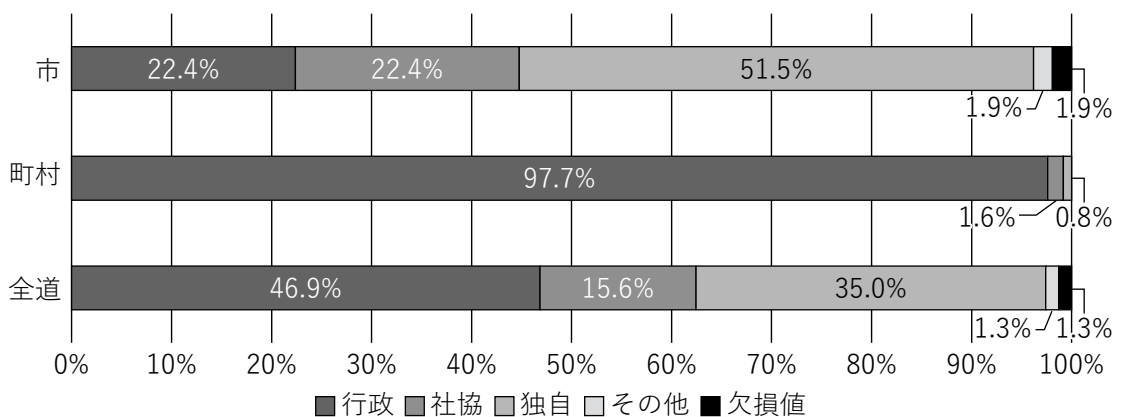
民児協の事務局については、市では約半数の138か所51.5%が「独自(会長等役員を含む)」で所管しているのに対し、町村では126か所97.7%と「行政」がほとんどを占めています。

前回の調査との比較では、市では「社会福祉協議会」が5.4%減少し、「独自(会長等役員を含む)」が9.8%増加しています。

表3-10 事務局の所管 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
行政	60	22.4%	126	97.7%	186	46.9%
社会福祉協議会	60	22.4%	2	1.6%	62	15.6%
独自(会長等役員を含む)	138	51.5%	1	0.8%	139	35.0%
その他	5	1.9%	0	0.0%	5	1.3%
欠損値	5	1.9%	0	0.0%	5	1.3%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図3-3 事務局の所管(割合)



事務局職員は市では724人、町村では341人、全道で1,065人配置されています。配置が0と回答した民児協を含めた平均配置人数は、市では2.9人、町村では2.7人、全道では2.8人と市と町村の差はみられませんでした。

表3-11 事務局の体制

区分	市		町村		全道	
	か所数	人数	か所数	人数	か所数	人数
事務業務を担っている人数の総数	254	724	126	341	380	1,065
平均(人)		2.9		2.7		2.8

※欠損値17を除き算出(市14、町村3) 配置人数が0の場合もか所数に含む

6) 民児協の会長

本調査に回答した民児協会長397名のうち男性は市で182名67.9%、町村で101名78.3%、全道で283名71.3%であり、女性は市で86名32.1%、町村で28名21.7%、全道で114名28.7%でした。

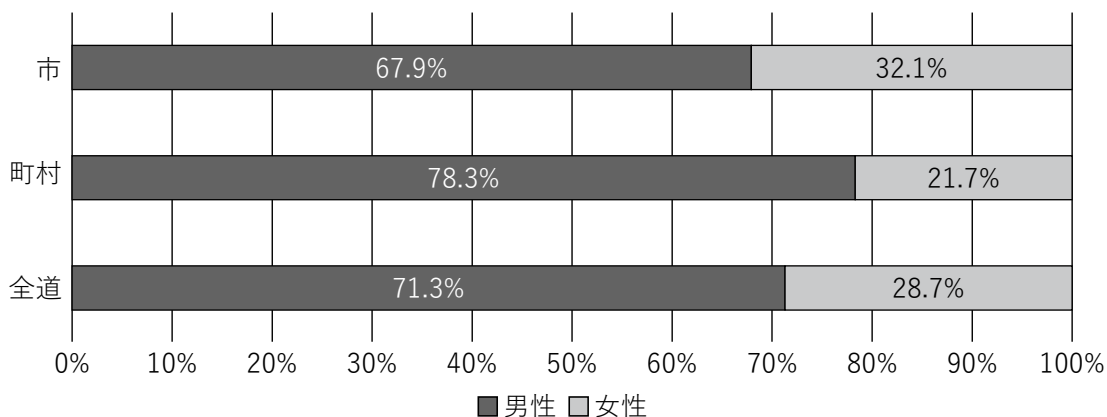
男女の割合は、市・町村ともに男性の割合が高くなっています。

前回の調査との比較では、女性は市で3.5%、町村で5.8%、全道で4.3%の増加となりました。

表3-12 会長の性別 (n=397)

区分		市		町村		全道	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
会長	男性	182	67.9%	101	78.3%	283	71.3%
	女性	86	32.1%	28	21.7%	114	28.7%
	欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図3-4 会長の性別 (割合)

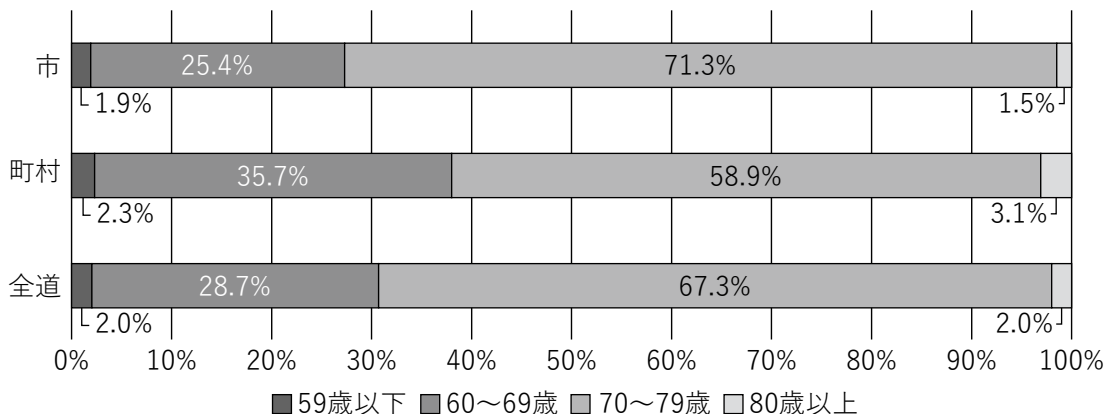


会長を年齢別で見ると、70歳～79歳までの割合が最も高くなっています。前回の調査との比較でも「70～79歳」と「80歳以上」を合わせた割合は、市で10.0%、町村で2.1%、全道で7.5%増加しています。

表3-13 会長の年齢 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
59歳以下	5	1.9%	3	2.3%	8	2.0%
60～69歳	68	25.4%	46	35.7%	114	28.7%
70～79歳	191	71.3%	76	58.9%	267	67.3%
80歳以上	4	1.5%	4	3.1%	8	2.0%
欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図3-5 会長の年齢（割合）

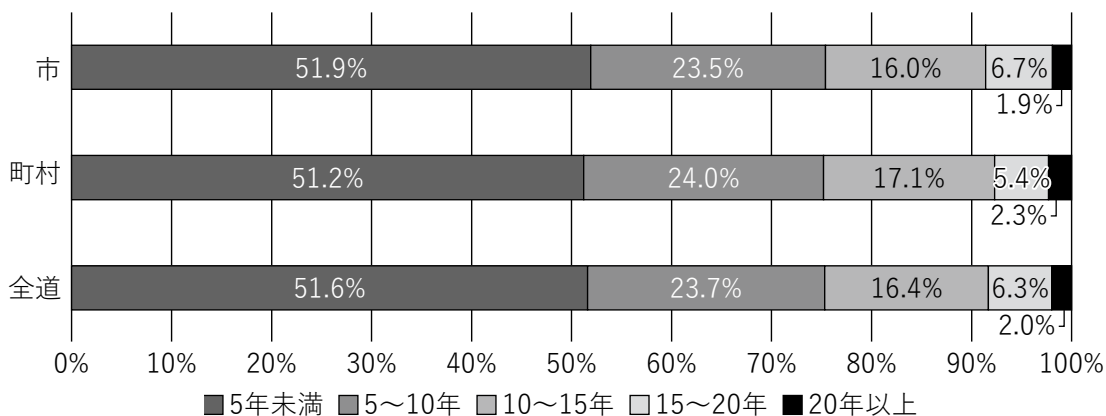


会長在職年数が5年未満の会長が最も多く、市・町村ともに50%を超えています。前回の調査との比較でも市で3.8%、町村で3.5%、全道で3.6%増加しました。

表3-14 会長の在職年数 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
5年未満	139	51.9%	66	51.2%	205	51.6%
5~10年	63	23.5%	31	24.0%	94	23.7%
10~15年	43	16.0%	22	17.1%	65	16.4%
15~20年	18	6.7%	7	5.4%	25	6.3%
20年以上	5	1.9%	3	2.3%	8	2.0%
欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図3-6 会長の在職年数（割合）



7) 民児協の副会長

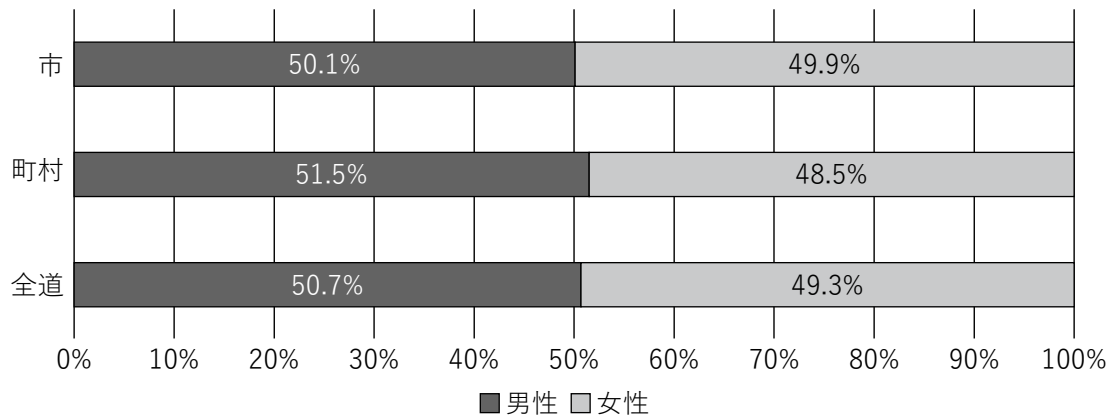
本調査に回答した民児協副会長645名のうち男性は市で193名50.1%、町村で134名51.5%、全道で327名50.7%であり、女性は市で192名49.9%、町村で126名48.5%、全道で318名49.3%と男女の差が見られなくなっています。

前回の調査との比較では、女性は市で4.7%、町村で1.6%、全道で3.4%の増加となりました。

表3-15 副会長の性別 (n=645)

区分		市		町村		全道	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
副会長	男性	193	50.1%	134	51.5%	327	50.7%
	女性	192	49.9%	126	48.5%	318	49.3%
	欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	385	100.0%	260	100.0%	645	100.0%
合計		396	100.0%	262	100.0%	658	100.0%

図3-7 副会長の性別 (割合)

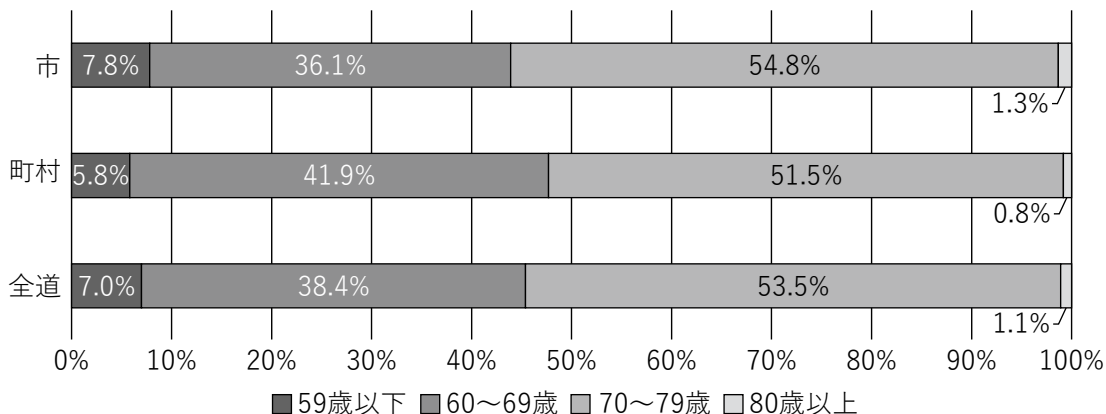


副会長を年齢別でみると、会長と同様に70～79歳が最も多く、全体の半数以上を占めています。前回の調査との比較でも「70～79歳」と「80歳以上」を合わせた割合は、市で9.6%、町村で11.1%、全道で10.2%増加しています。

表3-16 副会長の年齢 (n=645)

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
59歳以下	30	7.8%	15	5.8%	45	7.0%
60～69歳	139	36.1%	109	41.9%	248	38.4%
70～79歳	211	54.8%	134	51.5%	345	53.5%
80歳以上	5	1.3%	2	0.8%	7	1.1%
欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	385	100.0%	260	100.0%	645	100.0%

図3-8 副会長の年齢（割合）

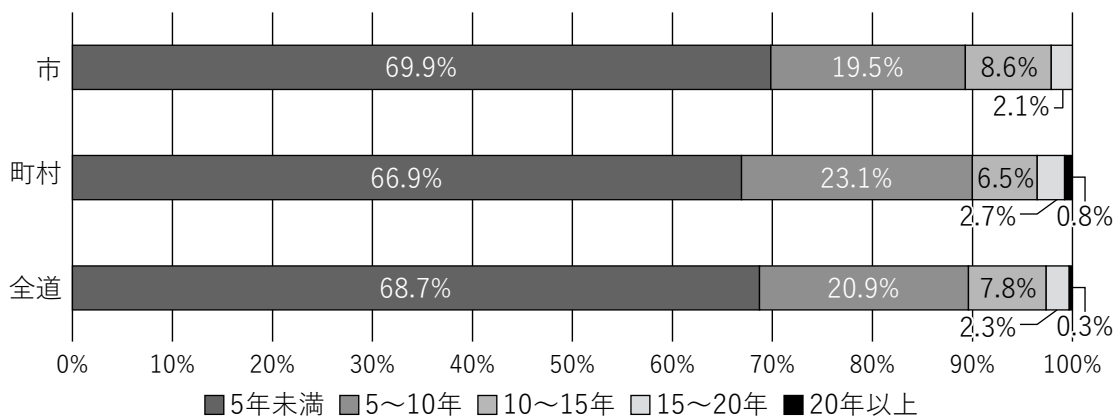


副会長の在職年数は、会長同様、5年未満が最も多く、市・町村ともに約7割を占めています。前回の調査との比較でも市で9.0%、町村で4.3%、全道で7.1%増加しました。

表3-17 副会長の在職年数（n=645）

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
5年未満	269	69.9%	174	66.9%	443	68.7%
5～10年	75	19.5%	60	23.1%	135	20.9%
10～15年	33	8.6%	17	6.5%	50	7.8%
15～20年	8	2.1%	7	2.7%	15	2.3%
20年以上	0	0.0%	2	0.8%	2	0.3%
欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	385	100.0%	260	100.0%	645	100.0%

図3-9 副会長の在職年数（割合）



8) 会長・副会長への主任児童委員の就任状況

主任児童委員が会長又は副会長に就任しているのは38民児協9.6%となっています。前回の調査との比較でも2.6%増加しています。

表3-18 会長・副会長への主任児童委員の就任状況 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
会長と副会長どちらにも就任	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
会長に就任	3	1.1%	1	0.8%	4	1.0%
副会長に就任	19	7.1%	14	10.9%	33	8.3%
会長・副会長には就任していない	245	91.4%	114	88.4%	359	90.4%
欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

4 法定民児協の運営について

1) 民生委員協議会の開催と出席率

民生委員協議会の開催数について、令和4年度に12回以上(「12回」と「13回以上」の合計)実施したのは、市では203か所75.7%、町村では36か所27.9%となっています。町村においては、おおむね2か月に1回の頻度となる6回以下(「5回以下」と「6回」の合計)は60か所46.5%と市と比べて差が見られます。

前回の調査との比較では大きな変化は見られませんでした。

表4-1 民生委員協議会の開催回数 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
5回以下	17	6.3%	29	22.5%	46	11.6%
6回	6	2.2%	31	24.0%	37	9.3%
7回	2	0.7%	3	2.3%	5	1.3%
8回	6	2.2%	4	3.1%	10	2.5%
9回	2	0.7%	7	5.4%	9	2.3%
10回	18	6.7%	10	7.8%	28	7.1%
11回	14	5.2%	9	7.0%	23	5.8%
12回	200	74.6%	33	25.6%	233	58.7%
13回以上	3	1.1%	3	2.3%	6	1.5%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

出席率については、年間60%を超える出席率があるのは、市では256か所100.0%、町村では106か所93.8%でした。90%以上の出席率がある民児協は市では142か所55.5%、町村では19か所16.8%と市の出席率が高くなっています。

一方、60%を下回る出席率となっているのは全道で7か所1.9%、いずれも町村でした。

前回の調査との比較では、出席率には若干の向上が見られますが、60%を下回る出席率には変化がありませんでした。

表4-2 民生委員協議会の出席率 (n=369)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
50.0%未満	0	0.0%	3	2.7%	3	0.8%
50.0~59.9%	0	0.0%	4	3.5%	4	1.1%
60.0~69.9%	2	0.8%	12	10.6%	14	3.8%
70.0~79.9%	27	10.5%	34	30.1%	61	16.5%
80.0~89.9%	85	33.2%	41	36.3%	126	34.1%
90.0%以上	142	55.5%	19	16.8%	161	43.6%

※欠損値28を除き算出(市12、町村16)

2) 児童委員協議会の開催と出席率

児童委員協議会の開催回数については、市では12回の開催が最も多く135か所57.0%に対し、町村は5回以下が最も多く53か所41.7%と、市と町村では大きな差が見られます。

前回の調査との比較では大きな変化は見られませんでした。

表4-3 児童委員協議会の開催回数 (n=364)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
5回以下	62	26.2%	53	41.7%	115	31.6%
6回	9	3.8%	21	16.5%	30	8.2%
7回	0	0.0%	2	1.6%	2	0.5%
8回	4	1.7%	3	2.4%	7	1.9%
9回	0	0.0%	6	4.7%	6	1.6%
10回	15	6.3%	9	7.1%	24	6.6%
11回	11	4.6%	7	5.5%	18	4.9%
12回	135	57.0%	24	18.9%	159	43.7%
13回以上	1	0.4%	2	1.6%	3	0.8%

※欠損値33を除き算出 (市31、町村2)

出席率については、年間60%を超える出席率があるのは、市では190か所99.5%、町村では83か所92.2%でした。90%以上の出席率がある民児協は市では117か所61.3%、町村では18か所20.0%と市の出席率が高くなっています。

一方、60%を下回る出席率となっているのは全道で8か所2.8%ありました。

前回の調査との比較では、町村で年間60%を超える出席率が4.6%増加し、60%を下回る出席率が全道で2.8%減少しています。

表4-4 児童委員協議会の出席率 (n=281)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
50.0%未満	0	0.0%	4	4.4%	4	1.4%
50.0~59.9%	1	0.5%	3	3.3%	4	1.4%
60.0~69.9%	4	2.1%	9	10.0%	13	4.6%
70.0~79.9%	13	6.8%	27	30.0%	40	14.2%
80.0~89.9%	56	29.3%	29	32.2%	85	30.2%
90.0%以上	117	61.3%	18	20.0%	135	48.0%

※欠損値116を除き算出 (市77、町村39)

なお、児童委員協議会の参集範囲について、「全児童委員」と答えたのは、市では174か所84.1%、町村では89か所89.9%、全道では263か所85.9%であり、前回の調査との比較でも割合が高くなっています。

その他の回答は、「民生委員協議会との同時開催」や「民生委員協議会に兼ねる」等の回答でした。

表4-5 児童委員協議会の参集範囲 (n=306)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
全児童委員	174	84.1%	89	89.9%	263	85.9%
主任児童委員のみ	21	10.1%	7	7.1%	28	9.2%
その他	12	5.8%	3	3.0%	15	4.9%
合計	207	100.0%	99	100.0%	306	100.0%

3) 定例会議の運営方法

定例会議の座長については、「会長が担う」と答えたのは市では150か所56.0%、町村では85か所65.9%、全道では235か所59.2%と町村の割合が高く、一方「副会長が担う」については、市では65か所24.3%、町村では14か所10.9%、全道では79か所19.9%と市の割合が高くなっています。また、「複数人が輪番制で担う」についても町村の割合が高くなっています。

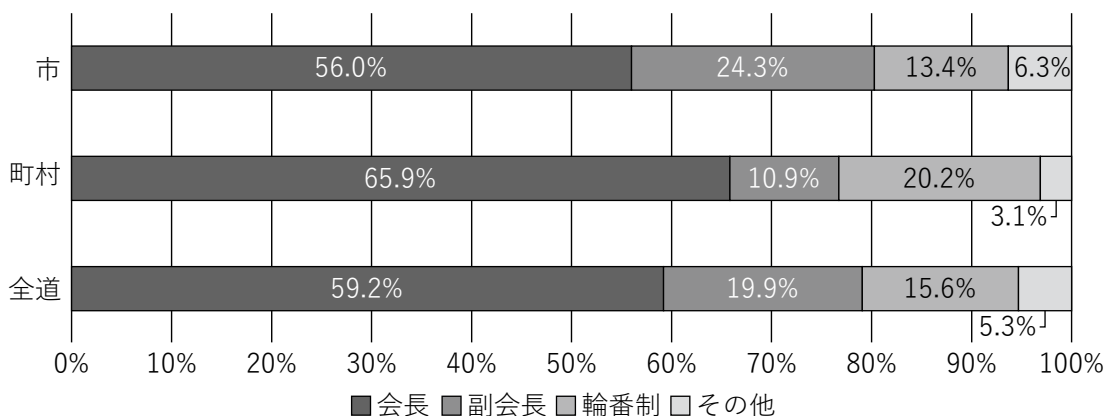
「その他」の回答には、「会長と副会長で担う」、「総務が担う」、「事務局が担う」等の回答がありました。

前回の調査との比較では大きな変化は見られませんでした。

表4-6 定例会の座長 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
会長が担う	150	56.0%	85	65.9%	235	59.2%
副会長が担う	65	24.3%	14	10.9%	79	19.9%
複数人が輪番制で担う	36	13.4%	26	20.2%	62	15.6%
その他	17	6.3%	4	3.1%	21	5.3%
欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図4-1 定例会議の座長 (割合)



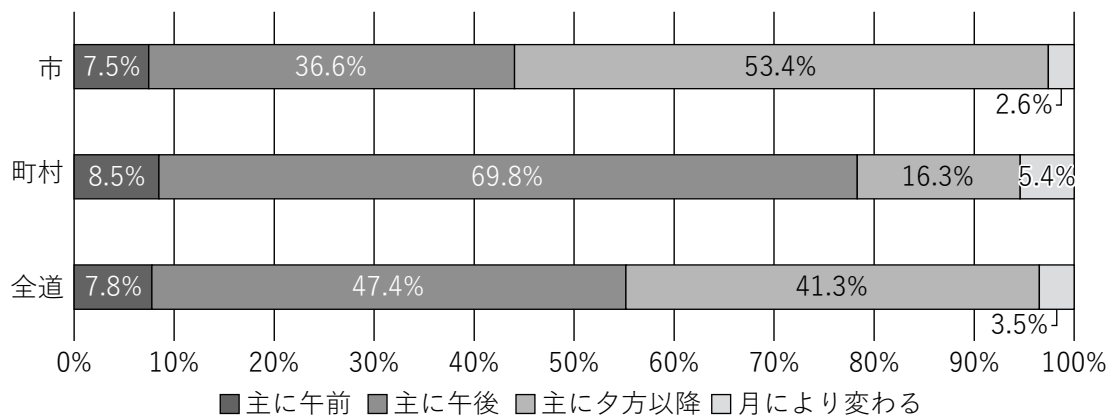
定例会議の開催時間については、市では「主に夕方以降に開催している」が143か所53.4%と半数以上が回答したのに対し、町村は21か所16.3%にとどまっています。町村では「主に午後に開催している」が90か所69.8%と最も多く、市と町村で差がありました。

前回の調査との比較では大きな変化は見られませんでした。

表4-7 定例会の開催時間 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
主に午前で開催している	20	7.5%	11	8.5%	31	7.8%
主に午後で開催している	98	36.6%	90	69.8%	188	47.4%
主に夕方以降に開催している	143	53.4%	21	16.3%	164	41.3%
その月により開催時間が変わる	7	2.6%	7	5.4%	14	3.5%
欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図4-2 定例会の開催時間 (割合)



定例会議において実施している事項では、市・町村ともに「民生委員信条の唱和」が最も多く、市では134か所50.0%、町村では63か所48.8%、全道では197か所49.6%となっています。

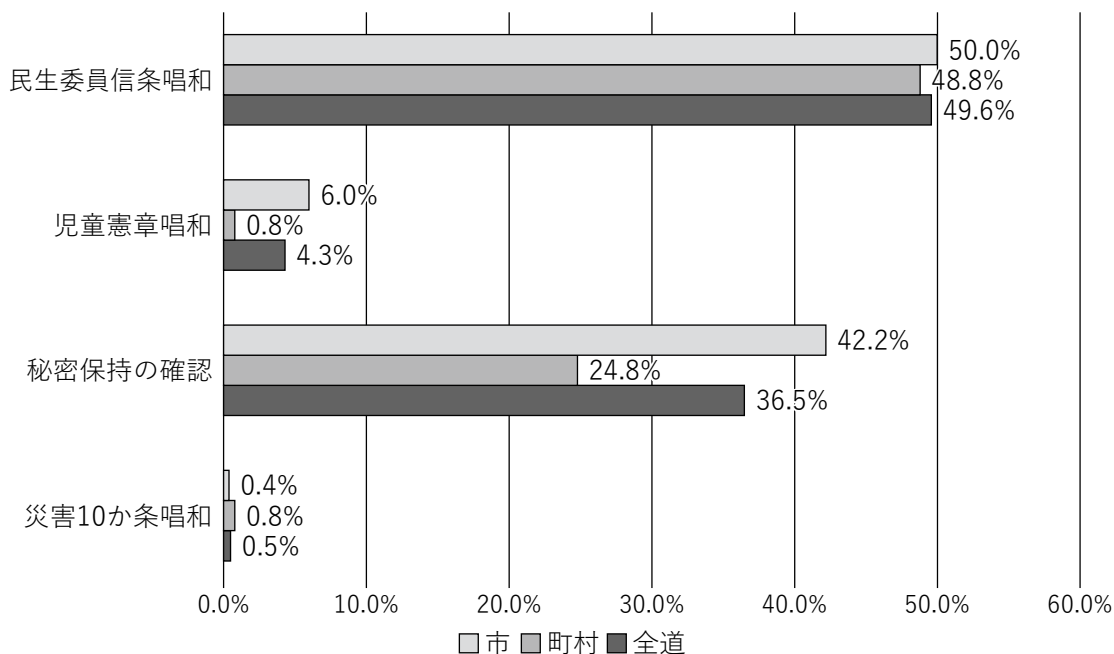
次いで「秘密保持についての確認を行う」が多く、市では113か所42.2%、町村では32か所24.8%、全道では145か所36.5%となっています。

いずれも前回の調査との比較では微増となっています。一方、「児童委員憲章の唱和」と「災害に備える民生委員活動10か条の唱和」については、いずれも前回の調査と比べても微減となりました。

表4-8 定例会において実施する事項 (複数回答)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
民生委員信条の唱和	134	50.0%	63	48.8%	197	49.6%
児童憲章の唱和	16	6.0%	1	0.8%	17	4.3%
秘密保持についての確認	113	42.2%	32	24.8%	145	36.5%
災害に備える民生委員活動10か条の唱和	1	0.4%	1	0.8%	2	0.5%

図4-3 定例会において実施する事項（割合）



定例会の内容は、市・町村ともに「行政や福祉関係機関からの報告や連絡」が最も多く、市では263か所98.1%、町村では127か所98.4%といずれも98%以上が回答しています。

一方、市・町村ともに「行政や福祉関係機関に対する意見具申等の取りまとめ」は最も少なく、市では121か所45.1%、町村では36か所27.9%にとどまっています。

「民生委員の担当区域や主任児童委員の役割に関する協議」、「民生委員としてやるべきこと、やならないことの調整や確認」、「行政や福祉関係機関に対する意見具申等の取りまとめ」の3項目については、市と町村に差が大きくなっており、いずれも市の方が高い割合になっています。

前回の調査との比較では、「民生委員の担当区域や主任児童委員の役割に関する協議」および「民生委員活動に有用な地域実態の収集や資料の配布」は市・町村ともに減少したものの、「研修の企画調整や定例会議と併せた研修の実施」については、市・町村ともに増加しています。

表4-9 定例会の内容（複数回答）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
民生委員の担当区域や主任児童委員の役割に関する協議	176	65.7%	61	47.3%	237	59.7%
民生委員としてやるべきこと、やならないことの調整や確認	210	78.4%	59	45.7%	269	67.8%
行政や福祉関係機関からの報告や連絡	263	98.1%	127	98.4%	390	98.2%
民生委員活動に有用な地域実態の収集や資料の配布	215	80.2%	99	76.7%	314	79.1%
研修の企画調整や定例会議と併せた研修の実施	227	84.7%	98	76.0%	325	81.9%
行政や福祉関係機関に対する意見具申等の取りまとめ	121	45.1%	36	27.9%	157	39.5%

図4-4 定例会の内容（割合）

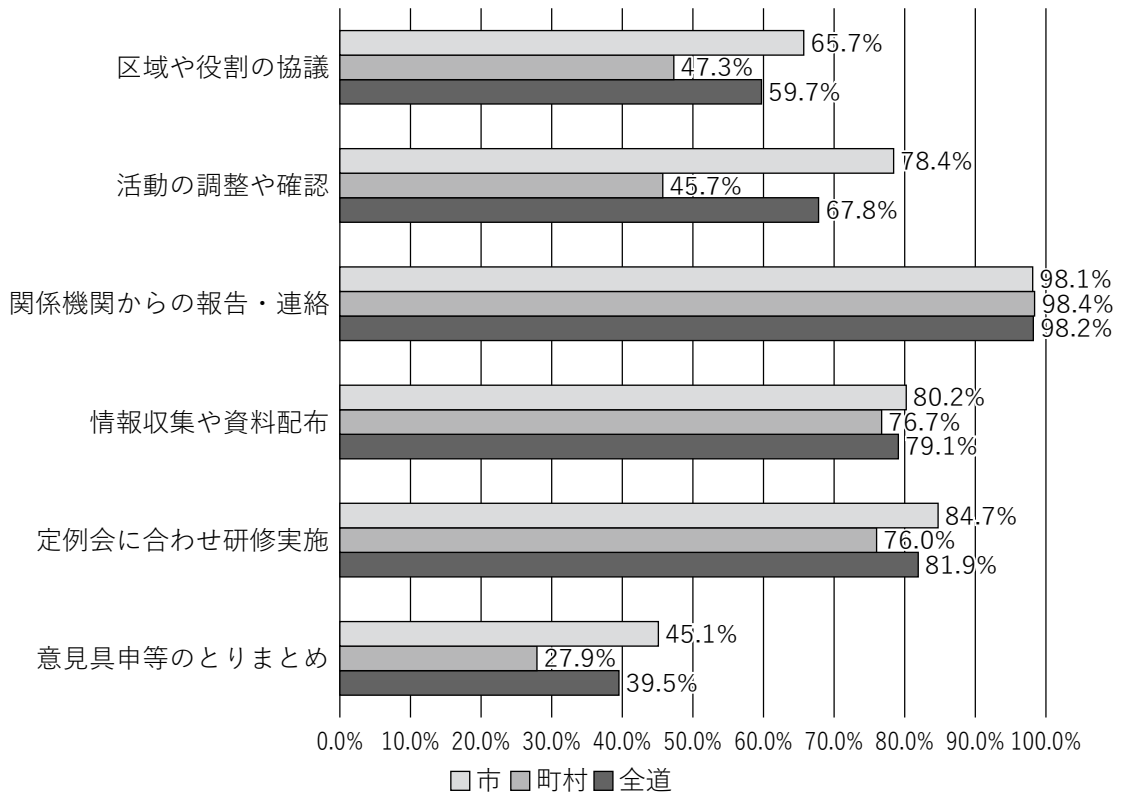


表4-10 前回の調査との比較（R5年度調査－R2年度調査）

区分	市	町村	全道
民生委員の担当区域や主任児童委員の役割に関する協議	▲2.7%	▲6.5%	▲3.9%
民生委員としてやるべきこと、やらないことの調整や確認	5.8%	▲11.1%	0.5%
行政や福祉関係機関からの報告や連絡	0.0%	0.7%	0.2%
民生委員活動に有用な地域実態の収集や資料の配布	▲0.3%	▲4.4%	▲1.6%
研修の企画調整や定例会議と併せた研修の実施	2.7%	4.8%	3.5%
行政や福祉関係機関に対する意見具申等の取りまとめ	1.5%	▲2.4%	0.3%

※▲はマイナスを意味します。

4) 専門部会・委員会の設置

各専門部会・委員会の設置状況については、市で最も多いのは「高齢者関連の部会」が146か所54.5%、一方町村で最も多いのは「子ども・妊産婦関連の部会」が59か所45.7%でした。

市・町村ともに最も低かったのは「調査部会」で、市では10か所3.7%、町村では設置する民児協はありませんでした。

市と町村で設置状況に最も差が生じたのは「広報関連の部会」であり、市では89か所33.2%に対し、町村では18か所14.0%でした。

前回の調査との比較では、大きな変化は見られませんでした。

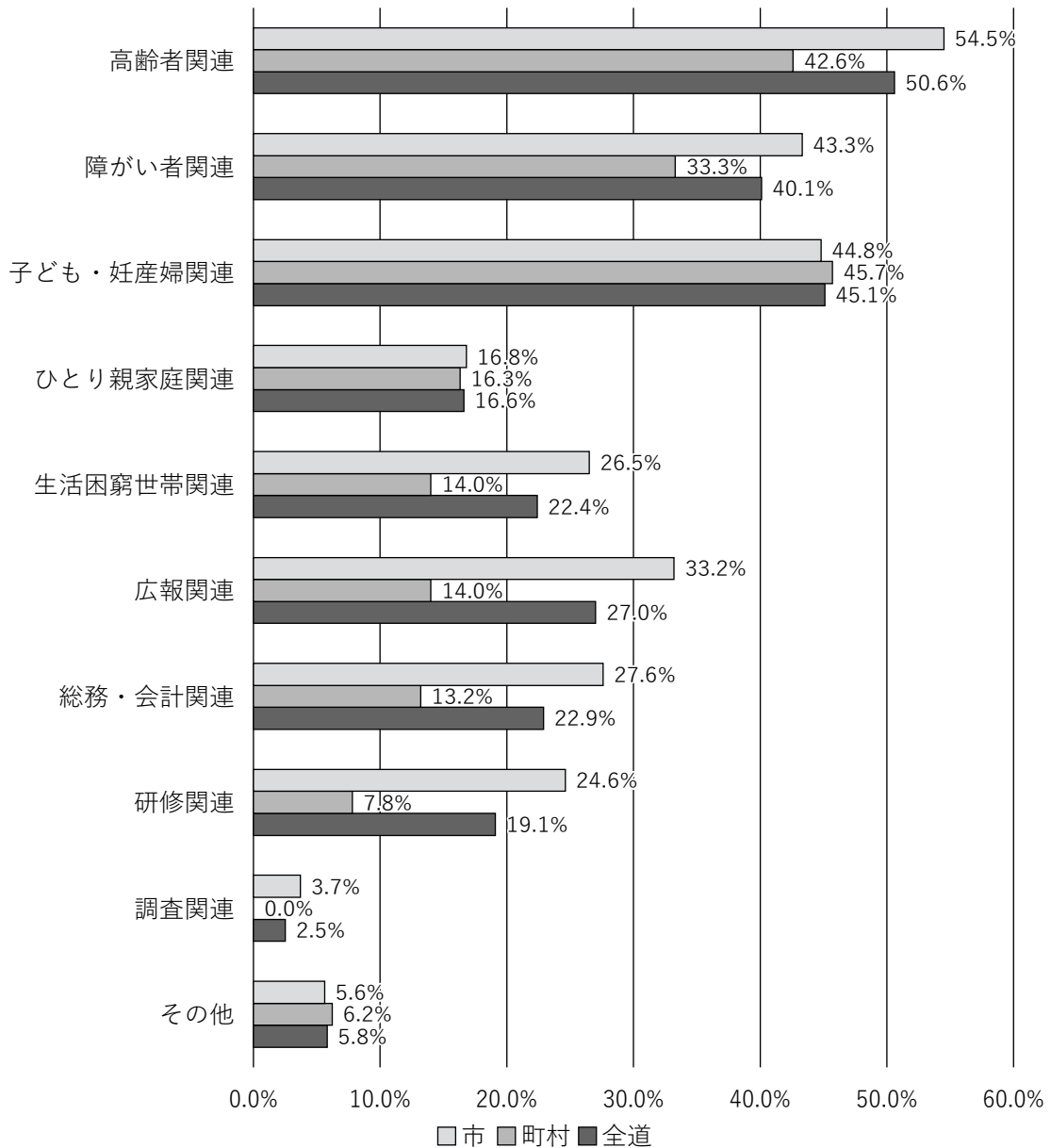
表4-11 専門部会・委員会の設置状況（複数回答）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
高齢者関連の部会	146	54.5%	55	42.6%	201	50.6%
障がい者関連の部会	116	43.3%	43	33.3%	159	40.1%
子ども・妊産婦関連の部会	120	44.8%	59	45.7%	179	45.1%
ひとり親家庭関連の部会	45	16.8%	21	16.3%	66	16.6%
生活困窮世帯関連の部会	71	26.5%	18	14.0%	89	22.4%
広報関連の部会	89	33.2%	18	14.0%	107	27.0%
総務・会計関連の部会	74	27.6%	17	13.2%	91	22.9%
研修関連の部会	66	24.6%	10	7.8%	76	19.1%
調査部会	10	3.7%	0	0.0%	10	2.5%
その他	15	5.6%	8	6.2%	23	5.8%

その他の具体的内容（順不同）

生活部会／生活福祉部会／生活支援部会／生活福祉資金部会／福祉部会／地域福祉部会／住民福祉部会／ボランティア部会／女性部会／親子部会／厚生に関する部会／住民支え合いマップ推進委員会 など

図4-5 専門部会・委員会の設置状況（割合）



各部会の開催回数を専門部会・委員会の設置数で割り、年間の開催頻度を明らかにすると、最も多いのは「広報関連の部会」の開催頻度が3.5回と最も高くなっています。次いで、「総務・会計関連の部会」が3.1回、「子ども・妊産婦関連の部会」と「研修関連の部会」がいずれも2.5回でした。

前回の調査との比較では、大きな変化は見られませんでした。

表4-12 専門部会・委員会の年間開催頻度

区分	設置数	総開催数	開催頻度
高齢者関連の部会	201	401	2.0
障がい者関連の部会	159	304	1.9
子ども・妊産婦関連の部会	179	455	2.5
ひとり親家庭関連の部会	66	118	1.8
生活困窮世帯関連の部会	89	161	1.8
広報関連の部会	107	374	3.5
総務・会計関連の部会	91	279	3.1
研修関連の部会	76	189	2.5
調査部会	10	13	1.3
その他	23	52	2.3

※開催頻度 = $\frac{\text{総開催回数}}{\text{（専門部会・委員会設置数）}}$ 、令和4年度実績

5) 定例会議への関係機関の参加

定例会議への関係機関(者)の参加について、市で最も多いのは「地域包括支援センター」で213か所79.5%、町村で最も多いのは「福祉関係部局の行政関係者」が93か所72.1%でした。

市と町村の上位3機関について、順位は異なるものの「福祉関係部局の行政関係者」、「地域包括支援センター」、「市町村社会福祉協議会」と同じ機関でした。

前回の調査との比較では、市においては「市町村共同募金委員会」以外の機関の参加がどれも減少しており、中でも「警察署・消防署の署員」は13.6%、「防災関連部局の行政担当者」は8.0%減少しています。一方、町村においては、「地域包括支援センター」は6.2%、「福祉関連部局の行政担当者」は5.9%の減少がみられましたが、その他の機関には大きな変化は見られませんでした。

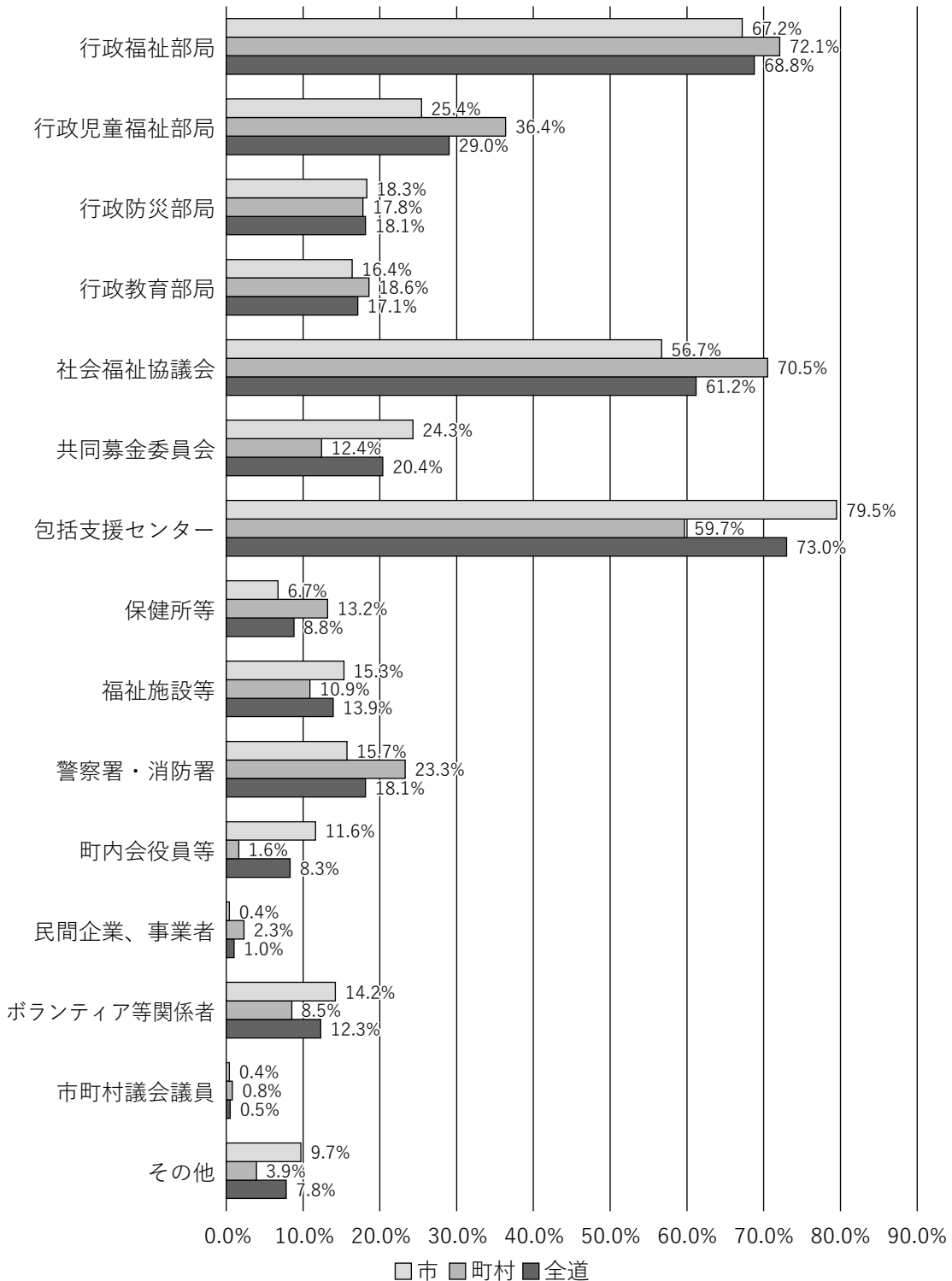
表4-13 関係機関(者)の参加状況(複数回答)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
福祉関係部局の行政関係者	180	67.2%	93	72.1%	273	68.8%
児童福祉関連部局の行政関係者	68	25.4%	47	36.4%	115	29.0%
防災関連部局の行政関係者	49	18.3%	23	17.8%	72	18.1%
教育関連部局の行政関係者	44	16.4%	24	18.6%	68	17.1%
市町村社会福祉協議会	152	56.7%	91	70.5%	243	61.2%
市町村共同募金委員会	65	24.3%	16	12.4%	81	20.4%
地域包括支援センター	213	79.5%	77	59.7%	290	73.0%
保健所・保健センター	18	6.7%	17	13.2%	35	8.8%
社会福祉施設・福祉事業所	41	15.3%	14	10.9%	55	13.9%
警察署・消防署の署員	42	15.7%	30	23.3%	72	18.1%
自治会・町内会の役員等	31	11.6%	2	1.6%	33	8.3%
農協・漁協・生協など民間企業、事業者	1	0.4%	3	2.3%	4	1.0%
ボランティア・NPO団体、福祉団体関係者	38	14.2%	11	8.5%	49	12.3%
市町村議会議員	1	0.4%	1	0.8%	2	0.5%
その他	26	9.7%	5	3.9%	31	7.8%

その他の具体的内容（順不同）

市連合事務局／市民委員会役員／民生委員・児童委員のOB・OG／医療関係者／消費者協会／総合振興局職員（生活保護ケースワーカー）／法テラス／自立支援相談所／町長／行政関係者（マイナンバー担当、商工観光担当、国民健康保険担当）／大学生 など

図4-6 関係機関（者）の参加状況（割合）



5 連絡手段および情報の取扱い等について

1) 民生委員が所持している通信機器

所属委員の80%以上が所持している通信媒体については、市・町村ともに「スマートフォン」が多く、全道で288か所72.5%となっていますが、市では216か所80.6%であるのに対し、町村では72か所55.8%と差が見られます。

また、「パソコン・タブレット」についても市では35か所13.1%であるのに対し、町村では7か所5.4%と差が見られます。

前回の調査では、「携帯電話・スマートフォン」としていた解答肢を「スマートフォン(ガラケーを除く)」に変更したため、単純な比較はできませんが、今回との差である市では10.0%、町村では38.9%がスマートフォン以外の携帯電話、いわゆるガラケー(フィーチャーフォン)の携帯電話であることが想定されます。

また、「パソコン・タブレット」は全道で10.6%、FAXは全道で28.2%にとどまっており、いずれも前回調査時と比較して割合が低くなりました。

表5-1 民生委員が所持している通信機器(80%以上を所持している民児協の状況)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
パソコン・タブレット	35	13.1%	7	5.4%	42	10.6%
スマートフォン (ガラケーを除く)	216	80.6%	72	55.8%	288	72.5%
FAX	90	33.6%	22	17.1%	112	28.2%

※回答のうち80%以上の所持割合であった民児協数

2) 民生委員相互の連絡手段

民生委員相互の連絡手段については、市・町村ともに「会議等で対面したときに行う」が最も多く、市で263か所98.5%、町村では119か所92.2%といずれも90%を超えています。次いで多いのは「委員の携帯電話」であり、市で260か所97.4%、町村では98か所76.0%となっています。

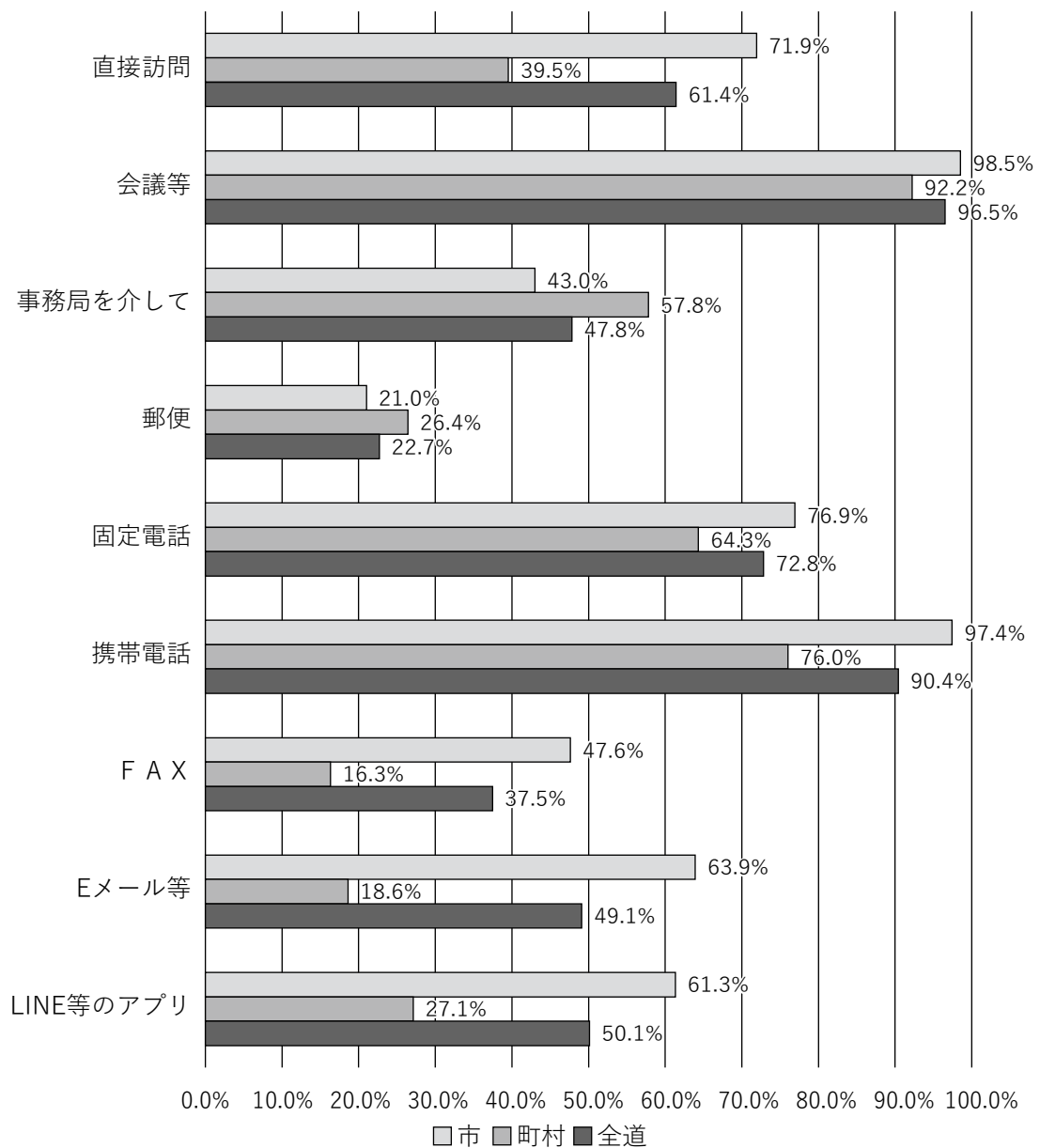
前回の調査と比較すると「直接訪問する」の割合が4.5%減少し、「Eメールやショートメール」は全道で6.9%、「LINE等の通信アプリ」は全道で18.2%増加し、非対面での連絡手段の割合が多くなっています。特に市では「LINE等の通信アプリ」の割合が前回調査時と比較しておよそ1.5倍になりました。

表5-2 委員相互の連絡手段（複数回答）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
直接訪問する	192	71.9%	51	39.5%	243	61.4%
会議等で対面した時に行う	263	98.5%	119	92.2%	382	96.5%
事務局を介して行う	114	43.0%	74	57.8%	188	47.8%
郵便	56	21.0%	34	26.4%	90	22.7%
自宅の固定電話	206	76.9%	83	64.3%	289	72.8%
委員の携帯電話	260	97.4%	98	76.0%	358	90.4%
F A X	127	47.6%	21	16.3%	148	37.5%
Eメールやショートメール	170	63.9%	24	18.6%	194	49.1%
L I N E等のアプリ	163	61.3%	35	27.1%	198	50.1%

※複数回答

図5-1 委員相互の連絡手段



3) 民生委員の守秘義務における対応

民生委員の情報セキュリティや個人情報保護等に関する取組みについては、「情報の適正な取扱いに関するマニュアルや要領」を定めているのは、市では119か所44.6%、町村で20か所15.5%と市と町村に差が見られます。

「情報の適正な取扱いに関する研修の実施」についても、市では134か所50.4%、町村では46か所35.7%となっています。

「情報の適正な取扱いに関する行政等、情報提供元との協議」については、市・町村の差は見られませんでした。

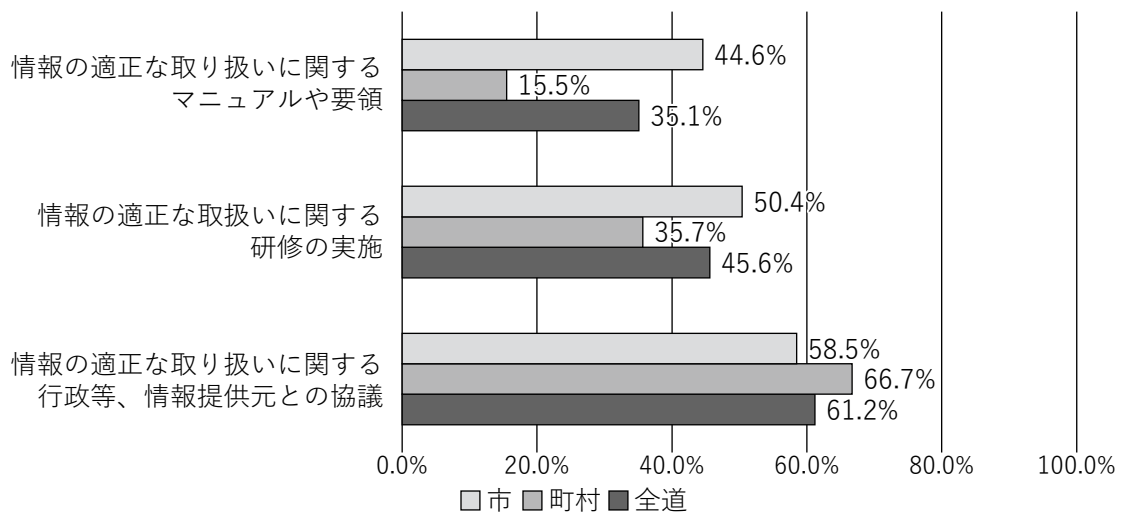
前回の調査との比較では大きな変化は見られませんでした。

表5-3 情報セキュリティ・個人情報保護等の取組み（複数回答）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
情報の適正な取扱いに関するマニュアルや要領	119	44.6%	20	15.5%	139	35.1%
情報の適正な取扱いに関する研修の実施	134	50.4%	46	35.7%	180	45.6%
情報の適正な取扱いに関する行政等、情報提供元との協議	155	58.5%	86	66.7%	241	61.2%

※複数回答

図5-2 情報セキュリティ・個人情報保護等の取組み



4) 自治体等からの個人情報提供の状況

個人情報提供の内容については、市・町村ともに「生活保護受給世帯」が最も多く、全道で326か所82.5%となっています。次いで「高齢者のみ世帯」が283か所71.6%、「一人暮らし高齢者」が263か所66.6%となっています。これら上位3つの項目は市・町村ともに同様でした。

「引きこもりや老親と子」については市では3か所1.1%町村では13か所10.1%が回答しており、市と町村の差がありました。

前回の調査との比較では大きな変化は見られませんでした。

表5-4 自治体等からの個人情報提供の内容（複数回答）

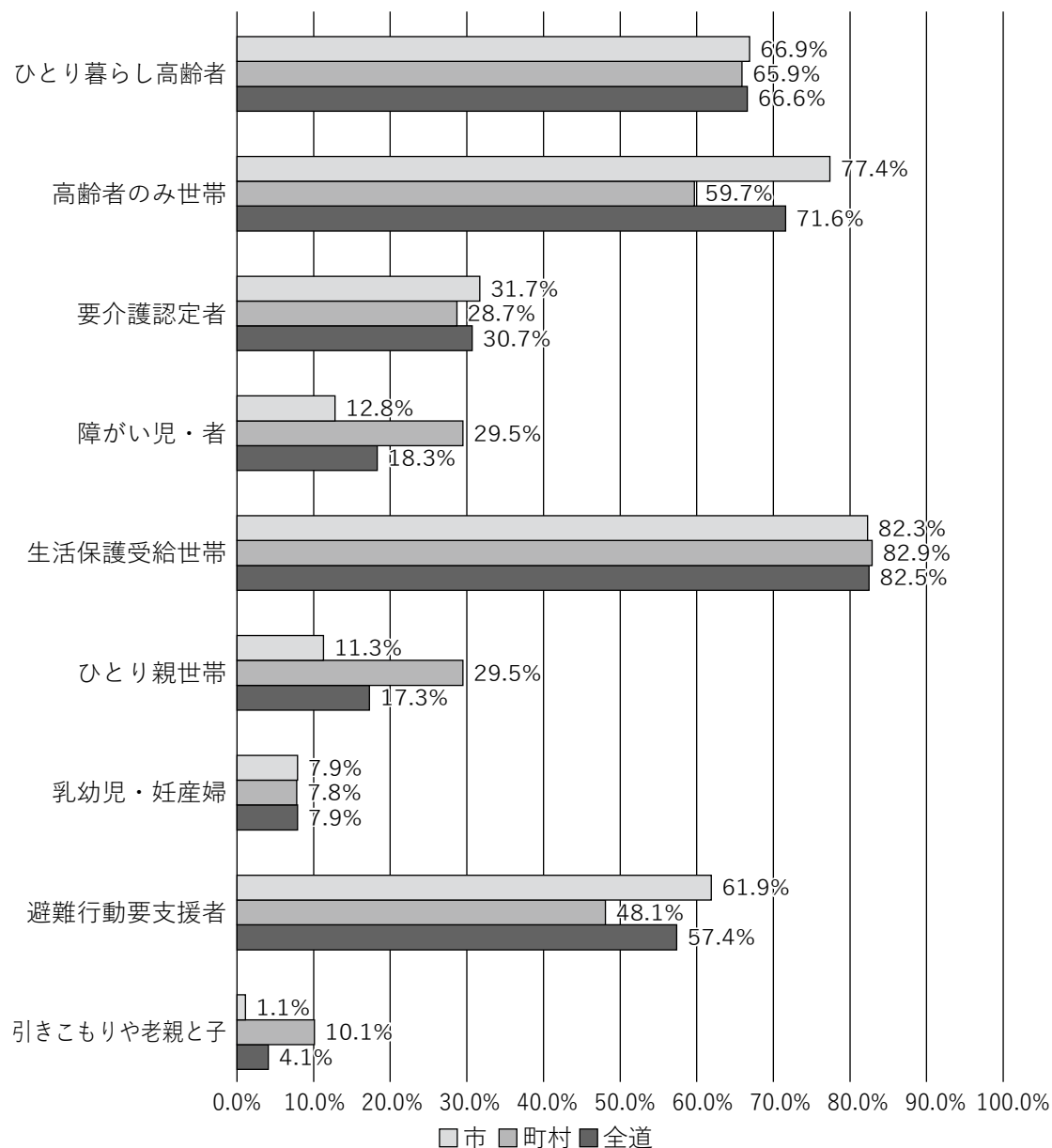
区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
一人暮らし高齢者	178	66.9%	85	65.9%	263	66.6%
高齢者のみ世帯	206	77.4%	77	59.7%	283	71.6%
要介護認定者	84	31.7%	37	28.7%	121	30.7%
障がい児・者	34	12.8%	38	29.5%	72	18.3%
生活保護受給世帯	219	82.3%	107	82.9%	326	82.5%
ひとり親世帯	30	11.3%	38	29.5%	68	17.3%
乳幼児・妊産婦	21	7.9%	10	7.8%	31	7.9%
避難行動要支援者	164	61.9%	62	48.1%	226	57.4%
引きこもりや老親と子	3	1.1%	13	10.1%	16	4.1%

※複数回答

その他の具体的内容（順不同）

全世帯（世帯調査時）／担当地区全世帯／担当区域内住民票／転入、転出、死亡者／65歳以上高齢者／高齢者を含む世帯／長期在宅療養者／施設入所者／緊急通報システム設置者／認知症高齢者等SOSネットワーク登録者／配食サービス利用者／福祉除雪利用者／就学援助申請者／救急医療情報キット配布先／要保護・準要保護児童生徒／新生児

図5-3 自治体等からの個人情報提供の内容



これら情報の提供方法として「自治体等から名簿の提供がある」のは、市では「避難行動要支援者」が91.5%に対し、町村では「高齢者のみ世帯」が89.6%でそれぞれ最も高い項目でした。

さらに、市では「生活保護受給世帯」が88.1%、「要介護認定者」が86.9%、町村では「一人暮らし高齢者」が89.4%、「避難行動要支援者」が88.7%となっており、項目ごとの割合の高さには市・町村で差が見られます。

前回の調査との比較では、市では減少した項目がみられるものの、全道的には全ての項目で割合が増加しており、自治体等からの名簿の提供が増えている実態が伺えます。

表 5-5 自治体等から名簿の提供がある情報の割合

区分	市	町村	全道
一人暮らし高齢者	73.0%	89.4%	78.3%
高齢者のみ世帯	71.8%	89.6%	76.7%
要介護認定者	86.9%	67.6%	81.0%
障がい児・者	64.7%	71.1%	68.1%
生活保護受給世帯	88.1%	72.9%	83.1%
ひとり親世帯	33.3%	71.1%	54.4%
乳幼児・妊産婦	42.9%	40.0%	41.9%
避難行動要支援者	91.5%	88.7%	90.7%
引きこもりや老親と子	0.0%	30.8%	25.0%

図 5-4 自治体等から名簿の提供がある情報の割合

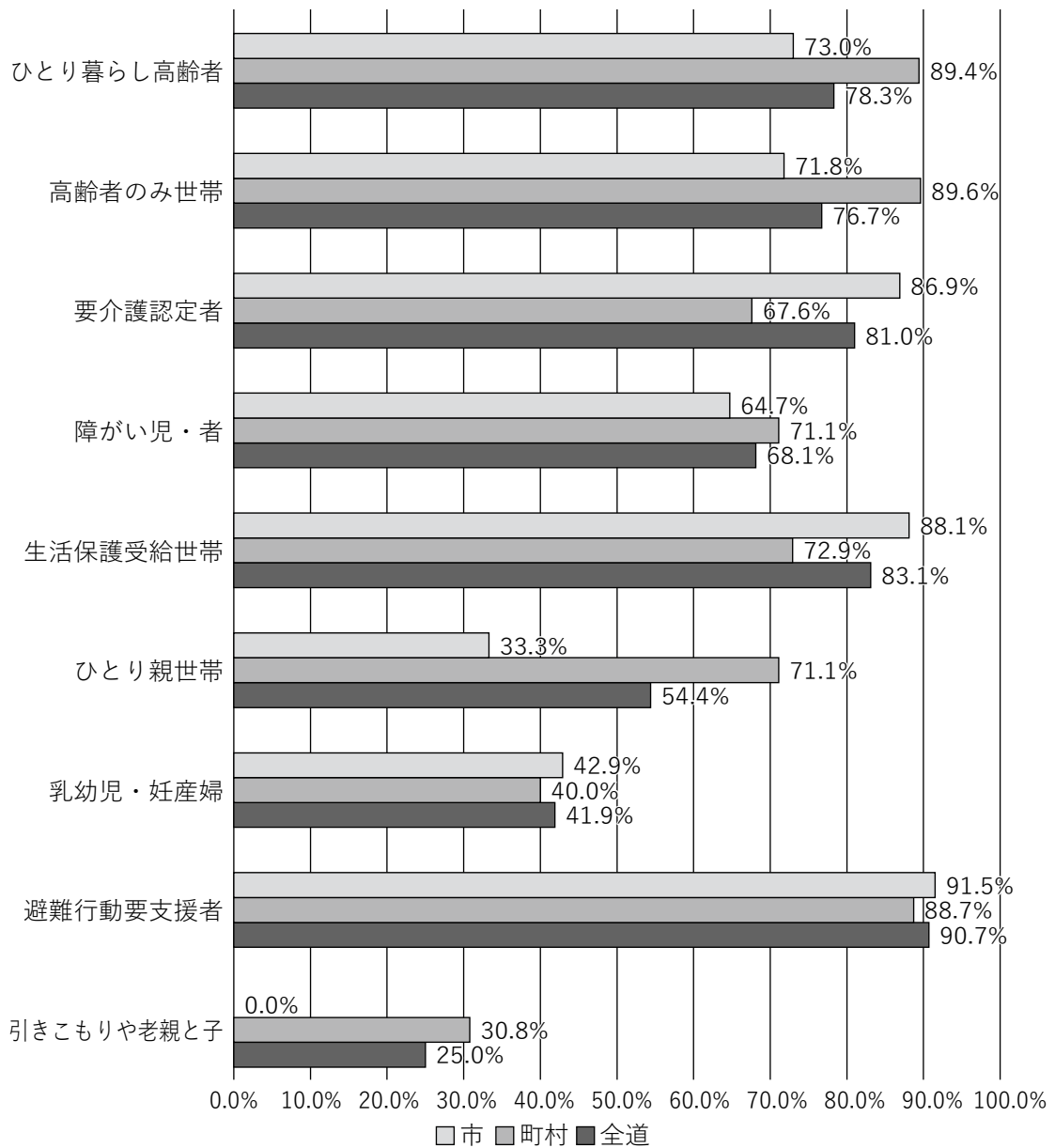


表5-6 前回の調査との比較（R5年度調査—R2年度調査）

区分	市	町村	全道
一人暮らし高齢者	▲1.9%	12.6%	2.8%
高齢者のみ世帯	9.9%	13.3%	10.7%
要介護認定者	6.9%	4.0%	5.2%
障がい児・者	21.1%	8.6%	17.5%
生活保護受給世帯	5.8%	6.8%	6.0%
ひとり親世帯	▲16.7%	14.0%	1.5%
乳幼児・妊産婦	8.3%	3.6%	6.8%
避難行動要支援者	7.5%	5.1%	6.8%
引きこもりや老親と子	▲20.0%	10.8%	5.0%

※▲はマイナスを意味します。

5) 職務に必要な指導

情報の適正な取扱いについては、「情報の適正な取扱いに関するマニュアルや要領の提示」があると回答したのは、市では162か所60.4%と最も多かったのに対し、町は14か所10.9%にとどまっています。

町村で最も多かったのは、「民児協との協議」で75か所58.1%でした。市でも同程度の割合の回答があました。

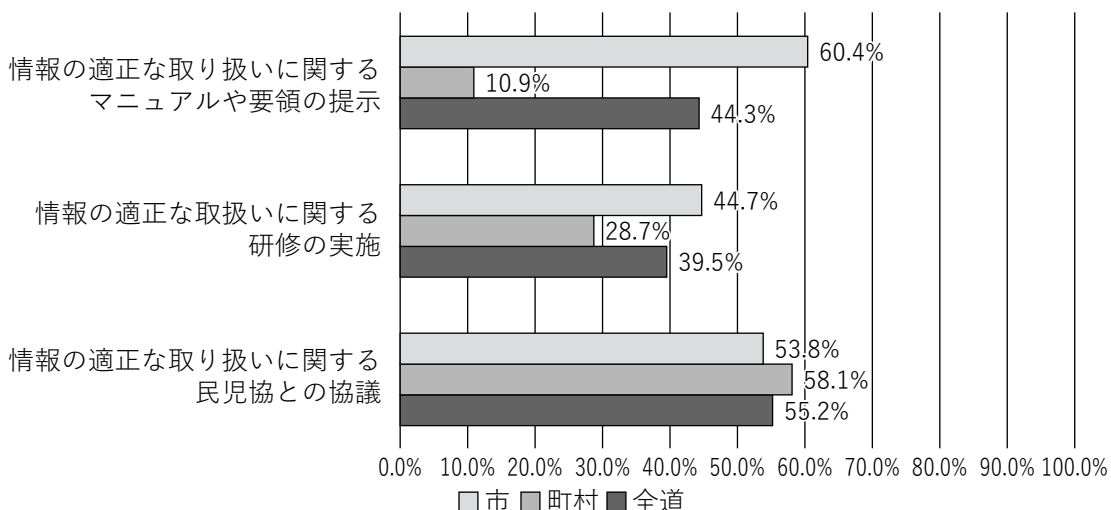
前回の調査との比較では大きな変化は見られませんでした。

表5-7 情報セキュリティ・個人情報保護等に関する指導（複数回答）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
情報の適正な取扱いに関するマニュアルや要領の提示	162	60.4%	14	10.9%	176	44.3%
情報の適正な取扱いに関する研修の実施	119	44.7%	37	28.7%	156	39.5%
情報の適正な取扱いに関する民児協との協議	143	53.8%	75	58.1%	218	55.2%

※複数回答

図5-5 情報セキュリティ・個人情報保護等に関する指導



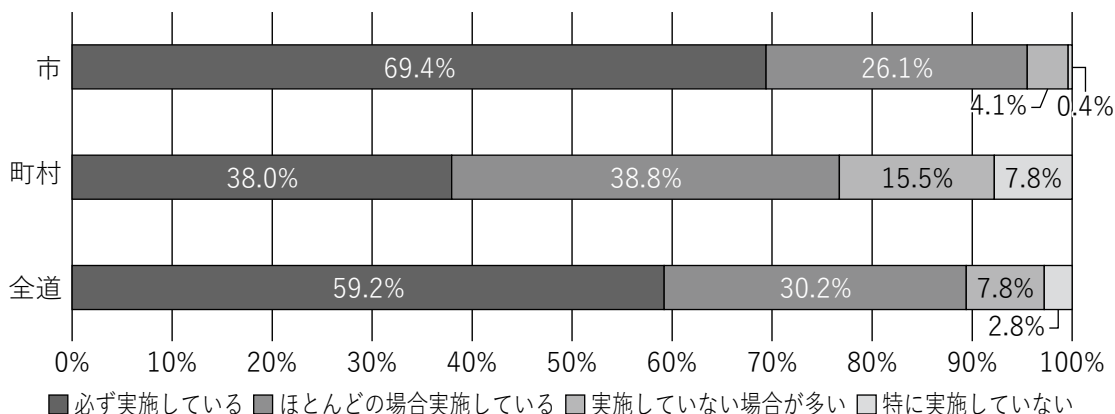
6) 新任委員への引継ぎ

新任委員への引継ぎについて「必ず実施している」または「ほとんどの場合実施している」の合計は全道で約90%となっていますが、町村では「実施していない場合が多い」または「特に実施していない」があわせて30か所23.3%となっています。

表5-8 新任委員への引継ぎの実施 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
必ず実施している	186	69.4%	49	38.0%	235	59.2%
ほとんどの場合、実施している	70	26.1%	50	38.8%	120	30.2%
実施していない場合が多い	11	4.1%	20	15.5%	31	7.8%
特に実施していない	1	0.4%	10	7.8%	11	2.8%
欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図5-6 新任委員への引継ぎの実施



引継ぎの形態について、市と町村で最も多かったのは「新任委員と前任委員が個別に引継ぎを行う（個別型）」であり、市では218か所81.3%、町村では102か所79.1%でした。

次いで多いのは、市では「引継ぎの際は役員等、他の委員が立ち会う」が114か所42.5%であり、町村では「事務局職員が新任委員に対して各種事項の説明をしている」が60か所46.5%で市と町村の実施方法に違いが見られます。

前回の調査との比較では、全道では「新任委員と前任委員が個別に引継ぎを行う（個別型）」は13.3%、「書類のみ引き継ぐ（会長等経由の書類引継ぎを含む）」は8.6%それぞれ増加しました。

表5-9 新任委員への引継ぎの実施方法（複数回答）

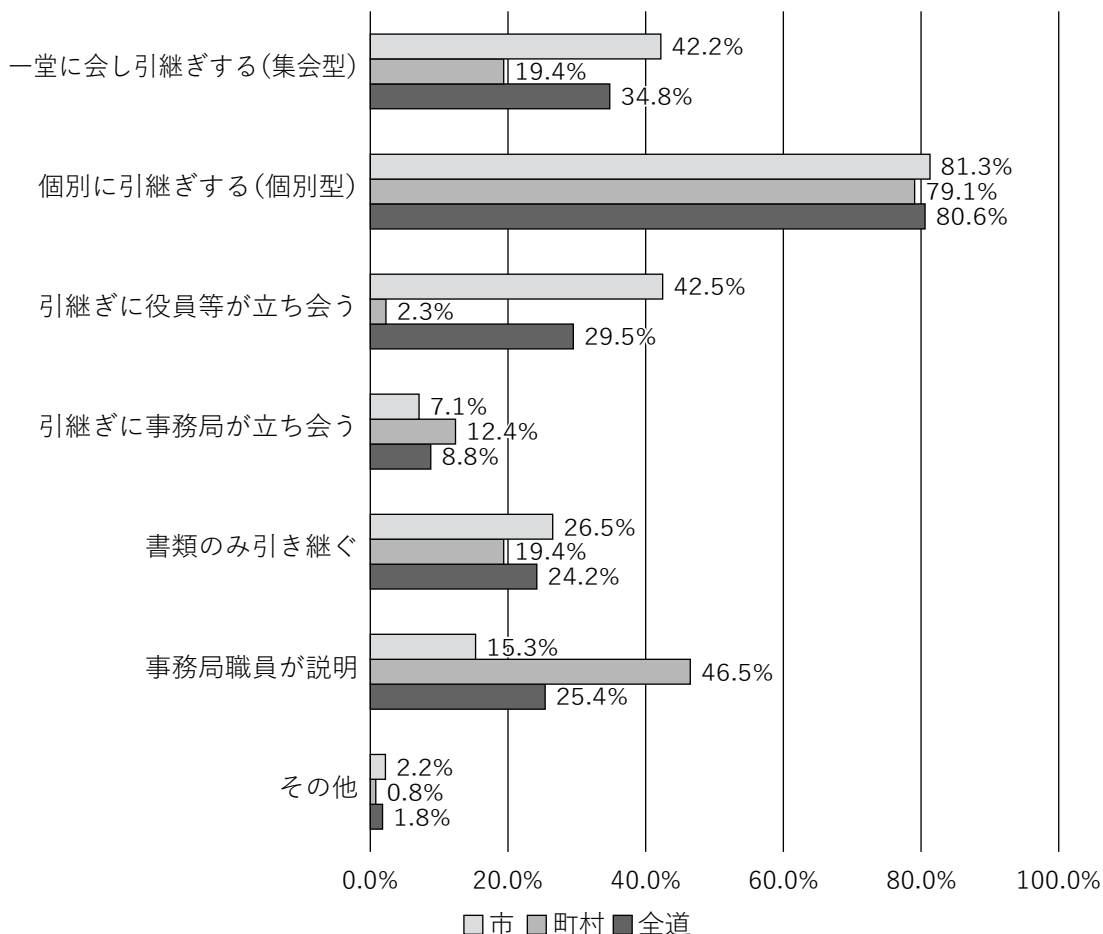
区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
新任委員と前任委員が一堂に会し引継ぎを行う（集会型）	113	42.2%	25	19.4%	138	34.8%
新任委員と前任委員が個別に引継ぎを行う（個別型）	218	81.3%	102	79.1%	320	80.6%
引継ぎの際は役員等、他の委員が立ち会う	114	42.5%	3	2.3%	117	29.5%
引継ぎの際は事務局が立ち会う	19	7.1%	16	12.4%	35	8.8%
書類のみ引き継ぐ（会長等経由の書類引継ぎを含む）	71	26.5%	25	19.4%	96	24.2%
事務局職員が新任委員に対して各種事項の説明をしている	41	15.3%	60	46.5%	101	25.4%
その他	6	2.2%	1	0.8%	7	1.8%

※複数回答

その他の具体的内容（順不同）

会長より退任委員・新任委員それぞれに実施／会長が引継ぐ／新任者に役員が引継ぎをする／新任研修会を実施／地域の対象者宅を新旧揃って訪問挨拶をする／集会型であるが参加できない場合は個別となる／状況や委員の意向より対応している

図5-7 新任委員への引継ぎの実施方法

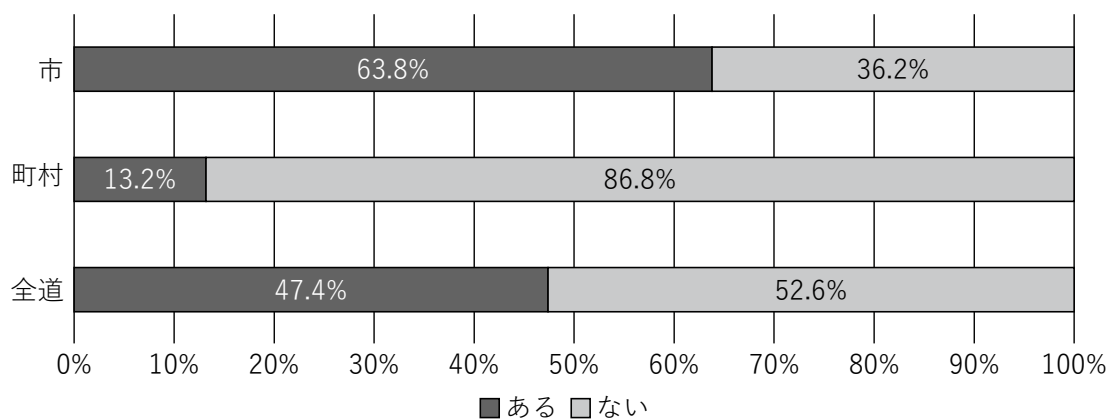


引継ぎにおけるマニュアル・要領については、市では171か所63.8%が「ある」と回答したのに対し、町村は17か所13.2%にとどまりました。前回の調査との比較では、「ある」と回答した町村は4.9%増加したものの、依然大きな差が見られます。

表5-10 引継ぎマニュアル・要領の有無 (n=397)

区分		市		町村		全道	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
引継ぎマニュアル ・要領	ある	171	63.8%	17	13.2%	188	47.4%
	ない	97	36.2%	112	86.8%	209	52.6%
	欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図5-8 引継ぎマニュアル・要領の有無



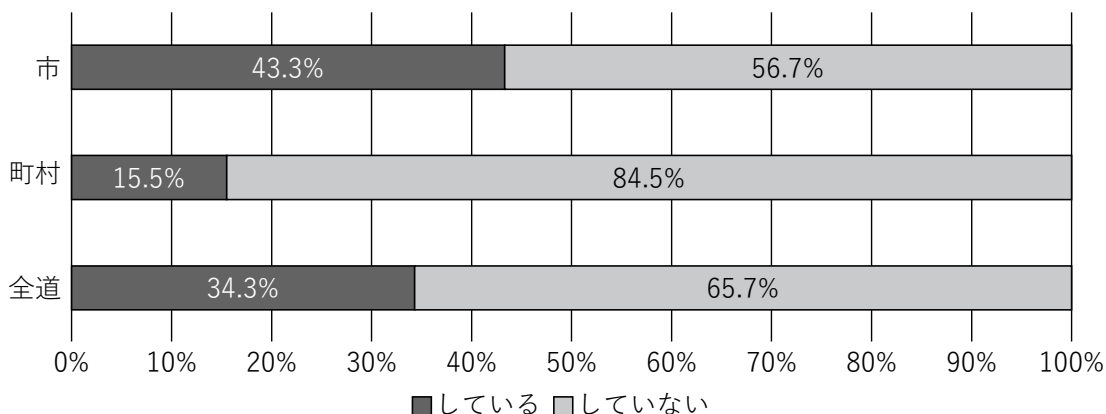
また、引継ぎ後の結果や報告については、市では152か所56.7%、町村では109か所84.5%が「していない」と回答しており市と町村で差が見られます。

前回の調査との比較では、「していない」と回答した割合が市では15.7%、町村では4.2%増えています。

表5-11 引継ぎ後の結果や報告の有無 (n=397)

区分		市		町村		全道	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
結果や報告を民 児協や事務局に	している	116	43.3%	20	15.5%	136	34.3%
	していない	152	56.7%	109	84.5%	261	65.7%
	欠損値	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図5-9 引継ぎ後の結果や報告の有無



引継ぎする書類については、市では「民生委員児童委員の活動のてびき（231か所86.2%）」、「世帯票（福祉票）・児童票等（220か所82.1%）」、「民生委員児童委員必携（219か所81.7%）」、「行政から提供を受けた個人情報（217か所81.0%）」の4つが80%を超える高い割合となっています。

町村では、「行政から提供を受けた個人情報（95か所73.6%）」が最も高く、次いで「民生委員・児童委員活動記録（76か所58.9%）」、「民生委員児童委員活動のてびき（67か所51.9%）」となっており、上位の項目に差は無いものの、市と町村では割合の差が大きく見られています。

前回の調査との比較では大きな変化は見られませんでした。

表5-12 引継ぎする書類（複数回答）

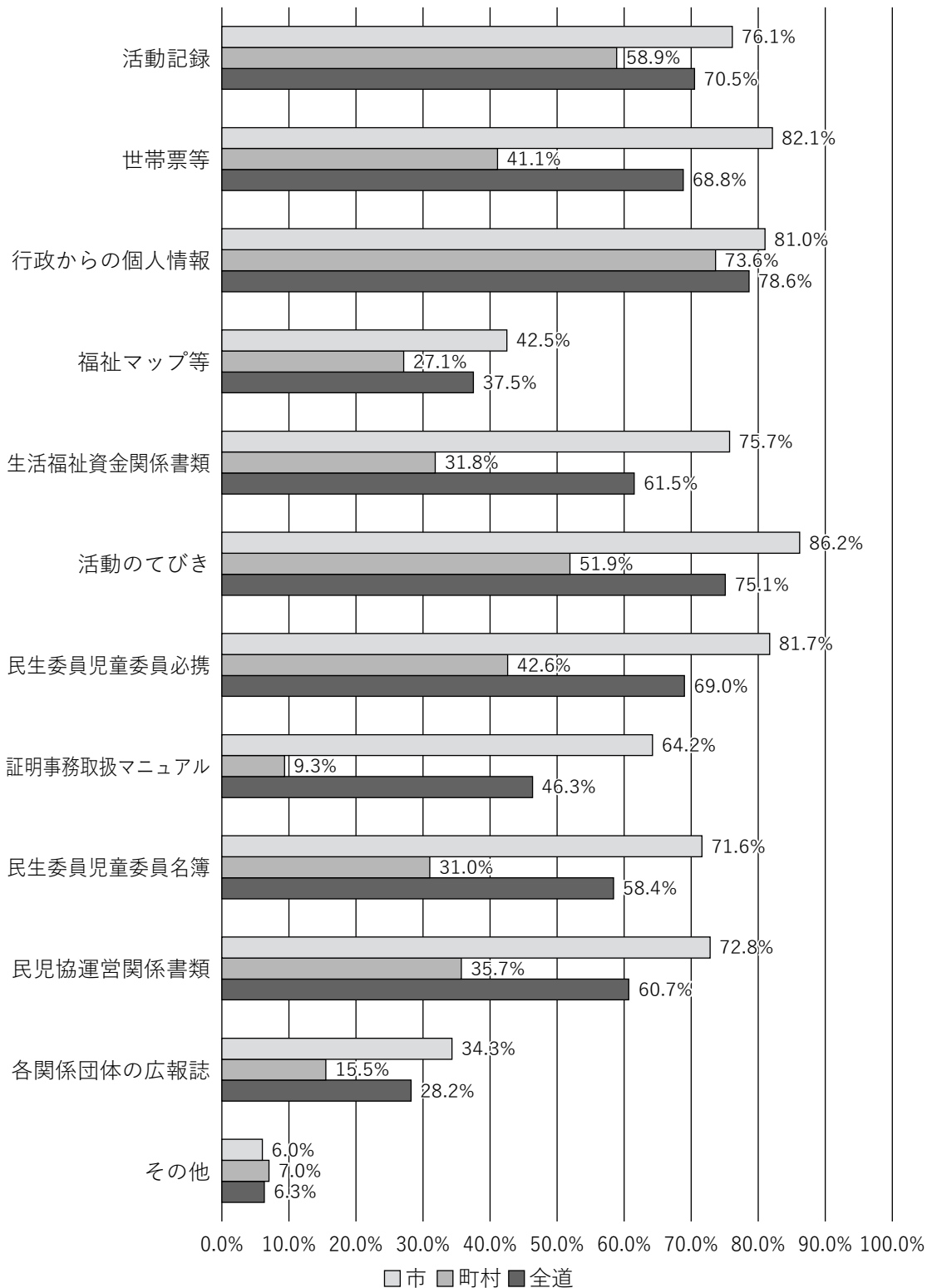
区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
民生委員児童委員活動記録	204	76.1%	76	58.9%	280	70.5%
世帯票（福祉票）・児童票等	220	82.1%	53	41.1%	273	68.8%
行政から提供を受けた個人情報	217	81.0%	95	73.6%	312	78.6%
福祉マップや住民支え合いマップ等、各種対象者マップ	114	42.5%	35	27.1%	149	37.5%
生活福祉資金関係書類	203	75.7%	41	31.8%	244	61.5%
民生委員児童委員活動のてびき	231	86.2%	67	51.9%	298	75.1%
民生委員児童委員必携	219	81.7%	55	42.6%	274	69.0%
証明事務の取り扱いマニュアル	172	64.2%	12	9.3%	184	46.3%
民生委員児童委員名簿	192	71.6%	40	31.0%	232	58.4%
民児協運営に関する書類	195	72.8%	46	35.7%	241	60.7%
道民児連等、各種関係団体の広報紙	92	34.3%	20	15.5%	112	28.2%
その他	16	6.0%	9	7.0%	25	6.3%

※複数回答

その他の具体的内容（順不同）

所持品等（ベスト、帽子、腕章、門標、手帳、バッジ）／資料等（世帯票、委員連絡網、決算書、予算書、留意事項等／書籍等（安全ガイドブック他、てびき、マニュアル、書籍）など

図5-10 引継ぎする書類



6 民児協の研修および人材育成について

1) 人材育成の効果が期待できる仕組み

道内の一部の民児協で実施されているペア活動や班活動のような、日常活動を通じた人材育成の効果が期待できる仕組みについては、市では20か所7.5%、町村5か所3.9%が「同様の仕組みがある」と回答しています。

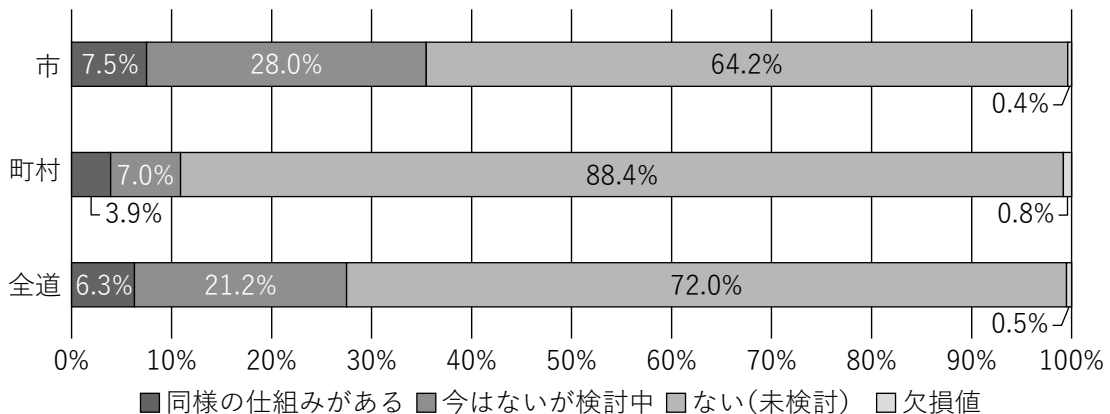
前回の調査との比較では、「今はないが、検討中」である民児協は全道で6.6%増加しました。

表6-1 人材育成の効果が期待できる仕組み (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
同様の仕組みがある	20	7.5%	5	3.9%	25	6.3%
今はないが、検討中	75	28.0%	9	7.0%	84	21.2%
ない(未検討)	172	64.2%	114	88.4%	286	72.0%
欠損値	1	0.4%	1	0.8%	2	0.5%
合計	268	100.0	129	100.0%	397	100.0%

※複数回答

図6-1 人材育成の効果が期待できる仕組み



2) 研修の開催状況

民児協で独自に開催する研修では、「高齢者関連の研修」が市・町村ともに約半数が開催していると回答しており、市では133か所49.6%、町村では57か所44.2%となっています。

「民生委員活動の活性化・強化に関する研修」は、市では154か所57.5%と最も高い割合であるのに対し、町村では34か所26.4%にとどまっており、市と町村の差が見られます。

最も低かったのは、市・町村ともに「人権に関する研修」で、市では21か所7.8%、町村で3か所2.3%となっています。

前回の調査と比較すると、全道では「防災関連の研修」は7.8%減少し、「人権に関する研修」は1.7%、「民生委員活動の活性化・強化に関する研修」は0.7%増加し、それ以外

の7つの項目は減少しています。

表6-2 研修の開催実績（複数回答）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
高齢者関連の研修	133	49.6%	57	44.2%	190	47.9%
障がい者関連の研修	56	20.9%	26	20.2%	82	20.7%
子ども・妊産婦関連の研修	59	22.0%	28	21.7%	87	21.9%
生活困窮者関連の研修	76	28.4%	24	18.6%	100	25.2%
学校・教育関連の研修	67	25.0%	13	10.1%	80	20.2%
防犯関連の研修	57	21.3%	23	17.8%	80	20.2%
防災関連の研修	67	25.0%	26	20.2%	93	23.4%
健康関連の研修	30	11.2%	13	10.1%	43	10.8%
民生委員活動の活性化・強化に関する研修	154	57.5%	34	26.4%	188	47.4%
人権に関する研修	21	7.8%	3	2.3%	24	6.0%

※複数回答

図6-2 研修の開催実績

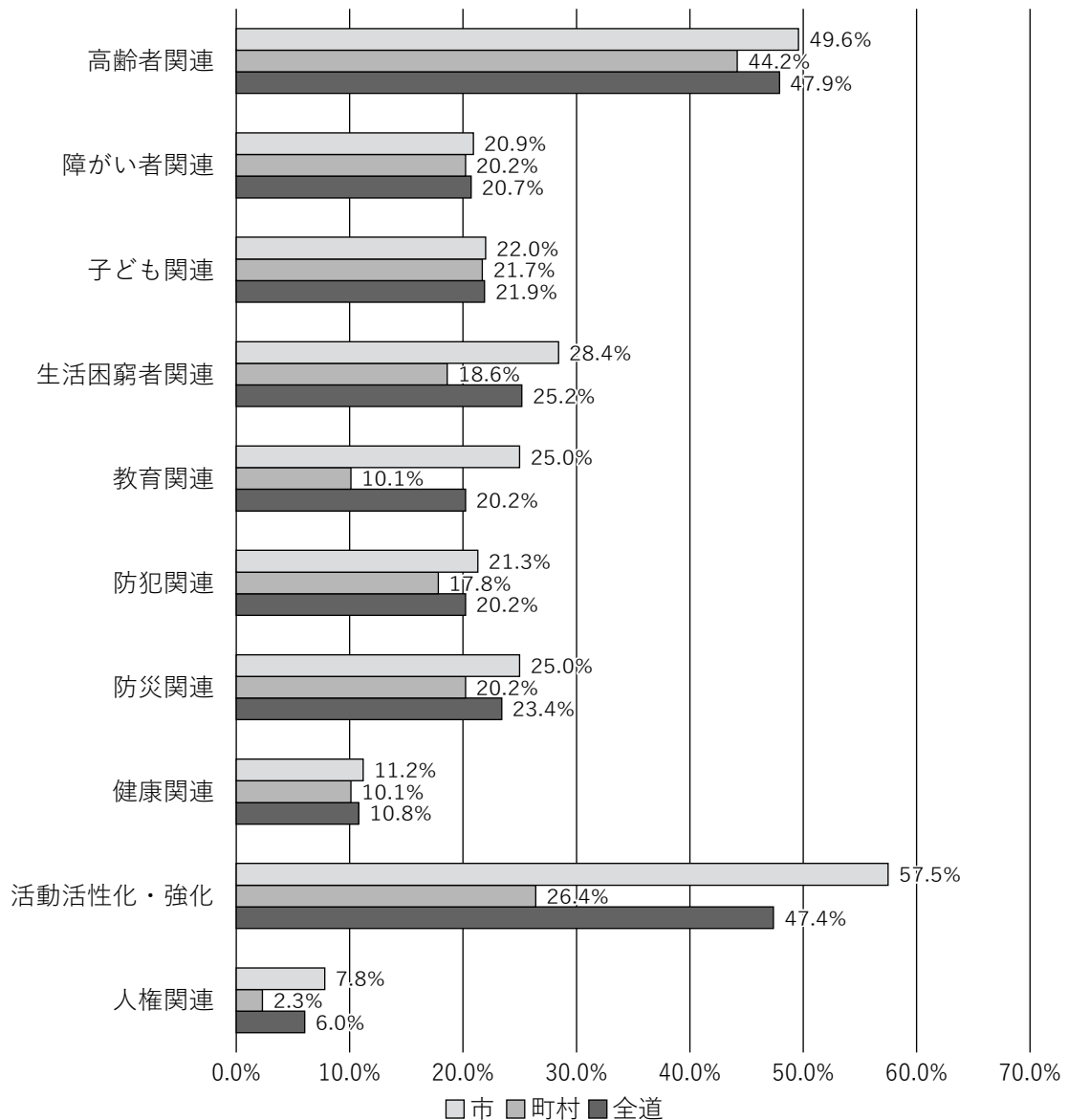


表6-3 前回の調査との比較（R5年度調査—R2年度調査）

区分	市	町村	全道
高齢者関連の研修	▲12.4%	▲8.1%	▲10.9%
障がい者関連の研修	▲13.3%	▲7.1%	▲11.2%
子ども・妊産婦関連の研修	▲8.8%	▲0.3%	▲6.0%
生活困窮者関連の研修	▲7.7%	▲7.2%	▲7.5%
学校・教育関連の研修	▲14.8%	▲1.3%	▲10.2%
防犯関連の研修	▲5.4%	▲1.9%	▲2.9%
防災関連の研修	▲9.6%	▲4.0%	▲7.8%
健康関連の研修	▲6.5%	▲2.0%	▲5.0%
民生委員活動の活性化・強化に関する研修	▲0.4%	2.2%	0.7%
人権に関する研修	1.8%	1.5%	1.7%

※▲はマイナスを意味します。

3) 研修の形態

研修の形態については、市・町村ともに「座学・講義型の研修」が最も多く、市では162か所74.3%、町村では94か所97.9%となっています。

また、「対話・体験型の研修」、「自ら学ぶ研修」、「委員が講師役になる研修」については、町村よりも市で高い割合となっており、市の研修形態の多様性が見られます。

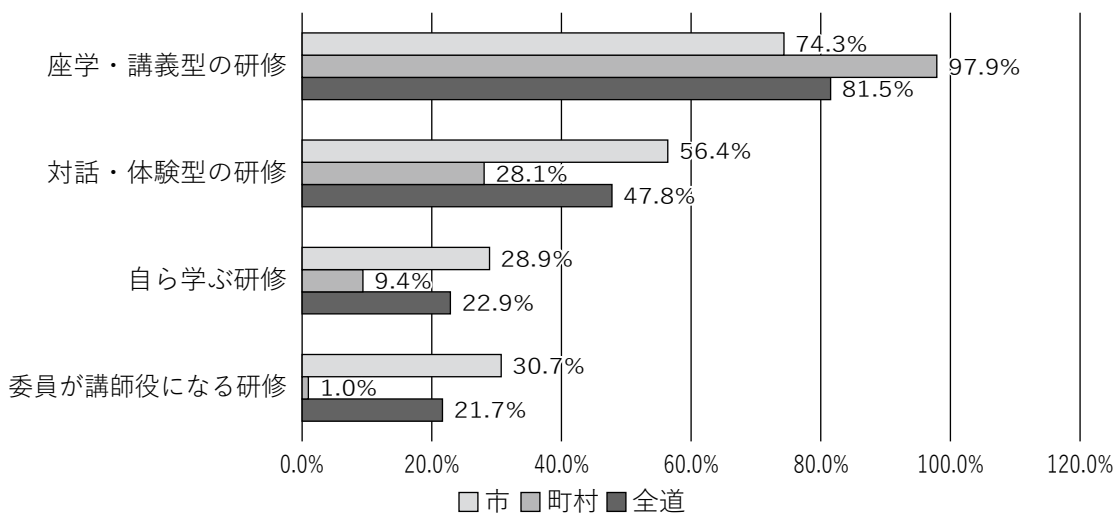
前回の調査と比較すると、市・町村いずれも「対話・体験型の研修」の割合が低くなっています。

表6-4 研修の形態（複数回答）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
座学・講義型の研修	162	74.3%	94	97.9%	256	81.5%
対話・体験型の研修	123	56.4%	27	28.1%	150	47.8%
自ら学ぶ研修	63	28.9%	9	9.4%	72	22.9%
委員が講師役になる研修	67	30.7%	1	1.0%	68	21.7%

※複数回答

図6-3 研修の形態



4) 在職年数等に応じた対象別研修

在職年数に応じた研修のうち、1回以上の開催実績がある研修では、「新任委員向け」が市で223か所83.2%、町村で101か所78.3%と最も多くなっており、次いで「民児協役員向け」が市で175か所65.3%、町村は84か所65.1%となっています。

「委員候補者向け」は市・町村ともに最も少なく、市で13か所4.9%、町村で6か所4.7%にとどまっています。

前回の調査と比較すると、全道で「新任委員向け」は3.5%、「事務局向け」は5.4%、「委員候補者向け」は0.5%増加していますが、それ以外の項目は10%程度減少しています。

表6-5 在職年数等に応じた対象別研修（複数回答）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
新任委員向け	223	83.2%	101	78.3%	324	81.6%
中堅委員向け	128	47.8%	45	34.9%	173	43.6%
児童委員向け	143	53.4%	32	24.8%	175	44.1%
主任児童委員向け	160	59.7%	33	25.6%	193	48.6%
民児協役員向け	175	65.3%	84	65.1%	259	65.2%
事務局向け	43	16.0%	37	28.7%	80	20.2%
委員候補者向け	13	4.9%	6	4.7%	19	4.8%

※複数回答

図6-4 在職年数等に応じた対象別研修

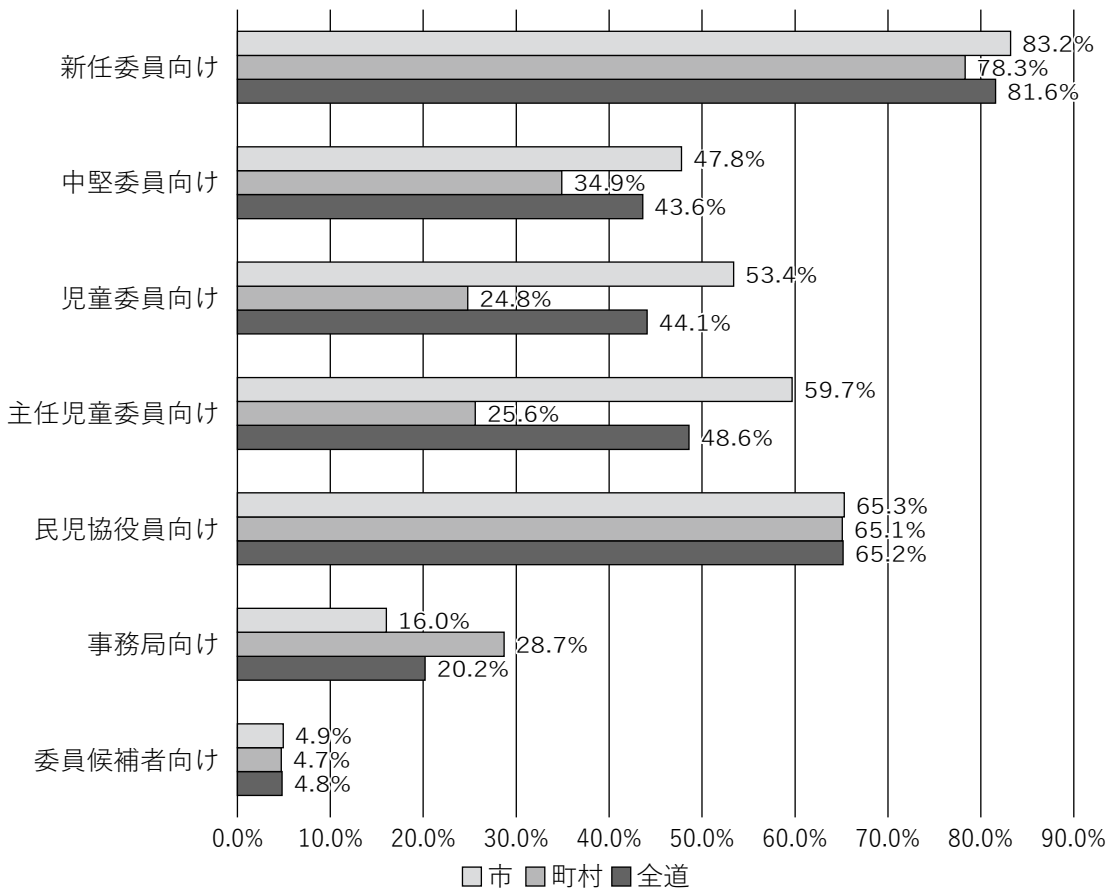


表6-6 前回の調査との比較（R5年度調査—R2年度調査）

区分	市	町村	全道
新任委員向け	2.0%	6.3%	3.5%
中堅委員向け	▲9.0%	▲14.3%	▲10.7%
児童委員向け	▲11.3%	▲10.0%	▲10.7%
主任児童委員向け	▲5.3%	▲12.3%	▲7.4%
民児協役員向け	▲8.4%	▲12.9%	▲9.9%
事務局向け	9.2%	▲2.4%	5.4%
委員候補者向け	▲0.7%	3.2%	0.5%

※▲はマイナスを意味します。

5) 外部団体等が主催する研修

外部団体等が主催する研修については、市・町村ともに「北海道民生委員児童委員連盟」が市で202か所75.4%、町村では108か所83.7%と最も高い割合となっており、次いで「地区支部・市連合」が市で160か所59.7%、町村で81か所62.8%となっています。

前回の調査と比較すると、「北海道教育委員会」は変化がないものの、それ以外の項目は13.0%~25.4%と大きく減少しています。

表6-7 外部団体等が主催する研修への参加（複数回答）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
北海道民生委員児童委員連盟	202	75.4%	108	83.7%	310	78.1%
地区支部・市連合	160	59.7%	81	62.8%	241	60.7%
道社協（地区事務所含む）	41	15.3%	22	17.1%	63	15.9%
市町村社協	84	31.3%	13	10.1%	97	24.4%
北海道教育委員会	4	1.5%	0	0.0%	4	1.0%
市町村教育委員会	17	6.3%	4	3.1%	21	5.3%
北海道（振興局含む）	17	6.3%	3	2.3%	20	5.0%

※複数回答

図 6-5 外部団体等が主催する研修への参加

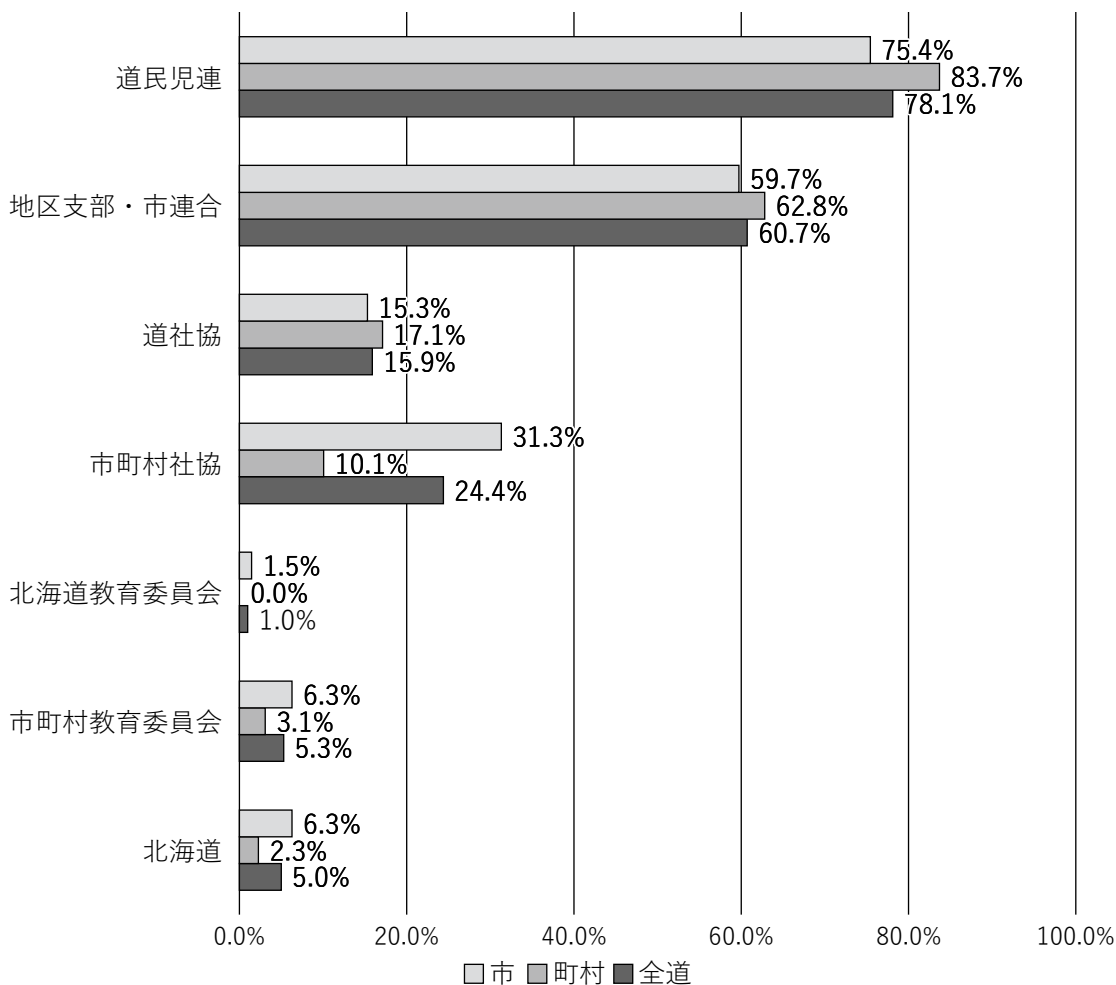


表 6-8 前回の調査との比較（R5年度調査－R2年度調査）

区分	市	町村	全道
北海道民生委員児童委員連盟	▲19.7%	▲13.1%	▲17.6%
地区支部・市連合	▲24.7%	▲26.5%	▲25.4%
道社協（地区事務所含む）	▲24.3%	▲23.9%	▲24.3%
市町村社協	▲25.9%	▲12.5%	▲21.0%
北海道教育委員会	0.1%	0.0%	0.1%
市町村教育委員会	▲17.9%	▲4.9%	▲13.0%
北海道（振興局含む）	▲18.7%	▲3.6%	▲13.4%

※▲はマイナスを意味します。

6) 宿泊を伴う視察研修旅行

過去3年のうちに宿泊を伴う視察研修旅行について、「未実施」が市で222か所82.8%、町村で88か所68.2%となっています。

実施している民児協については、市では41か所15.3%、町村では40か所31.0%が「1回～3回」の開催頻度となっています。

前回の調査と比較すると、全道で「未実施」の割合が46.2%増加しています。

表6-9 宿泊を伴う視察研修旅行の頻度 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
0回 (未実施)	222	82.8%	88	68.2%	310	78.1%
1回	31	11.6%	31	24.0%	62	15.6%
2回	6	2.2%	7	5.4%	13	3.3%
3回	4	1.5%	2	1.6%	6	1.5%
4回	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
5回	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
6回	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
7回	0	0.0%	1	0.8%	1	0.3%
15回	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
欠損値	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

研修旅行の視察地域については、市・町村ともに道内の割合が高くなっています。

表6-10 研修旅行の視察先 (複数回答)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
道内	40	14.9%	34	26.4%	74	18.6%
道外	15	5.6%	11	8.5%	26	6.5%
海外	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※複数回答 (「ある」の回答割合のみ記載)

視察内容については全ての視察先 (道内・道外・海外) では「社会福祉施設への視察」が全道で38か所9.6%がと高い状況です。

視察先については、市で最も多いのは「社会福祉施設」が22か所8.2%、次いで「地域福祉活動」17か所6.3%でした。町村では「社会福祉施設」と「被災地や防災関連施設」が16か所12.4%と同じポイントで最も高い割合となっています。また、その他の回答には「民族共生象徴空間ウポポイ」が複数含まれていました。

表6-11 全ての視察先 (道内・道外・海外) における視察先 (複数回答)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
市町村民児協	5	1.9%	8	6.2%	13	3.3%
社会福祉施設	22	8.2%	16	12.4%	38	9.6%
市町村社会福祉協議会	2	0.7%	4	3.1%	6	1.5%
地域福祉活動	17	6.3%	12	9.3%	29	7.3%
被災地や防災関連施設	11	4.1%	16	12.4%	27	6.8%
その他	8	3.0%	10	7.8%	18	4.5%

※複数回答 (「ある」の回答割合のみ記載)

その他の具体的内容（順不同）

民族共生象徴空間ウポポイ／自衛隊／消費生活センター／人権活動施設／刑務所／先進的な施設／研究会、専門研修への参加／道民児連／独自学習 など

7) 視察研修を受け入れた実績

令和4年度の視察研修の受け入れ状況については、受け入れを行った民児協が少なく、市で263か所98.1%、町村で120か所93%が「実績なし」と回答しています。

表6-12 視察研修の受け入れ実績（n=397）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
0回（実績なし）	263	98.1%	120	93.0%	383	96.5%
1回	4	1.5%	5	3.9%	9	2.3%
3回	0	0.0%	2	1.6%	2	0.5%
欠損値	1	0.4%	2	1.6%	3	0.8%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0

※令和4年度実績

受入れ時のテーマ（順不同）

災害時の民児協の対応／復興ボランティアセンターの取り組み／災害時の防災対策／民生委員と町内会の連携／ペア制度およびグループ活動による実践交流／ウィズコロナの民児協活動／子供の生活状況を見学／子育て支援複合施設の視察／障害者支援・福祉サービスなどについて／日常活動の内容と共通する悩みの交流・交換／情報交換会／東部十勝民生委員児童委員研修会 など

7 民児協の活動や関係機関との連携について

1) 民生委員の7つのはたらき

7つのはたらきのうち「社会調査」、「相談」、「情報提供」、「連絡通報」、「調整」については、市・町村ともに80%以上が「十分に取組んでいる・わりと取組んでいる・少し取組んでいる」と回答しています。

前回の調査と比較しても大きな変化は見られませんでした。

表7-1 十分に取組んでいる、わりと取組んでいる、少し取組んでいるの合計

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
社会調査のはたらき	231	86.5%	104	80.6%	335	84.6%
相談のはたらき	255	95.5%	128	99.2%	383	96.7%
情報提供のはたらき	228	85.4%	119	92.2%	347	87.6%
連絡通報のはたらき	255	95.5%	126	97.7%	381	96.2%
調整のはたらき	244	91.4%	112	86.8%	356	89.9%
生活支援のはたらき	202	75.7%	85	65.9%	287	72.5%

※欠損値1を除き算出（市1、町村0）

図7-1 十分に取組んでいる、わりと取組んでいる、少し取組んでいるの合計

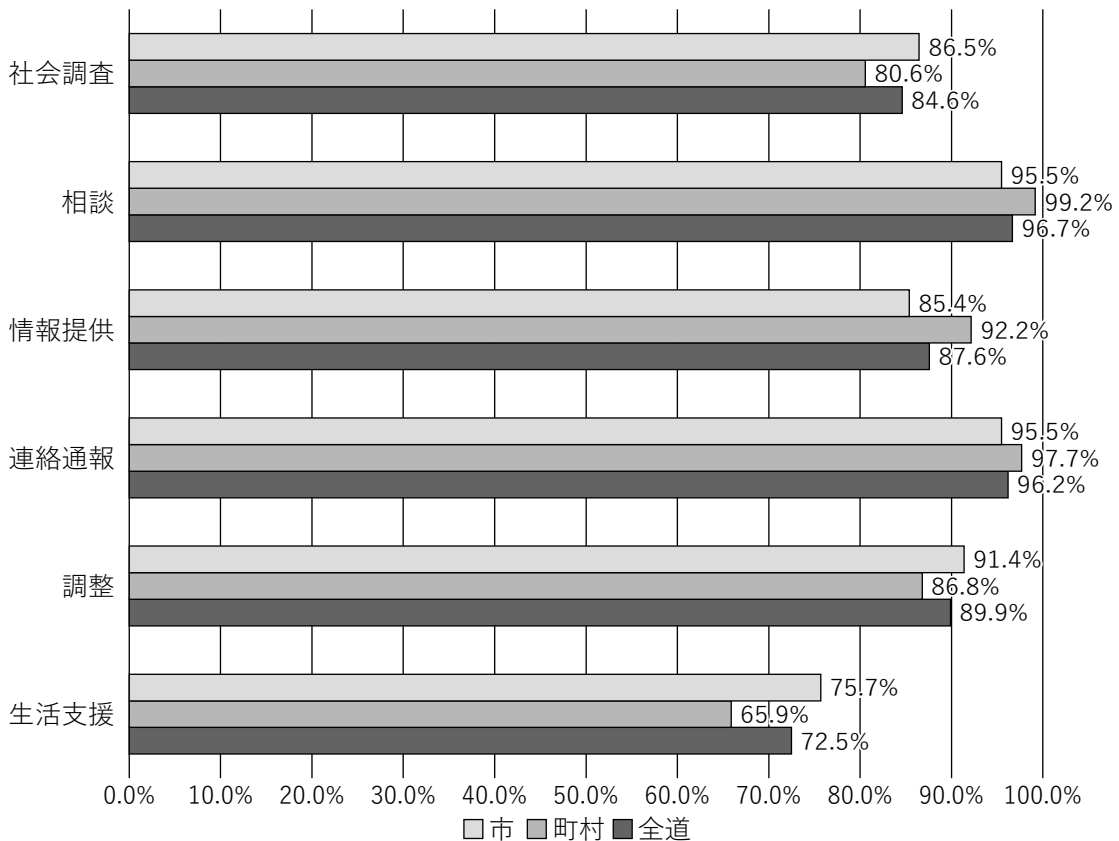


表 7-2 前回の調査との比較（R5年度調査—R2年度調査）

区分	市	町村	全道
社会調査のはたらき	▲1.3%	▲2.3%	▲1.6%
相談のはたらき	0.5%	▲0.8%	0.0%
情報提供のはたらき	▲2.7%	1.4%	▲1.4%
連絡通報のはたらき	0.1%	1.5%	0.6%
調整のはたらき	▲2.8%	▲1.6%	▲2.4%
生活支援のはたらき	0.3%	▲3.9%	▲1.0%

※▲はマイナスを意味します。

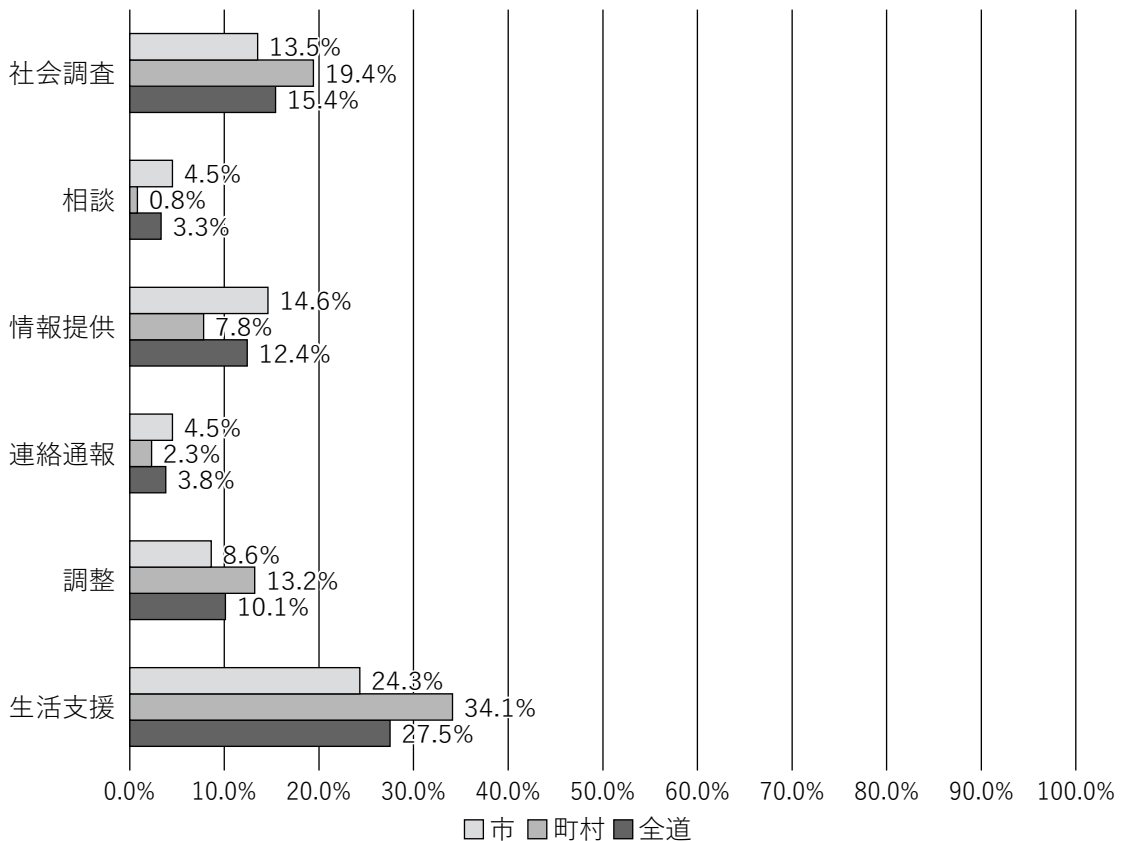
また、「生活支援」については、市では65か所24.3%、町村では44か所34.1%が「あまり取組んでいない・ほとんど取組んでいない・全く取組んでいない」と回答しています。

表 7-3 あまり取組んでいない、ほとんど取組んでいない、全く取組んでいない合計

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
社会調査のはたらき	36	13.5%	25	19.4%	61	15.4%
相談のはたらき	12	4.5%	1	0.8%	13	3.3%
情報提供のはたらき	39	14.6%	10	7.8%	49	12.4%
連絡通報のはたらき	12	4.5%	3	2.3%	15	3.8%
調整のはたらき	23	8.6%	17	13.2%	40	10.1%
生活支援のはたらき	65	24.3%	44	34.1%	109	27.5%

※欠損値1を除き算出（市1、町村0）

図 7-2 あまり取組んでいない、ほとんど取組んでいない、全く取組んでいない合計



民生委員の7つのはたらきのうち、「意見具申」については、具体的な取組みについて調査しました。

市では「支援が必要な世帯に対する福祉サービスの提供等」について140か所52.6%で取組んでおり、次いで「社協等福祉関係団体との連携に関する働きかけ(119か所44.7%)」、「住民の生活状態や地域の実態把握のための情報提供(116か所43.6%)」が高い割合となっています。

町村では「住民の生活状態や地域の実態把握のための情報提供(57か所44.2%)」、「支援が必要な世帯に対する福祉サービスの提供等(43か所33.3%)」の順に高い割合を占めています。

「意見具申はしていない」という回答は、市では72か所27.1%、町村では53か所41.1%、全道では125か所31.6%ありました。

前回の調査との比較では、全ての項目で減少しています。最も減少が多かったのは「住民の生活状態や地域の実態把握のための情報提供」で全道では24.7%の減少となりました。

表7-4 実施している意見具申の内容（複数回答）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
住民の生活状態や地域の実態把握のための情報提供	116	43.6%	57	44.2%	173	43.8%
支援が必要な世帯に対する福祉サービスの提供等	140	52.6%	43	33.3%	183	46.3%
住民に対するサービスや制度等の周知に関するはたらきかけ	102	38.3%	38	29.5%	140	35.4%
社協等福祉関係団体との連携に関する働きかけ	119	44.7%	31	24.0%	150	38.0%
行政による活動支援に関するはたらきかけ	97	36.5%	29	22.5%	126	31.9%
福祉施設の連携等や新たなサービス創設に関するはたらきかけ	36	13.5%	6	4.7%	42	10.6%
子どもを取り巻く環境の整備に関するはたらきかけ	82	30.8%	15	11.6%	97	24.6%
委員のなり手不足解消の手立てに関する提案等	97	36.5%	10	7.8%	107	27.1%
民生委員活動の負担軽減に関する提案等	61	22.9%	12	9.3%	73	18.5%
その他	3	1.1%	1	0.8%	4	1.0%
意見具申はしていない	72	27.1%	53	41.1%	125	31.6%

※複数回答 欠損値2を除き算出（市2、町村0）

その他の具体的内容（順不同）

記載なし

図 7-3 実施している意見具申の内容

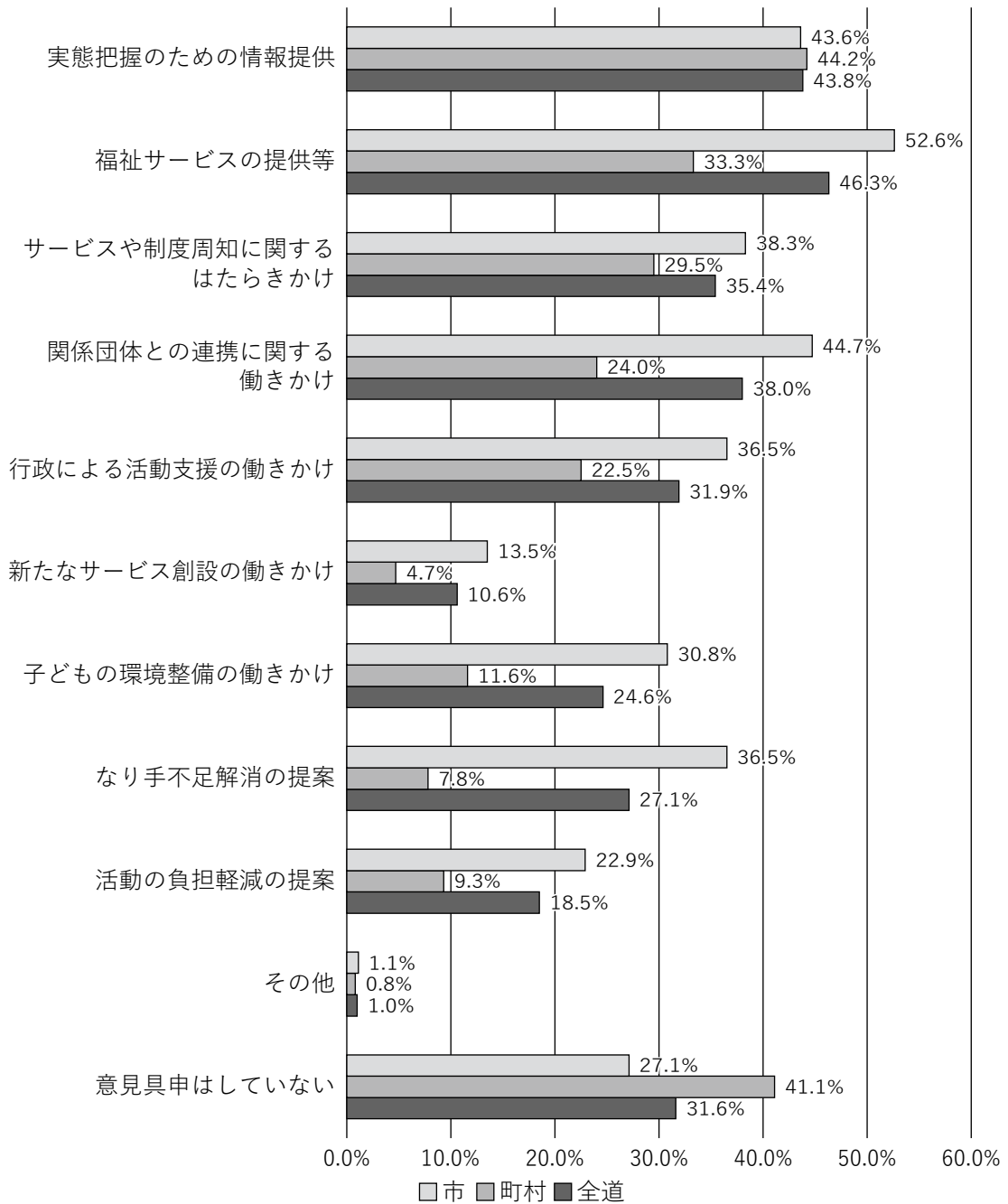


表7-5 前回の調査との比較（R5年度調査—R2年度調査）

区分	市	町村	全道
住民の生活状態や地域の実態把握のための情報提供	▲23.8%	▲26.8%	▲24.7%
支援が必要な世帯に対する福祉サービスの提供等	▲15.2%	▲27.7%	▲19.4%
住民に対するサービスや制度等の周知に関するはたらきかけ	▲6.6%	▲21.5%	▲11.4%
社協等福祉関係団体との連携に関する働きかけ	▲14.8%	▲12.0%	▲14.3%
行政による活動支援に関するはたらきかけ	▲8.0%	▲15.5%	▲10.6%
福祉施設の連携等や新たなサービス創設に関するはたらきかけ	▲5.4%	▲1.3%	▲4.4%
子どもを取り巻く環境の整備に関するはたらきかけ	▲6.6%	▲8.4%	▲7.5%
委員のなり手不足解消の手立てに関する提案等	▲0.1%	0.8%	▲0.4%
民生委員活動の負担軽減に関する提案等	▲5.3%	▲4.7%	▲5.4%
その他	▲2.0%	▲2.2%	▲2.1%

※▲はマイナスを意味します。

2) 世帯票や福祉票の整備

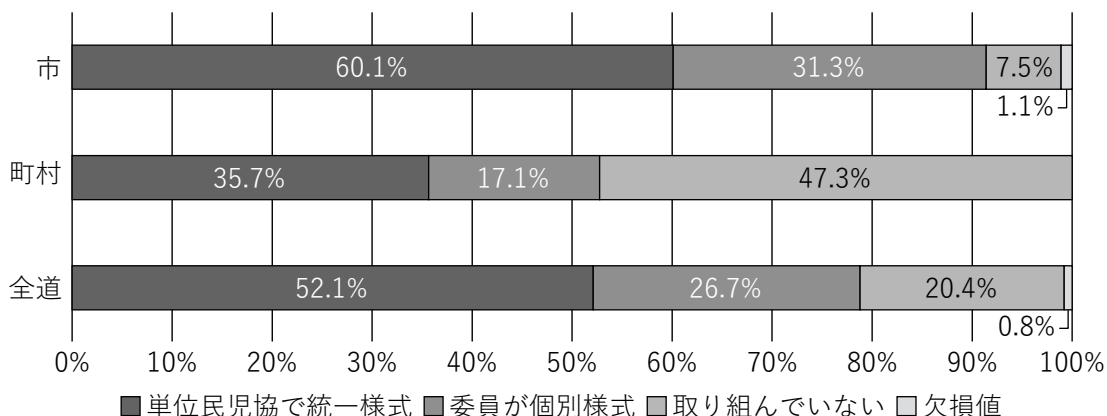
世帯票や福祉票の整備状況については、「単位民児協で全員が統一した様式で整備している」または「委員が個別に様式を作成し取り組んでいる」と回答したのは市で245か所91.4%であるのに対し、町村では68か所52.8%にとどまっており、取り組みに差が見られます。

前回の調査との比較では大きな変化は見られませんでした。

表7-6 世帯票や福祉票の整備状況（n=397）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
単位民児協で全員が統一した様式で整備している	161	60.1%	46	35.7%	207	52.1%
委員が個別に様式を作成し取り組んでいる	84	31.3%	22	17.1%	106	26.7%
取り組んでいない	20	7.5%	61	47.3%	81	20.4%
欠損値	3	1.1%	0	0.0%	3	0.8%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図 7-4 世帯票や福祉票の整備状況



3) 調査活動

民児協における過去3年間の調査活動の実施状況については、485個の活動が展開されていることがわかりました。このうち230個47.4%は「行政からの依頼」であり、次いで143個29.5%は「社協からの依頼」でした。

また、「民児協が単独」で実施している調査は84個17.3%でした。

前回の調査との比較では、活動の総数は減ったものの、内容には大きな変化は見られませんでした。

表 7-7 過去3年間の調査活動の内容（複数回答）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
民児協単独	71	17.8%	13	15.1%	84	17.3%
行政からの依頼	182	45.6%	48	55.8%	230	47.4%
社協からの依頼	118	29.6%	25	29.1%	143	29.5%
その他の関係団体からの依頼	13	3.3%	0	0.0%	13	2.7%
その他	15	3.8%	0	0.0%	15	3.1%
総数	399	100.0%	86	100.0%	485	100.0%

※複数回答

その他の具体的な内容（順不同）

■福祉サービス利用等に関する調査

福祉灯油等助成対象世帯／除雪支援事業対象者調査／歳末たすけあい義援金配分世帯調査／高齢者無料入浴券対象者の実態調査／配食サービス希望調査／法外援護費対象世帯調査／生活保護意見書／新生児の調査・産声の贈り物／小学校転校の為の調査／教育費扶助に係る世帯の実態調査／社協サービス関連名簿整備／救急医療情報キット無料配布調査／生活福祉資金借受世帯支援記録票整備状況報告

■災害・要援護者支援等に関する調査

要避難行動要支援者名簿作成・更新に伴う調査／避難行動要支援者避難支援制度対象者世帯調査／ほのぼの防火訪問対象候補者確認／消防より高齢者の実態調査／大規模停電による被害状況と民生委員児童委員の支援活動調査／災害時要支援者所在マップ

■高齢者を対象とした調査

高齢者世帯実態調査／独居高齢者見守り調査／高齢者一人世帯／寝たきり高齢者／高齢者の生活と健康に関する実態調査／高齢者防火訪問事業／高齢者世帯マップ調査作成／令和4年度高齢者の生活と健康に関する実態調査

■地域生活課題を抱える住民に対する調査

不登校／ひきこもりに関する実態把握調査／ゴミ屋敷の状況を調査／親が認知症になり、自分の生活等について／隣の境界の民事上のトラブル相談／困難な課題を抱える世帯に関する実態調査／準要保護児童・生徒世帯現況調査／高齢者・障がい者等の世帯調査

■その他の住民や地域社会に対する調査

担当区域の世帯状況調査／社会福祉調査／安心見守り世帯調査／声掛け訪問／遊園地等危険箇所点検／町内緑園道路への不用品投棄の調査／地区環境点検／地域の支え合い活動実施状況アンケート／子供を取りまく環境調査／一人親世帯／住民支え合いマップ作成のための調査／ひとり暮らしマップの現行化／小・中学校・児童センター訪問

■福祉関係機関等に対する調査

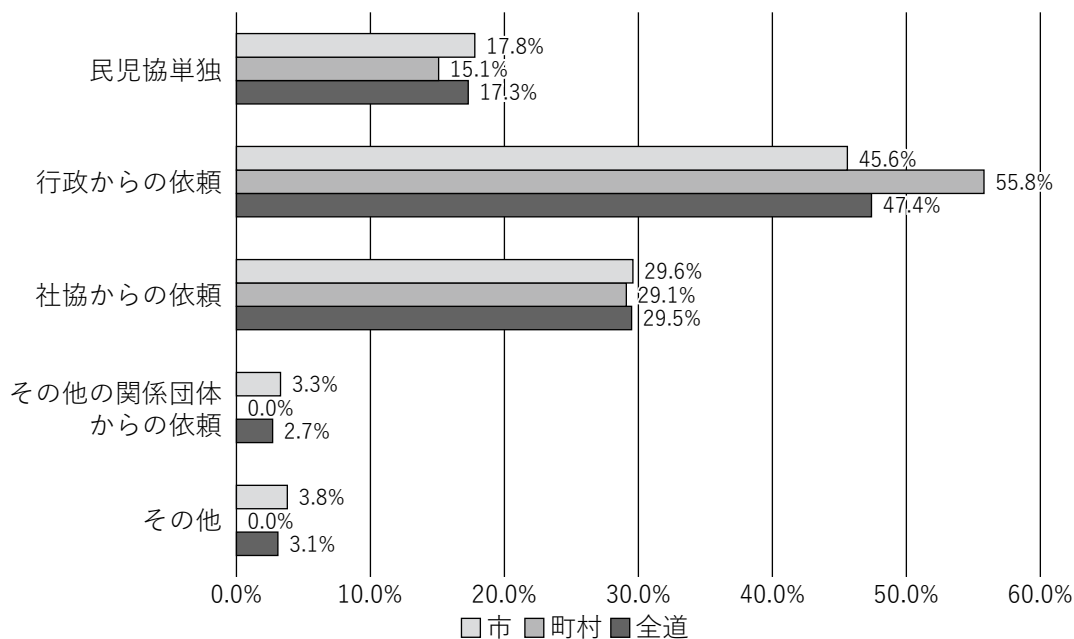
介護施設の利用／道内の施設訪問

■民児協の活動に関する調査

担当地区をまたいだ困りごと／市町村民生委員児童委員協議会活動実態調査2023／活動件数調査／広報紙「おげんきですか」

※カテゴリー（分類）分けは、執筆者によるもの

図 7-5 過去3年間の調査活動の内容



4) 広報活動

令和5年度に行う予定の広報活動については、市では「地区支部・連合の広報紙への活動内容等記事の掲載」が最も多く、100か所37.7%、次いで「街頭やイベントでのPR」が85か所32.3%となっています。一方町村で最も高かったのは「行政の広報紙の紙面活用」で75か所58.1%であり、全体の半分以上を占め、次いで「行政のウェブサイト等の活用」の26か所20.2%となっています。

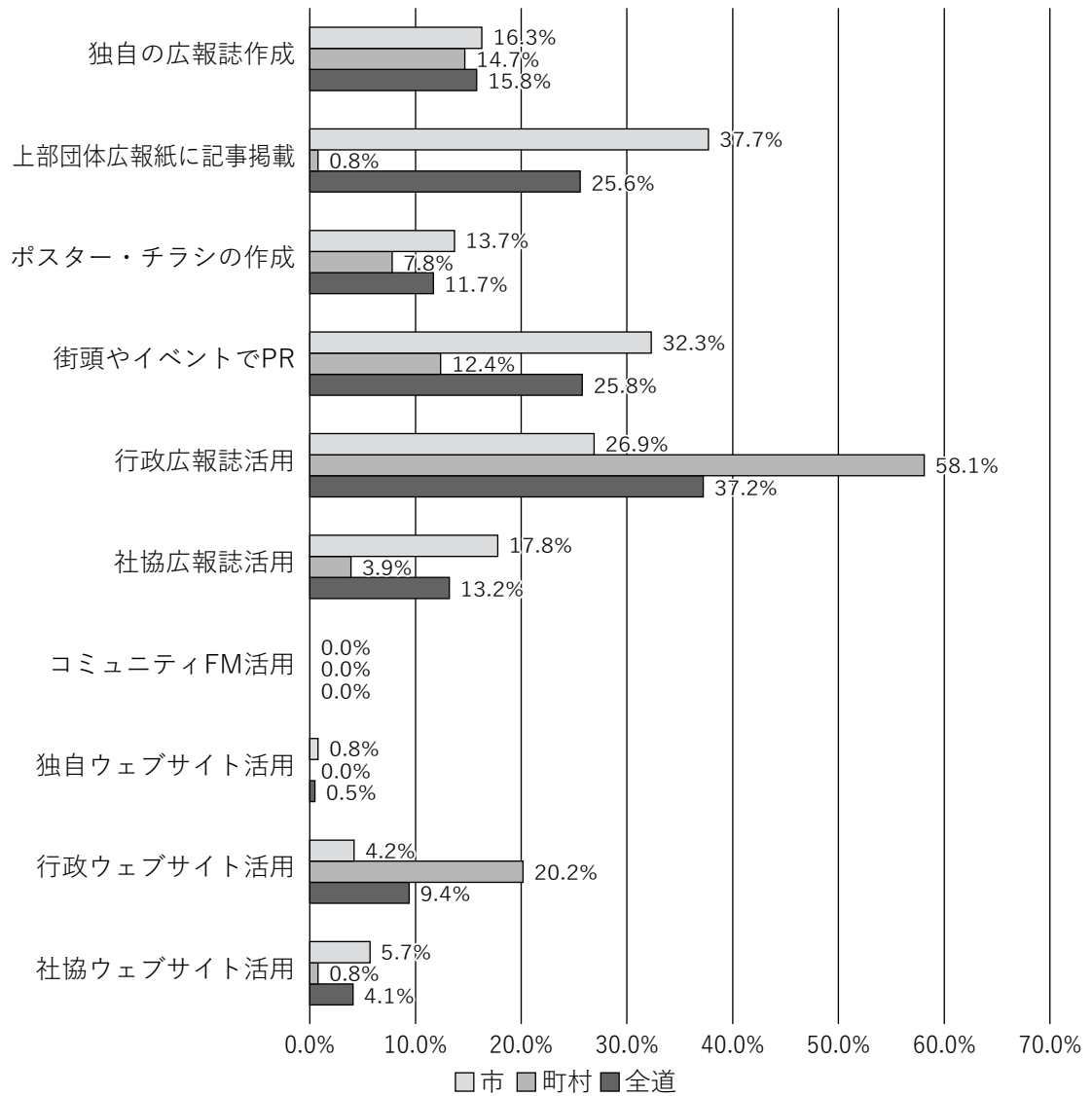
前回の調査との比較では大きな変化は見られませんでした。

表 7-8 令和5年度に行う予定の広報活動（複数回答）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
単位民児協独自の広報紙の作成	43	16.3%	19	14.7%	62	15.8%
地区支部・連合の広報紙への活動内容等記事の掲載	100	37.7%	1	0.8%	101	25.6%
ポスター・チラシの作成	36	13.7%	10	7.8%	46	11.7%
街頭やイベントでのPR	85	32.3%	16	12.4%	101	25.8%
行政の広報誌の紙面活用	71	26.9%	75	58.1%	146	37.2%
社協の広報誌の紙面活用	47	17.8%	5	3.9%	52	13.2%
コミュニティFMの活用	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
独自のウェブサイト等の活用	2	0.8%	0	0.0%	2	0.5%
行政のウェブサイト等の活用	11	4.2%	26	20.2%	37	9.4%
社協のウェブサイト等の活用	15	5.7%	1	0.8%	16	4.1%

※複数回答

図7-6 令和5年度に行う予定の広報活動



5) 他の機関から依頼される事項

他機関から依頼される事項については、市では「共同募金や日赤社資への協力」が245か所91.8%、「研修会などへの参加」が241か所90.3%、町村では「地域住民の見守り・安否確認」が121か所93.8%、「福祉関連会議への出席」が114か所88.4%と高い割合を占めています。

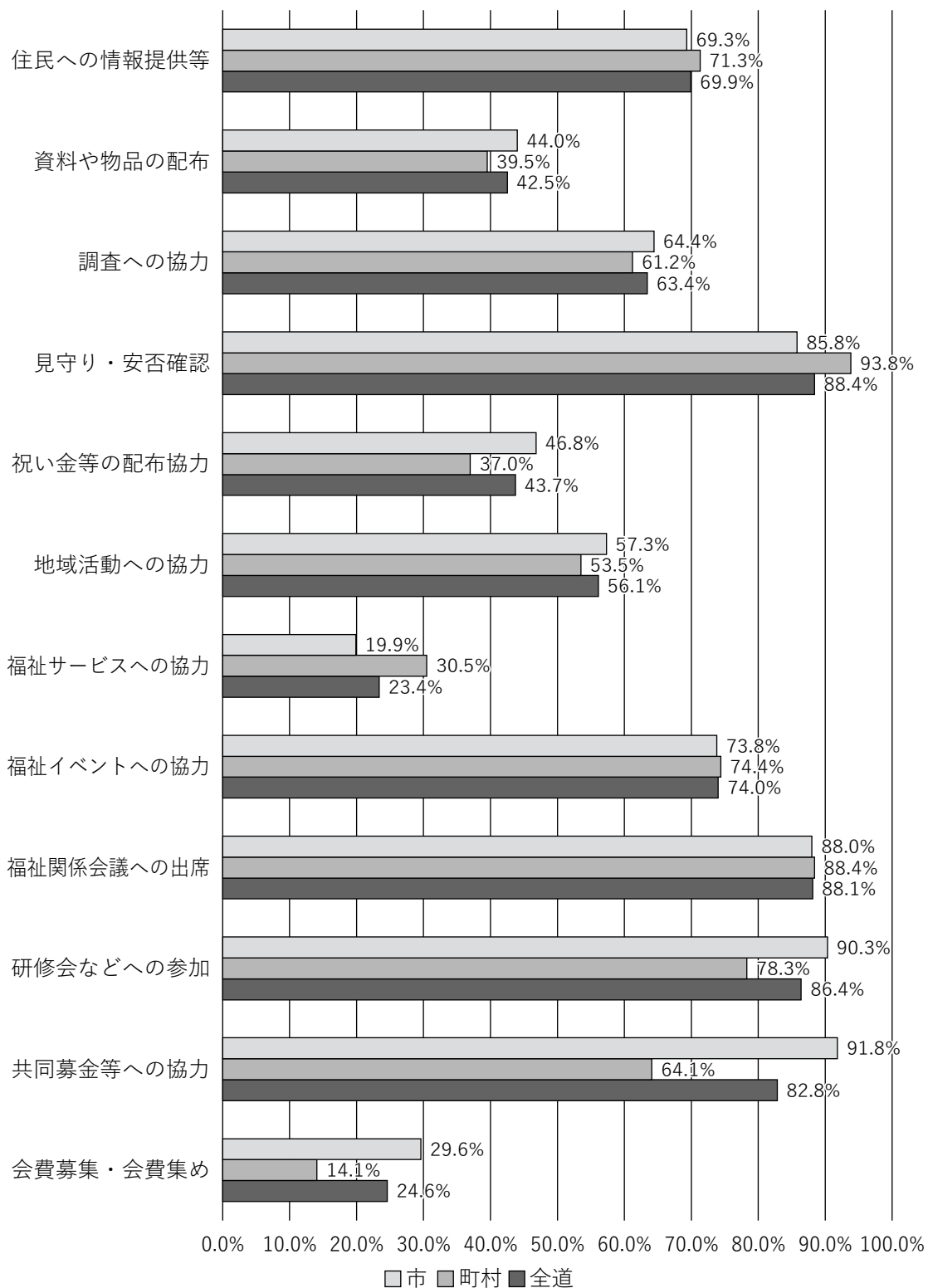
市と町村で依頼される事項について差があるものの、前回の調査との比較では項目ごとの割合に大きな変化は見られませんでした。

表7-9 かなり頼まれる、わりと頼まれる、少し頼まれるの合計

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
地域や住民の情報提供・説明・証明	185	69.3%	92	71.3%	277	69.9%
住民への資料や物品の配布	117	44.0%	51	39.5%	168	42.5%
福祉関係調査への協力	172	64.4%	79	61.2%	251	63.4%
地域住民の見守り・安否確認	229	85.8%	121	93.8%	350	88.4%
祝い金や配分金などの配布協力	125	46.8%	47	37.0%	172	43.7%
サロンなどの地域活動への協力	153	57.3%	69	53.5%	222	56.1%
配食などの地域活動への協力	53	19.9%	39	30.5%	92	23.4%
福祉イベントへの協力	197	73.8%	96	74.4%	293	74.0%
福祉関連会議への出席	235	88.0%	114	88.4%	349	88.1%
研修会などへの参加	241	90.3%	101	78.3%	342	86.4%
共同募金や日赤社資への協力	245	91.8%	82	64.1%	327	82.8%
援助(特別)会員募集・会費集め	79	29.6%	18	14.1%	97	24.6%

※欠損値延べ19を除き算出(市14、町村5)

図7-7 かなり頼まれる、わりと頼まれる、少し頼まれるの合計



6) 関係機関との連携

関係機関との連携については、「市町村福祉担当課」、「地域包括支援センター」、「市町村社協」の3つの機関は市・町村ともにいずれも90%以上が「強い連携・一定の連携」があると回答しています。

前回の調査との比較では大きな変化は見られませんでした。

表7-10 強い連携、一定の連携の合計

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
北海道（振興局・福祉事務所を含める）	63	23.7%	70	54.3%	133	33.7%
北海道社協（地区事務所を含める）	107	40.2%	75	58.1%	182	46.1%
市町村福祉担当課	243	91.0%	127	98.4%	370	93.4%
地域包括支援センター	253	94.8%	124	96.1%	377	95.2%
保健所・保健センター	85	31.8%	73	56.6%	158	39.9%
障がい者相談支援センター	61	22.8%	45	34.9%	106	26.8%
地域子育て支援センター	117	43.8%	58	45.0%	175	44.2%
児童相談所	78	29.2%	35	27.1%	113	28.5%
保育所／幼稚園	81	30.3%	69	53.5%	150	37.9%
小・中学校	206	77.2%	76	58.9%	282	71.2%
警察署	121	45.3%	68	52.7%	189	47.7%
消防署	87	32.6%	53	41.1%	140	35.4%
市町村社協（支所を含む）	247	92.5%	122	94.6%	369	93.2%
市町村共同募金委員会	218	81.6%	89	69.0%	307	77.5%
自治会・町内会（連合組織を含む）	233	87.3%	99	76.7%	332	83.8%

※欠損値延べ17を除き算出（市17、町村0）

図7-8 強い連携、一定の連携の合計

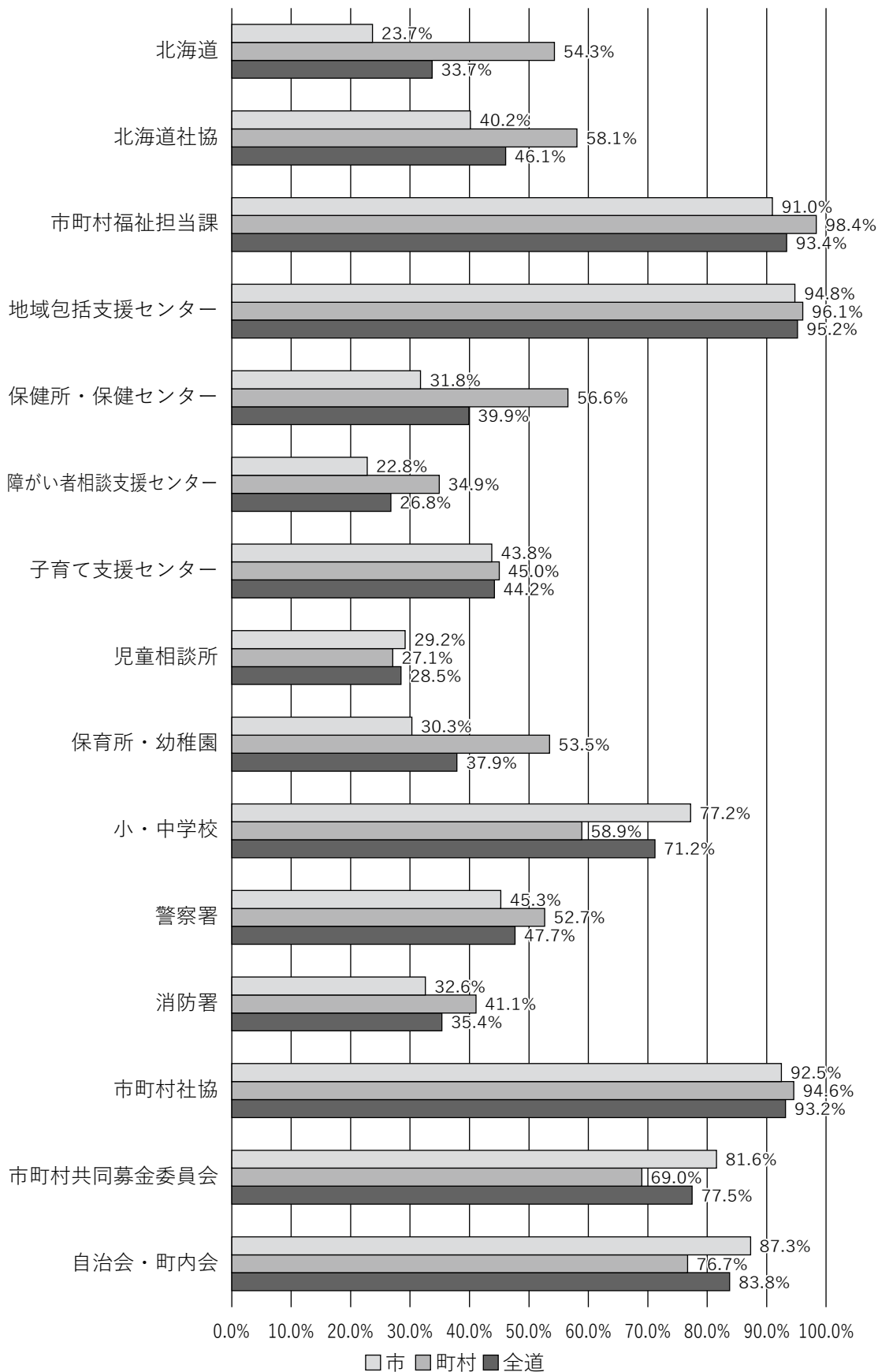


表 7-11 前回の調査との比較（R5年度調査—R2年度調査）

区分	市	町村	全道
北海道（振興局・福祉事務所を含める）	▲0.8%	9.7%	3.3%
北海道社協（地区事務所を含める）	0.0%	7.3%	2.3%
市町村福祉担当課	▲0.3%	▲0.1%	▲0.4%
地域包括支援センター	▲2.5%	0.7%	▲1.4%
保健所・保健センター	▲6.0%	9.3%	▲1.2%
障がい者相談支援センター	▲2.2%	4.1%	▲0.2%
地域子育て支援センター	▲2.0%	▲2.7%	▲2.3%
児童相談所	0.3%	5.6%	2.1%
保育所／幼稚園	▲3.3%	0.1%	▲2.5%
小・中学校	▲4.6%	▲2.2%	▲3.5%
警察署	▲2.5%	▲4.6%	▲3.4%
消防署	▲4.1%	▲0.9%	▲3.1%
市町村社協（支所を含む）	0.4%	▲0.1%	0.2%
市町村共同募金委員会	0.0%	▲0.5%	0.1%
自治会・町内会（連合組織を含む）	▲0.9%	▲6.4%	▲2.7%

※▲はマイナスを意味します。

一方、「連携がない」という回答が高かった機関は、市では「北海道」が99か所37.2%、町村では「児童相談所」が46か所35.7%となっています。

前回の調査との比較では大きな変化は見られませんでした。

表 7-12 連携がない機関

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
北海道（振興局・福祉事務所を含める）	99	37.2%	20	15.5%	119	30.1%
北海道社協（地区事務所を含める）	67	25.2%	23	17.8%	90	22.8%
市町村福祉担当課	3	1.1%	1	0.8%	4	1.0%
地域包括支援センター	1	0.4%	1	0.8%	2	0.5%
保健所・保健センター	84	31.5%	30	23.3%	114	28.8%
障がい者相談支援センター	90	33.7%	41	31.8%	131	33.1%
地域子育て支援センター	58	21.7%	24	18.6%	82	20.7%
児童相談所	78	29.2%	46	35.7%	124	31.3%
保育所／幼稚園	71	26.6%	22	17.1%	93	23.5%
小・中学校	4	1.5%	13	10.1%	17	4.3%
警察署	38	14.2%	18	14.0%	56	14.1%
消防署	75	28.1%	31	24.0%	106	26.8%
市町村社協（支所を含む）	2	0.7%	1	0.8%	3	0.8%
市町村共同募金委員会	12	4.5%	19	14.7%	31	7.8%
自治会・町内会（連合組織を含む）	6	2.2%	10	7.8%	16	4.0%

※欠損値延べ17を除き算出（市17、町村0）

図7-9 連携がない機関

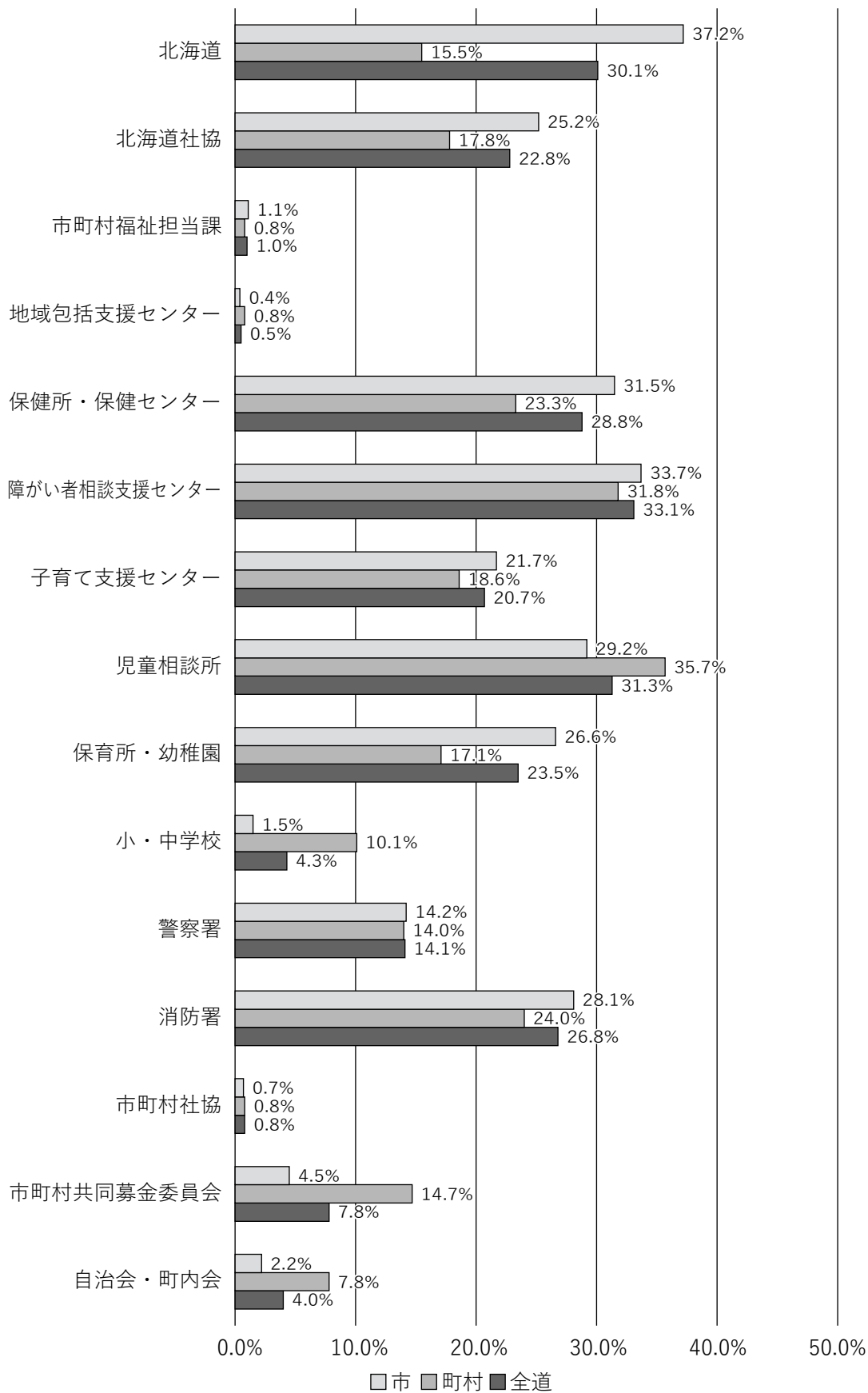


表7-13 前回の調査との比較（R5年度調査—R2年度調査）

区分	市	町村	全道
北海道（振興局・福祉事務所を含める）	▲6.9%	▲5.3%	▲5.9%
北海道社協（地区事務所を含める）	▲3.7%	3.2%	▲1.2%
市町村福祉担当課	0.3%	0.8%	0.5%
地域包括支援センター	0.4%	0.0%	0.2%
保健所・保健センター	1.4%	▲4.6%	▲0.5%
障がい者相談支援センター	2.2%	▲6.7%	▲0.8%
地域子育て支援センター	1.5%	▲6.0%	▲1.0%
児童相談所	0.7%	▲4.3%	▲1.2%
保育所／幼稚園	2.2%	0.3%	1.7%
小・中学校	▲0.1%	0.2%	▲0.1%
警察署	▲1.9%	2.5%	▲0.4%
消防署	4.3%	4.2%	4.4%
市町村社協（支所を含む）	▲0.5%	0.8%	0.0%
市町村共同募金委員会	1.3%	2.5%	1.5%
自治会・町内会（連合組織を含む）	1.0%	1.6%	1.1%

※▲はマイナスを意味します。

7) 民生委員の理解促進に向けた研修会や懇談会、意見交換会などの開催

民生委員の理解促進に向けた事業については、「地域包括支援センター」、「社会福祉協議会の職員」、「行政職員」、「学校教育関係の職員」を対象にしたものが多く、「市町村長または議員」を対象としたものは、市・町村ともに15%前後と低い割合となっています。

前回の調査との比較では大きな変化は見られませんでした。

表7-14 民生委員の理解促進に向けた事業の対象別開催状況 (n=397)

区分		市		町村		全道	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
行政職員	実施	169	63.1%	66	51.2%	235	59.2%
	未実施	96	35.8%	63	48.8%	159	40.1%
	欠損値	3	1.1%	0	0.0%	3	0.8%
	合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%
地域包括支援センターの職員	実施	223	83.2%	55	42.6%	278	70.0%
	未実施	42	15.7%	74	57.4%	116	29.2%
	欠損値	3	1.1%	0	0.0%	3	0.8%
	合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%
社会福祉協議会の職員	実施	194	72.4%	56	43.4%	250	63.0%
	未実施	71	26.5%	73	56.6%	144	36.3%
	欠損値	3	1.1%	0	0.0%	3	0.8%
	合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%
学校教育関係の職員	実施	163	60.8%	24	18.6%	187	47.1%
	未実施	103	38.4%	105	81.4%	208	52.4%
	欠損値	2	0.7%	0	0.0%	2	0.5%
	合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%
市町村長または議員	実施	30	11.2%	22	17.1%	52	13.1%
	未実施	235	87.7%	107	82.9%	342	86.1%
	欠損値	3	1.1%	0	0.0%	3	0.8%
	合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

8 第3次北海道民生委員児童委員活動指針の取組みについて

1) 災害に備える民児協活動

災害に備える民児協活動の取組み状況については、市・町村ともに「委員個々の防災意識の向上や家庭での防災活動の推進」が最も多く、市で162か所61.1%、町村で55か所42.6%となっています。

「道民児連発行「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」の活用」については、市で154か所58.1%と比較的高い割合だったのに対し、町村では36か所27.9%にとどまっております。取組み状況に差が出ているとともに、前回調査時と比較し割合が下がっています。

表8-1 災害に備える民児協活動の取組み状況（複数回答）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
委員個々の防災意識の向上や家庭での防災活動の推進	162	61.1%	55	42.6%	217	55.1%
担当地域のハザードマップや避難所、避難経路の事前確認	123	46.4%	31	24.0%	154	39.1%
災害時要援護者台帳や災害福祉マップの整備	106	40.0%	40	31.0%	146	37.1%
発災時における要援護者等への情報提供方法の確認	85	32.1%	27	20.9%	112	28.4%
自治会・町内会や自主防災組織との役割分担等の事前協議	93	35.1%	13	10.1%	106	26.9%
行政等との情報提供・情報共有に関する事前申し合わせ	36	13.6%	44	34.1%	80	20.3%
社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）との活動に関する事前申し合わせ	34	12.8%	9	7.0%	43	10.9%
災害発生時の委員の安否確認や委員相互の連絡方法に関する申し合わせ	98	37.0%	22	17.1%	120	30.5%
災害発生時の緊急定例会等の開催に関する申し合わせ	31	11.7%	5	3.9%	36	9.1%
災害に関する研修会の実施または参加	88	33.2%	31	24.0%	119	30.2%
道民児連発行「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」の活用	154	58.1%	36	27.9%	190	48.2%
上記のことはしていない	20	7.5%	21	16.3%	41	10.4%

※複数回答 欠損値3を除き算出（市3、町村0）

図8-1 災害に備える民児協活動の取組み状況

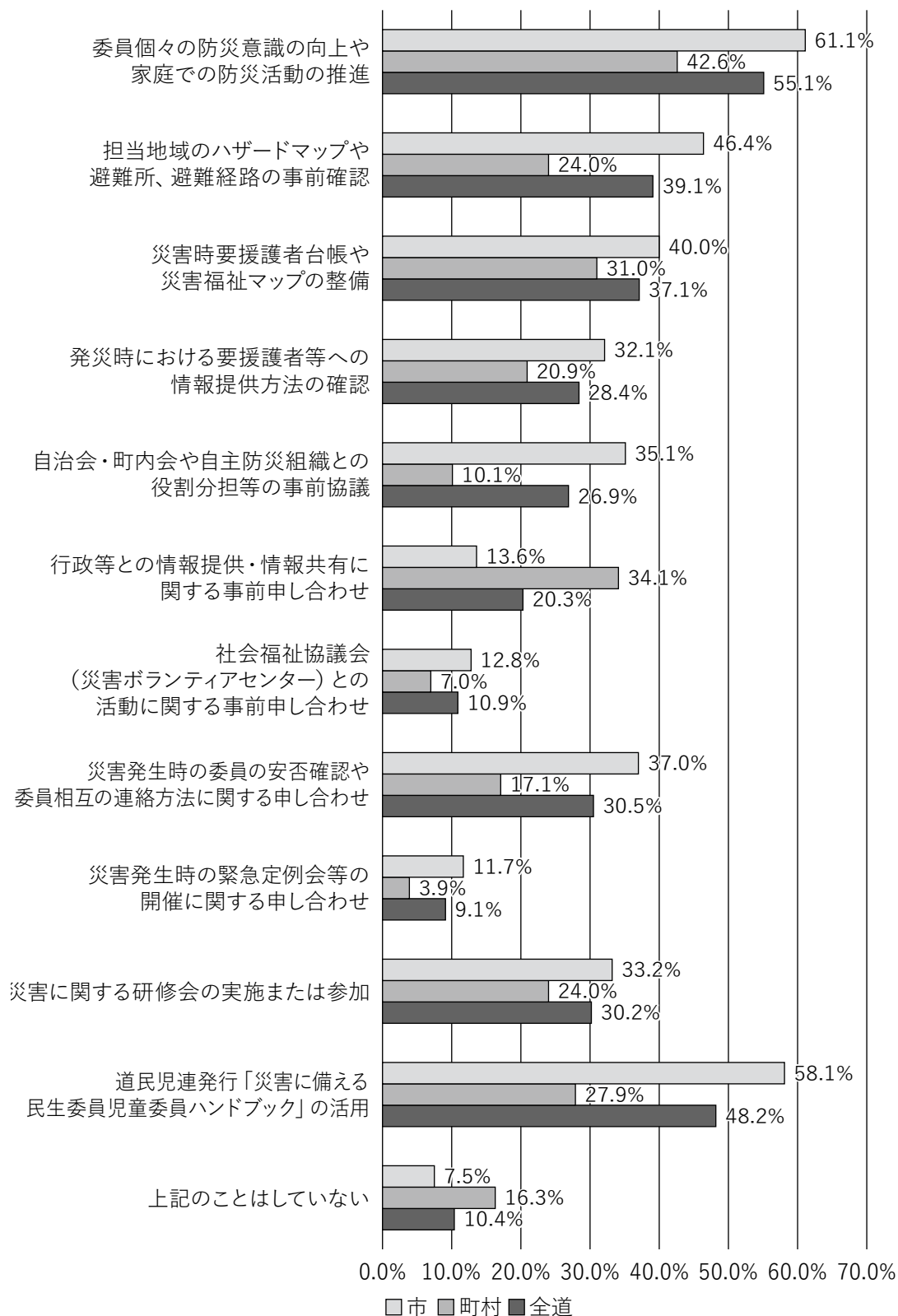


表 8-2 前回の調査との比較（R5年度調査—R2年度調査）

区分	市	町村	全道
委員個々の防災意識の向上や家庭での防災活動の推進	▲5.6%	▲4.2%	▲5.0%
担当地域のハザードマップや避難所、避難経路の事前確認	▲8.6%	▲0.2%	▲5.7%
災害時要援護者台帳や災害福祉マップの整備	▲10.2%	▲2.9%	▲7.7%
発災時における要援護者等への情報提供方法の確認	3.6%	▲4.9%	0.8%
自治会・町内会や自主防災組織との役割分担等の事前協議	1.8%	1.2%	1.7%
行政等との情報提供・情報共有に関する事前申し合わせ	▲1.3%	3.5%	0.2%
社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）との活動に関する事前申し合わせ	1.2%	2.2%	1.5%
災害発生時の委員の安否確認や委員相互の連絡方法に関する申し合わせ	▲6.8%	▲4.7%	▲6.0%
災害発生時の緊急定例会等の開催に関する申し合わせ	▲0.3%	▲3.4%	▲1.4%
災害に関する研修会の実施または参加	▲5.4%	▲8.3%	▲6.3%
道民児連発行「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」の活用	▲11.4%	▲32.6%	▲18.3%
上記のことはしていない	—	—	—

※回答肢「上記のことはしていない」は今回調査で新設したものであるため、比較しない。

※▲はマイナスを意味します。

2) 北海道警察本部（高齢者の安全対策に関する協定）との連携

地元警察と連携した取り組みについては、「特にない」という回答が全道で186か所47.3%にのぼっているものの、「防犯や交通安全、特殊詐欺被害等、警察からの情報提供」が全道で156か所39.7%、「警察官同行による個別訪問等」は全道で85か所21.6%で行われています。

最も取り組みが少なかったのは、「警察との個人情報の共有・照会」で全道では29か所7.4%でした。

表8-3 北海道警察本部（高齢者の安全対策に関する協定）との連携状況（複数回答）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
警察官同行による個別訪問等	60	22.6%	25	19.5%	85	21.6%
孤立死が予見されるケースや虐待が疑われるケースなど、虐待対応の申し合わせ等	53	20.0%	9	7.0%	62	15.8%
警察官が定例会に出席	35	13.2%	28	21.9%	63	16.0%
防犯や交通安全、特殊詐欺被害等、警察からの情報提供	119	44.9%	37	28.9%	156	39.7%
警察署との個人情報の共有・照会	23	8.7%	6	4.7%	29	7.4%
特に連携した取り組みはない	120	45.3%	66	51.6%	186	47.3%
その他	9	3.4%	2	1.6%	11	2.8%

※複数回答 欠損値4を除き算出（市3、町村1）

その他の具体的内容（順不同）

警察が住民の生存確認を行う際に同行／警察署と沿線の民生委員協議会による協定書の締結／不定期で犯罪予防（詐欺）等についての説明／講師依頼して防犯に関する研修会開催／特殊詐欺等のパンフレットの活用／民生委員児童委員便りの提供／地域の会議での情報交換など

図 8-2 北海道警察本部（高齢者の安全対策に関する協定）との連携状況

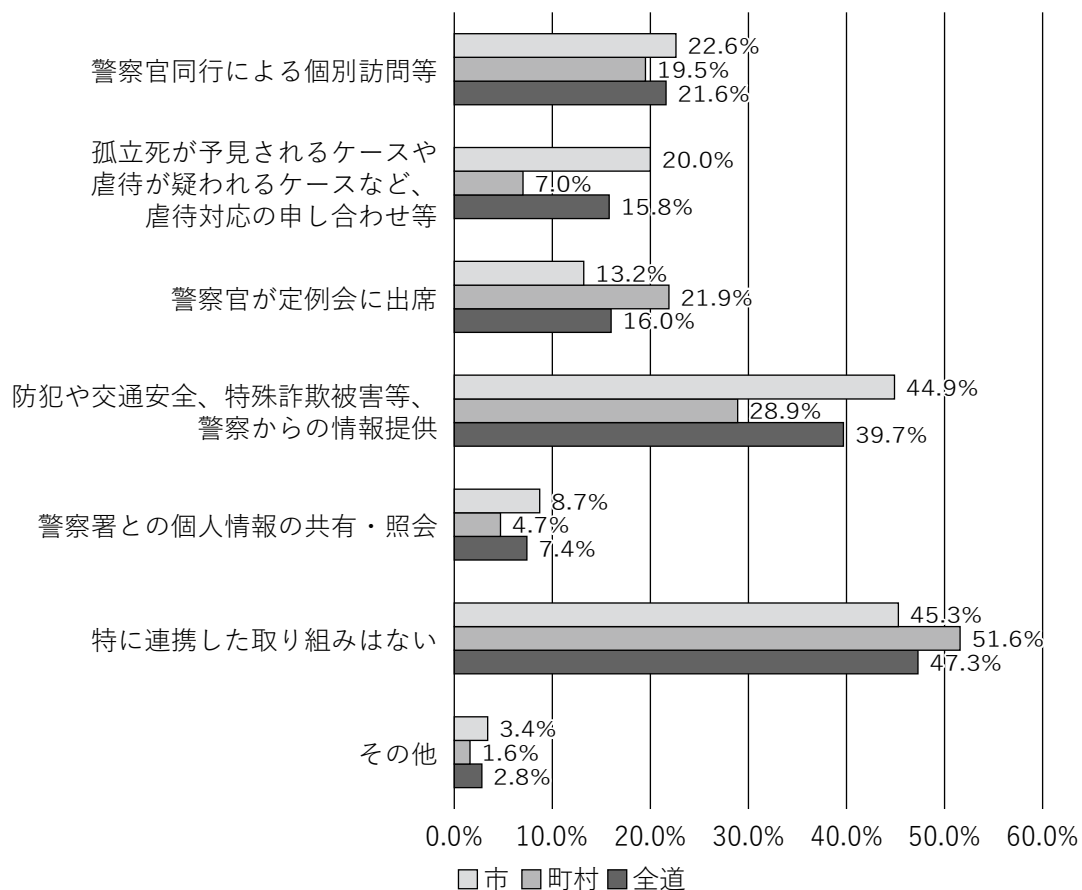


表 8-4 前回の調査との比較（R5年度調査－R2年度調査）

区分	市	町村	全道
警察官同行による個別訪問等	▲7.9%	▲4.5%	▲6.7%
孤立死が予見されるケースや虐待が疑われるケースなど、虐待対応の申し合わせ等	2.5%	0.8%	2.2%
警察官が定例会に出席	▲5.5%	▲3.7%	▲5.1%
防犯や交通安全、特殊詐欺被害等、警察からの情報提供	▲6.3%	▲3.7%	▲5.1%
警察署との個人情報の共有・照会	2.2%	▲0.7%	1.3%
特に連携した取り組みはない	6.7%	2.8%	5.2%
その他	2.2%	0.8%	1.7%

※▲はマイナスを意味します。

3) 住民支え合いマップの取組み

道民児連では、福祉のまちづくりを推進する手法として、「住民支え合いマップ」を推進していますが、市では159か所59.3%、町村では90か所69.8%が「取組んでいない」と回答しています。

「取組んでいる」または「今は取組んでいないが検討している」と回答したのは、市で88か所32.9%、町村では23か所17.9%にとどまっております、前回の調査との比較では全道で5.2%の減少となっています。

表8-5 住民支え合いマップの取組み状況 (n=397)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
取組んでいる	49	18.3%	6	4.7%	55	13.9%
今は取組んでいないが検討している	39	14.6%	17	13.2%	56	14.1%
取組んでいない(状況により取り組む)	159	59.3%	90	69.8%	249	62.7%
今後も取り組む予定はない	17	6.3%	15	11.6%	32	8.1%
欠損値	4	1.5%	1	0.7%	5	1.2%
合計	268	100.0%	129	100.0%	397	100.0%

図8-3 住民支え合いマップの取組み状況

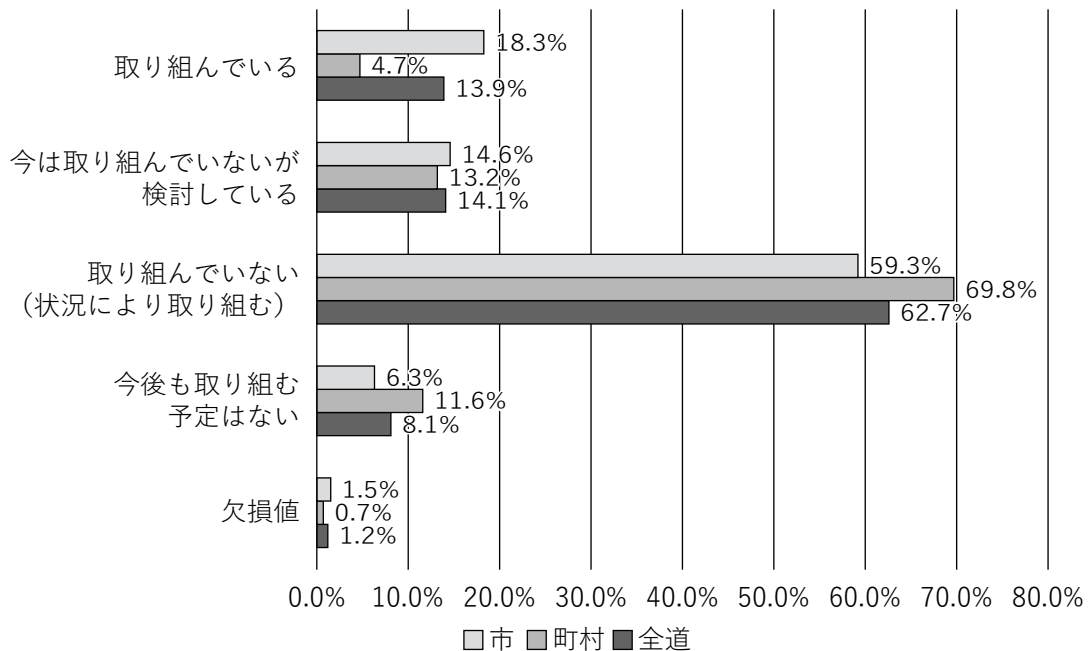


表 8-6 前回の調査との比較（R5年度調査—R2年度調査）

区分	市	町村	全道
取り組んでいる	0.2%	▲2.9%	▲0.7%
今は取り組んでいないが検討している	▲7.2%	1.1%	▲4.5%
取り組んでいない（状況により取り組む）	10.4%	3.1%	7.9%
今後も取り組む予定はない	0.7%	0.2%	0.6%
欠損値	4.1%	1.5%	3.3%

※▲はマイナスを意味します。

4) 第3次北海道民生委員児童委員活動指針に掲げる20の項目

北海道民生委員児童委員活動指針の20の具体的活動のうち、「社会福祉協議会との一層の連携・協働」が90%以上と最も高い割合を占めています。また、「要介護高齢者を支援する活動」、「自治会・町内会との積極的な連携」、「民児協の活性化による民生委員児童委員への支援」、「共同募金への協力と民児協活動での活用」、「児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進」については、市・町村とも70%以上が取り組んでいると回答しています。

市・町村で取り組みの割合に10%以上の差が見られる項目として、「自治会・町内会との積極的な連携」、「民児協の活性化による民生委員児童委員への支援」、「民児協の中長期計画づくり」、「地域住民への積極的なPR活動の展開」、「共同募金への協力と民児協活動での活用」、「民生委員児童委員候補者の発掘」、「災害に備える民児協の内部体制づくり」の6項目は、町村よりも市の方が取り組みの割合が高く、「障がい者を支援する活動」、「要介護高齢者を支援する活動」、「ひきこもりや社会的孤立を見逃さない活動」、「多様な人びとの人権の理解促進」の4項目は市よりも町村の方が取り組みの割合が高くなっています。

4つの重点項目ごとに前回の調査との比較を行うと、占める割合の順位に変化はないものの、全ての項目において割合は減少しています。

表8-7 第3次北海道民生委員児童委員活動指針の取組み状況（十分に取組んでいる、わりと取組んでいる、少し取組んでいるの合計）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
困難を抱えるすべての人を支援する活動【平均値】	—	48.9%	—	63.3%	—	53.6%
子育てを応援する活動	169	64.0%	82	63.6%	251	63.9%
障がい者を支援する活動	121	45.8%	79	61.2%	200	50.9%
要介護高齢者を支援する活動	188	70.9%	113	87.6%	301	76.4%
ひきこもりや社会的孤立を見逃さない活動	111	42.0%	76	58.9%	187	47.6%
多様な人びとの人権の理解促進	57	21.6%	58	45.0%	115	29.3%
地域のつながりをつくり高める活動【平均値】	—	72.9%	—	71.0%	—	72.3%
孤立を防ぎ地域の課題解決力を高める活動	163	60.8%	84	65.1%	247	62.2%
自治会・町内会との積極的な連携	230	85.8%	94	72.9%	324	81.6%
社会福祉協議会との一層の連携・協働	243	90.7%	122	94.6%	365	91.9%
社会福祉法人・社会福祉施設との積極的連携	176	65.7%	80	62.0%	256	64.5%
地域に根ざすさまざまな組織・団体との連携	165	61.6%	78	60.5%	243	61.2%
委員同士が支え合える民児協の活性化【平均値】	—	73.2%	—	54.9%	—	67.2%
民児協の活性化による民生委員児童委員への支援	222	82.8%	96	75.0%	318	80.3%
民児協の中長期計画づくり	111	41.4%	23	17.8%	134	33.8%
地域住民への積極的なPR活動の展開	189	70.5%	71	55.0%	260	65.5%
共同募金への協力と民児協活動での活用	238	88.8%	84	65.1%	322	81.1%
民生委員児童委員候補者の発掘	206	77.2%	56	43.4%	262	66.2%
児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進	209	78.3%	94	72.9%	303	76.5%
福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動【平均値】	—	49.4%	—	47.9%	—	48.9%
災害時要援護者台帳等の作成を通じた要援護者の把握と関係者の協力による支援体制づくり	170	63.4%	86	66.7%	256	64.5%
災害時要援護者の自助努力の支援や地域住民の互助の取組み促進	154	57.5%	72	55.8%	226	56.9%
災害に備える民児協の内部体制づくり	118	44.0%	43	33.3%	161	40.6%
北海道警察との協定に基づく安全対策の取組み	87	32.6%	46	35.7%	133	33.6%

※欠損値延べ23を除き算出（市22、町村1）

図8-4 第3次北海道民生委員児童委員活動指針の取組み状況（十分に取組んでいる、わりと取組んでいる、少し取組んでいるの合計）

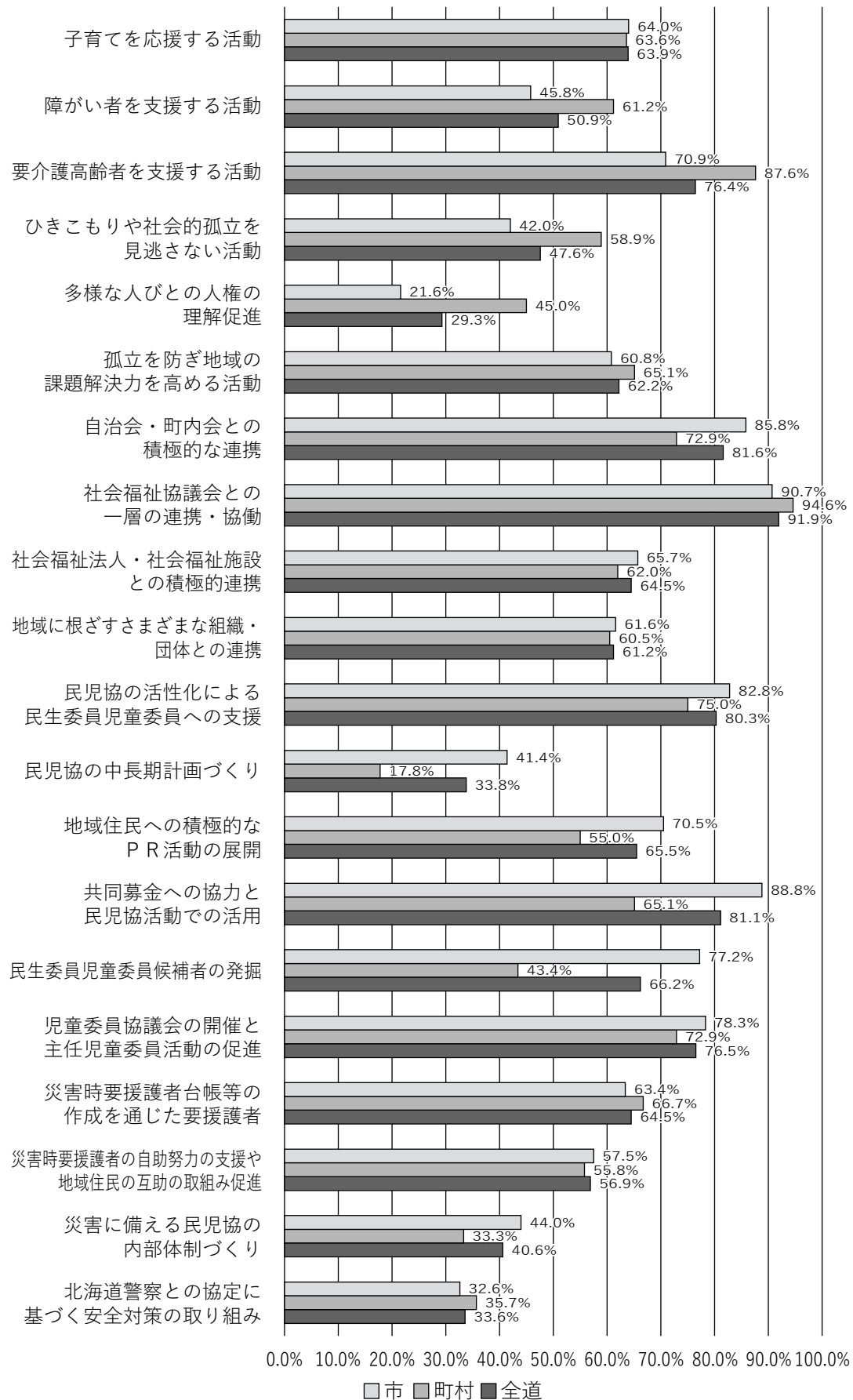


表8-8 前回の調査との比較（R5年度調査—R2年度調査）

区分	市	町村	全道
困難を抱えるすべての人を支援する活動【平均値】	▲5.2%	▲0.9%	▲3.9%
子育てを応援する活動	▲2.9%	▲1.8%	▲2.5%
障がい者を支援する活動	▲7.6%	▲4.2%	▲6.6%
要介護高齢者を支援する活動	▲5.5%	1.4%	▲3.3%
ひきこもりや社会的孤立を見逃さない活動	▲1.8%	▲4.9%	▲3.1%
多様な人びとの人権の理解促進	▲8.1%	5.0%	▲3.9%
地域のつながりをつくり高める活動【平均値】	▲4.7%	▲7.5%	▲5.6%
孤立を防ぎ地域の課題解決力を高める活動	▲1.6%	▲6.4%	▲3.3%
自治会・町内会との積極的な連携	▲6.4%	▲7.1%	▲6.5%
社会福祉協議会との一層の連携・協働	▲1.0%	▲0.8%	▲1.0%
社会福祉法人・社会福祉施設との積極的連携	▲5.9%	▲13.4%	▲8.4%
地域に根ざすさまざまな組織・団体との連携	▲8.7%	▲9.5%	▲9.0%
委員同士が支え合える民児協の活性化【平均値】	▲1.2%	1.3%	▲0.1%
民児協の活性化による民生委員児童委員への支援	▲3.3%	▲4.2%	▲3.4%
民児協の中長期計画づくり	▲1.7%	6.3%	1.5%
地域住民への積極的なPR活動の展開	0.4%	5.0%	2.2%
共同募金への協力と民児協活動での活用	0.3%	▲5.7%	▲1.4%
民生委員児童委員候補者の発掘	1.6%	1.9%	2.1%
児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進	▲4.6%	4.4%	▲1.5%
福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動【平均値】	▲2.4%	▲1.9%	▲2.2%
災害時要援護者台帳等の作成を通じた要援護者の把握と関係者の協力による支援体制づくり	0.4%	0.5%	0.4%
災害時要援護者の自助努力の支援や地域住民の互助の取組み促進	▲1.1%	▲1.9%	▲1.4%
災害に備える民児協の内部体制づくり	▲5.8%	▲8.2%	▲6.4%
北海道警察との協定に基づく安全対策の取組み	▲2.9%	1.9%	▲1.3%

※▲はマイナスを意味します。

付 表

- 令和5年度民生委員児童委員協議会等基本調査 調査票①【単位民児協用】
- 第3次北海道民生委員児童委員活動指針【概要版】

※単位民児協別集計表はDVDに収録

1) 令和5年度民生委員児童委員協議会等基本調査 調査票①【単位民児協用】

道民児連 記入欄	No.	コード
-------------	-----	-----

令和5年度民生委員児童委員協議会等基本調査 調査票①【単位民児協用】

市町村	民児協名
-----	------

※民児協名は規約等で定められている正式な名称を記入してください。

本調査は平成8年度より3年に1度実施しているもので、今日的な民児協の現状を把握するために調査を実施します。また、今年度は提出方法に「Webサイトへのデータアップロード」を追加しましたので、郵送またはデータアップロードにて提出をお願いいたします。

【調査票の回答方法について】

- ・各設問の回答は指定があるものを除き令和5年4月1日現在の状況を記入してください。
- ・設問や回答方法にご不明な点がありましたら、道民児連（担当：田中）にお問い合わせください。

北海道民生委員児童委員連盟 Tel. 011-261-2181 / E-mail k.tanaka@dominijiren.or.jp
 ・提出方法により回答する調査票の形態が異なりますので、下記①、②どちらかにて回答をお願いいたします。

①郵送の場合

本調査票へ直接記入してください。

②Webサイトへのアップロードにて提出の場合

本調査票への記入ではなく、エクセル様式をご利用ください。様式は道民児連事務局専用ページよりダウンロードが可能です。
 《様式ダウンロード場所》
 道民児連事務局専用ページ内 「16 その他」 → 「R05 市町村民児協基本調査様式」

【調査票の返送・提出について】

調査票の記入・入力が終わりましたら、8月31日休までに郵送またはWebサイトへのアップロードにて提出ください。

①郵送の場合

同封の返信用封筒により下記にご返送ください。なお、返信用封筒には調査票以外の書類は絶対に入れないでください。

【回答後の提出先】

〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28
 一般社団法人ウエルビーデザイン《業務委託先》

②Webサイトへのアップロードにて提出の場合

エクセル様式内にアップロード場所のURLを記載していただきますので、そちらへアップロードをお願いいたします。

なお、アップロードをする際の留意事項につきましても、エクセル様式内に記載しておりますので、ご確認のうえ提出をお願いいたします。

I 所属区域の概況について

1. 貴民児協の所属区域（担当地域）の状況を把握している範囲で数字をご記入ください。
 ※数値が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

①人口	人	⑥要介護認定者数 (軽度者を除く)	人	人
②世帯数	世帯	⑦児童数 (18歳未満)	人	人
③生活保護受給世帯	世帯	⑧ひとり親世帯数	世帯	世帯
④高齢者数 (率)	人 (%)	⑨障がい児者数	人	人
⑤ひとり暮らし高齢者数	人	⑩避難行動要支援者数	人	人

2. 社会福祉法第107条には、地域福祉計画の策定が自治体の努力義務であることが定められていますが、貴自治体における策定状況と民児協及び民生委員の役割について、①～④までの各設問に対し、該当する項目の中からひとつだけ○をつけてください。

※①で「イ」「ウ」「エ」を選択した場合、②～④の回答は不要です。

①地域福祉計画 策定状況	②策定委員会等への 民生委員の参画	③貴民児協の 役割に関する記載	④民生委員・児童委員 の役割に関する記述
ア. 策定済み	ア. している	ア. ある	ア. ある
イ. 策定途中	イ. していない	イ. ない	イ. ない
ウ. 未策定	ウ. わからない	ウ. わからない	ウ. わからない
エ. わからない			

3. 社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」には、自治体が策定する地域福祉計画との連動性を踏まえ、社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画（地域福祉実践計画）の重要性が示されていますが、貴市町村社会福祉協議会における計画策定状況と民児協及び民生委員の役割について、①～④までの各設問に対し、該当する項目の中からひとつだけ○をつけてください。

※①で「イ」「ウ」「エ」を選択した場合、②～④の回答は不要です。

①地域福祉活動（実践）計画策定状況	②策定委員会等への 民生委員の参画	③貴民児協の 役割に関する記載	④民生委員・児童委員 の役割に関する記述
ア. 策定済み	ア. している	ア. ある	ア. ある
イ. 策定途中	イ. していない	イ. ない	イ. ない
ウ. 未策定	ウ. わからない	ウ. わからない	ウ. わからない
エ. わからない			

8. 貴民児協委員の在職期間別人数を数字でご記入ください。

※「①民生委員児童委員」数に主任児童委員を含みます。

※人数が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

	1 期目 (3 年未満)	2 期目 (3年以上6年未満)	3 期目 (6年以上9年未満)	4 期目 (9年以上12年未満)	5 期目以上 (12 年以上)
① 民生委員児童委員	人	人	人	人	人
② うち主任児童委員	人	人	人	人	人

※期の途中で就任した場合であっても、1期としてカウントしてください。

9. 貴民児協委員の年齢階層別人数を数字でご記入ください。

※「①民生委員児童委員」数に主任児童委員を含みます。

※人数が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

	39 歳以下	40~49 歳	50~59 歳	60~64 歳	65~69 歳	70~74 歳	75 歳以上
① 民生委員児童委員	人	人	人	人	人	人	人
② うち主任児童委員	人	人	人	人	人	人	人

10. 委員の推薦方法（主任児童委員を除く）について、最もよくある方法にひとつだけ○をつけてください。

ア. 行政が候補者を探してくる（社協等の関係機関からの紹介も含む）

イ. 自治会・町内会が候補者を推薦する（推薦準備会で実施する場合も含む）

ウ. 委員自身が後任者を探してくる

エ. その他（ ）

11. 委員の推薦を行う際の工夫について、該当する項目すべてに○をつけてください。

ア. 社協等の関係機関から紹介をもらう

イ. 自治会・町内会から紹介をもらう

ウ. 自治体内の他の委員や役割を担っている方に声をかける

エ. 独自の推薦ルートを設けている（町内会の福祉委員経験者が民生委員になるなど）

オ. 応募や自薦を行っている

カ. その他（ ）

12. 退任した委員が現在の委員や貴民児協を支援する取組み（住民への見守りや訪問の同行、民児協の事務的支援など）がありますか、ひとつだけ○をご記入ください。

ア. ある（一部の退任委員の個人的な取組みを含む）

イ. ない

13. 退任した委員がOB会やボランティア団体を結成するなど、地域貢献をするための組織的な取組み（退任委員の一部で組織されるものを含む）がありますか、ひとつだけ○をご記入ください。

ア. ある

イ. ない

4. 介護保険法第 115 条の 48 には、民生委員等によって構成される、いわゆる「地域ケア会議」が位置付けられています。貴民児協の参加について、ひとつだけ○をつけてください。

ア. 参加している（一度でも委員の参加があれば可）

イ. 参加していない

ウ. わからない

5. 地域包括ケアシステムの構築に向け、各自治体では介護保険の地域支援事業において、生活支援体制整備事業が行われています。この中には多様な地域の担い手が定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを行う「協議体」の設置が位置付けられていますが、①～②の各設問に対し、該当する項目の中からひとつだけ○をつけてください。

※①で「イ」「ウ」を選択した場合、②の回答は不要です。

① 協議体設置状況	② 協議体への参画
ア. 設置している	ア. 参画している イ. 参画していない ウ. わからない
イ. 設置していない	
ウ. わからない	

II 所属委員の構成及び活動費（弁償費）について

6. 貴民児協の委員定数および現員数並びに欠員状況を数字でご記入ください。

※「①民生委員児童委員」数に主任児童委員を含みます。

※人数が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

	定数	現員数		欠員状況		
		総数	女性	男性	女性	充足率
① 民生委員児童委員	人	人	人	人	人	%
② うち主任児童委員	人	人	人	人	人	%

7. 貴民児協の委員のうち、就業（農林漁業の一次産業への従事や個人事業主を含む）しなから委員に在職している人数を数字でご記入ください。

※「①民生委員児童委員」数に主任児童委員を含みます。

※人数が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

	人数
① 民生委員児童委員の就業者	人
② うち主任児童委員の就業者	人

18. 貴自治体における活動費（弁償費）の源泉所得税について、該当する項目にひとつだけ○をつけ
てください。【令和4年度実績】

- ア. 源泉所得税が控除されている（課税）
イ. 源泉所得税は控除されていない（非課税）

【参考】各委員に支払われる活動費は実費弁償費であり、活動の報酬ではない。しかし、一部地域においては所轄税務署の指導に基づき、活動費から源泉所得税が控除されている例がみられる。このことは活動費の実質的な減額というだけでなく、民生委員は報酬を得ているとの誤解を住民に与える懸念もあり、是正が必要である。（これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会報告書「平成30年3月全国民生委員児童委員連合会、P35」）

19. 民生委員の立場で委嘱を受ける他の委員活動について、その委員の名称及び委嘱の範囲、弁償費の有無(記入は主な10 委託委員活動まで)、記入例を参考にご記入ください。【令和4年度実績】

※委託委員活動がない場合は⑩に「なし」とご記入ください。【令和4年度実績】

委員の名称	委嘱の範囲	弁償費の有無
例) 公営住宅入居者選考委員	全員・一部	ある・ <input checked="" type="radio"/> ない
例) 福祉委員	<input checked="" type="radio"/> 全員・一部	ある・ <input type="radio"/> ない
①	全員・一部	ある・ <input type="radio"/> ない
②	全員・一部	ある・ <input type="radio"/> ない
③	全員・一部	ある・ <input type="radio"/> ない
④	全員・一部	ある・ <input type="radio"/> ない
⑤	全員・一部	ある・ <input type="radio"/> ない
⑥	全員・一部	ある・ <input type="radio"/> ない
⑦	全員・一部	ある・ <input type="radio"/> ない
⑧	全員・一部	ある・ <input type="radio"/> ない
⑨	全員・一部	ある・ <input type="radio"/> ない
⑩	全員・一部	ある・ <input type="radio"/> ない

14. 委員には、道負担で活動費（弁償費）が規定されていますが、道費以外に、市町村が独自に負担している活動費（弁償費）について、該当する項目にひとつだけ○をつけてください。

【令和4年度実績】

- ア. 市町村が独自に負担している活動費（弁償費）はない
イ. 市町村が独自に負担している活動費（弁償費）がある

【補足】令和4年度の委員一人当たりの道負担額は60,200円です。会長は6,680円が加算されます。実際に支給されている額がこの基準より多い場合は、市町村の負担金があります。ただし、市町村の負担金には、問19の他の委員活動で生じる弁償費は含まれません。

15. 設問14でイに回答した場合、市町村が独自に負担している活動費の金額を数字でご記入ください。【令和4年度実績】
※金額が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

市町村が独自に負担している活動費（弁償費）の額	会長	職員	円
会長職 総支給額	66,880円(道負担)		
一般委員 総支給額	60,200円(道負担)	一般委員	円

16. 民生委員活動費（弁償費）の支給方法について、該当する項目にひとつだけ○をつけてください。また、イまたはロに回答した場合は、回答項目下に記載のiまたはiiの該当するすべてに○をつけてください。【令和4年度実績】

- ア. 活動費（弁償費）を委員に全額支給する
イ. 活動費（弁償費）から会費等を差し引いて委員に支給する
i. 会費等の差し引きは、事前に説明し合意により行っている
ii. 会費等の差し引きに関する規定や内規等を定めている
ウ. 活動費（弁償費）から会費等を差し引いて、残りは民児協活動費に充てられ、委員には支給されない
i. 会費等の差し引きは、事前に説明し合意により行っている
ii. 会費等の差し引きに関する規定や内規等を定めている
エ. 活動費（弁償費）から会費等の差し引きなく、全額を民児協活動費に繰り入れ、委員には支給されない
イ. 口座振込で支給している

17. 設問16でアおよびロに回答した場合、民生委員活動費（弁償費）の支給方法について、該当する項目にひとつだけ○をつけてください。【令和4年度実績】

- ア. 現金を手渡しで支給している
イ. 口座振込で支給している

25. 貴民児協の**会長、副会長**に関して、性別のいづれかに○をつけ、その他の項目には該当する数字をご記入ください。

※年齢および在職年数が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

役職	性別	年齢	役員在職年数	委員在職年数
①会長	男性・女性	歳	年目	年目
②副会長	男性・女性	歳	年目	年目
③副会長	男性・女性	歳	年目	年目
④副会長	男性・女性	歳	年目	年目
⑤副会長	男性・女性	歳	年目	年目

26. 貴民児協の**会長、副会長**には**主任児童委員が含まれているか**、ひとつだけ○をつけてください。

ア. 主任児童委員が会長と副会長どちらにも就任している

イ. 主任児童委員が会長に就任している

ウ. 主任児童委員が副会長に就任している

エ. 主任児童委員が会長、副会長には就任していない

IV 法定民児協運営について

27. 貴民児協の**民生委員協議会**および**児童委員協議会**の**定例会議の開催実績と出席率**を数字でご記入ください。また、**児童委員協議会の参集範囲**について、ひとつだけ○をつけてください。

【令和4年度実績】

※数値が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

	開催実績	出席率	参集範囲 (ひとつだけ○)
①民生委員協議会 (定例会)	回	%	
②児童委員協議会 (定例会)	回	%	ア. 全児童委員 イ. 主任児童委員のみ ウ. その他 ()

【補足】児童委員協議会の開催については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による「児童委員の活動要領」(平成16年11月8日改正)により示されています。道民児連としては、定例会の中で児童に関する事項を協議した場合には、児童委員協議会を開催したものと見なして差し支えないと考えます。

《以下、「児童委員の活動要領」第4◆児童委員協議会より一部抜粋》

児童委員相互の連携の強化および任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法(昭和23年法律第198号)第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に即した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連携を図り、児童福祉のための各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

III 法定民児協組織について

20. 貴民児協組織の概況について、①～④までの各設問に対し、該当する項目(ある・ない)の中からひとつだけ○をつけてください。

①規約(規則、会則)	ある・ない
②年間事業計画	ある・ない
③収支予算	ある・ない
④剰余金(繰越金)	ある・ない

21. 貴民児協の**年間予算額**等を数字でご記入ください。【令和5年度予算】

※金額が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

①年間予算額	円
②市町村助成額(道補助金含む)	円

【補足】①には、親睦会の実施や視察研修旅行の積立等を目的とした特別会計を含めないでください。また、令和5年度の「地区民生委員協議会活動推進費」(道補助金)は250,000円です。実際助成されている金額がこの基準より多い場合は、市町村の負担金があります。②には道補助金を含めて記入してください。

22. 設問21で回答いただいた①年間予算のうち、**共同募金助成金収入**(市町村社協からの共同募金財源)を利用した助成金を含む)を数字でご記入ください。【令和5年度予算】

※金額が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

①共同募金助成金収入	円
------------	---

23. 貴民児協の**年会費額**(委員から徴収する金額)を数字でご記入ください。ただし、**道民児連・全民児連の会費**、**共済掛金**、**地区支部会費**、**親睦会**や**視察研修の積立金**は含めないでください。

【令和5年度予算】

※金額が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

①年間会費額	円
--------	---

※連合民児協のある市の単位民児協は、連合民児協と貴民児協の会費の合算額を記入してください。

24. 貴民児協の**事務局の所管**について、①の設問に対し、該当する項目の中からひとつだけ○をつけ、②の設問には人数を数字でご記入ください。

※人数が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

①事務局の所管	7. 行政 4. 社協 ウ. 独自 (会長等役員含む) エ. その他 ()
②事務局を担っている人数	名

29. 貴民局協で設置している**専門部会・委員会**について、①～⑪までの各設問に対し、該当する項目（設置の有無）にひとつだけ○をつけてください。設置の有無に「あり」と回答した場合は、前年度の開催回数を数字でご記入ください。【令和4年度実績】
※開催回数が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

専門部会・委員会の設置状況	設置の有無	開催回数
①高齢者関連の部会	あり・なし	回
②障がい者関連の部会	あり・なし	回
③子ども・妊産婦関連の部会	あり・なし	回
④ひとり親家庭関連の部会	あり・なし	回
⑤生活困窮世帯関連の部会	あり・なし	回
⑥広報関連の部会	あり・なし	回
⑦総務・会計関連の部会	あり・なし	回
⑧研修関連の部会	あり・なし	回
⑨調査関連の部会	あり・なし	回
⑩その他（ ）	あり・なし	回
⑪その他（ ）	あり・なし	回

30. 貴民局協で開催する定例会議における、**関係機関からの参加状況**（一度でも参加があれば可）について、該当する項目すべてに○をつけてください。【令和4年度実績】

- ア. 福祉関連部署の行政関係者（福祉事務所や社会福祉課等）
- イ. 児童福祉関連部署の行政関係者（児童相談所や子育て支援課等）
- ウ. 防災関連部署の行政関係者
- エ. 教育関連部署の行政関係者（教育委員会、小中学校、公民館等）
- オ. 市町村社会福祉協議会（地区社協含む）
- カ. 市町村共同募金委員会
- キ. 地域包括支援センター
- ク. 保健所・保健センター
- ケ. 社会福祉施設・福祉事業所
- コ. 警察署・消防署の署員
- サ. 自治会・町内会の役員等
- シ. 農協・漁協・生協など民間企業、事業者
- ス. ボランティア・NPO団体、福祉団体関係者
- セ. 市町村議会議員
- ソ. その他（ ）

28. 貴民局協の**定例会議の運営方法**について、①～④までの各設問に対して○をつけてください。

① 座長の役割 について、該当する項目に、ひとつだけ○をつけてください。	ア. 会長が担当 イ. 副会長が担当 ウ. 複数人が輪番制で担当 エ. その他（ ）
② 開催時間 について、該当する項目に、ひとつだけ○をつけてください。	ア. 主に午前に開催している イ. 主に午後に開催している ウ. 主に夕方以降に開催している エ. その月により開催時間が変わる
③ 定例会議の最中 に行う項目すべてに○をつけてください。	ア. 民生委員信条の唱和を行う イ. 児童憲章の唱和を行う ウ. 秘密保持についての確認を行う エ. 災害に備える民生委員活動 10 か条の唱和を行う
④令和4年度の 定例会議で行った項目 すべてに○をつけてください。	ア. 民生委員の担当区域や主任児童委員の役割に関する協議 イ. 民生委員としてやるべきこと、やらないことの調整や確認 ウ. 行政や福祉関係機関からの報告や連絡 エ. 民生委員活動に有用な地域実態の収集や資料の配布 オ. 研修の企画調整や定例会議と併せた研修の実施 カ. 行政や福祉関係機関に対する意見具申等の取りまとめ

34. 貴民児協（民生委員児童委員）に対する市町村行政等からの個人情報提供の状況について、①～⑭の情報提供種別に対し、提供の有無に○をつけてください。提供の有無に「ある」と回答した場合は、「提供の方法」について該当する項目にひとつだけ○をつけてください。【令和4年度実績】

情報提供種別	提供の有無	提供の方法（ひとつに○）
①一人暮らし高齢者	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 ウ. その他 () イ. 名簿閲覧のみ
②高齢者のみ世帯	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 ウ. その他 () イ. 名簿閲覧のみ
③要介護認定者	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 ウ. その他 () イ. 名簿閲覧のみ
④障がい児・者	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 ウ. その他 () イ. 名簿閲覧のみ
⑤生活保護受給世帯	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 ウ. その他 () イ. 名簿閲覧のみ
⑥ひとり親世帯	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 ウ. その他 () イ. 名簿閲覧のみ
⑦乳幼児・妊産婦	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 ウ. その他 () イ. 名簿閲覧のみ
⑧避難行動要支援者 （災害時要配慮者）	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 ウ. その他 () イ. 名簿閲覧のみ
⑨引きこもりや老親と子 （8050世帯）	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 ウ. その他 () イ. 名簿閲覧のみ
⑩その他 ()	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 ウ. その他 () イ. 名簿閲覧のみ
⑪その他 ()	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 ウ. その他 () イ. 名簿閲覧のみ
⑫その他 ()	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 ウ. その他 () イ. 名簿閲覧のみ

35. 民生委員法第17条第2項には、市町村長が民生委員の職務に関して必要な指導をすることができると定められています。自治体からの①～⑭までの情報セキュリティや個人情報保護等に関する指導について、該当する項目の中からひとつだけ○をつけてください。【令和4年度実績】

①情報の適正な取扱いに関するマニュアルや要領の提示	ある ・ ない
②情報の適正な取扱いに関する研修の実施	している ・ していない
③情報の適正な取扱いに関する民児協との協議	している ・ していない

V 連絡手段および情報の取扱い等について

31. 貴民児協の民生委員が所持している通信機器の状況について、おおよそ所持している割合を数字（0～1.0の整数）で記入してください。

※割合が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

通信媒体	所持している割合
①パソコン・タブレット（インターネット環境にあるもの）	割合
②スマートフォン（ガラケーを除く）	割合
③FAX	割合

32. 貴民児協における民生委員相互の連絡手段として用いている①～⑨までの各方法に対し、その利用状況と頻度について、該当する項目にひとつだけ○をつけてください。

	ア. かなり利用する	イ. わりと利用する	ウ. 少し利用する	エ. あまり利用しない	オ. ほとんど利用しない	カ. 全く利用しない	キ. わからない
①直接訪問する	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
②会議等で対面した時に行う	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
③事務局を介して行う	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
④郵便	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
⑤自宅の固定電話	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
⑥委員の携帯電話	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
⑦FAX	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
⑧Eメールやショートメール	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
⑨LINE等の通信アプリ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ

33. 民生委員法第15条には、民生委員の守秘義務について定められています。貴民児協での①～③までの情報セキュリティや個人情報保護等に関する対応について、該当する項目の中からひとつだけ○をつけてください。【令和4年度実績】

①情報の適正な取扱いに関するマニュアルや要領	ある ・ ない
②情報の適正な取扱いに関する研修の実施	している ・ していない
③情報の適正な取扱いに関する行政等、情報提供元との協議	している ・ していない

VI 民児協の研修および人材育成について

37. 道内一部の民児協では、ペア制度や班活動を導入している事例があり、これらの取組みは、日常活動を通じた人材育成の効果が期待できます。民児協において、日常活動を通じた**人材育成の効果が期待できる仕組み**を取り入れているか、ひとつだけ○をつけてください。

- ア. 同様の仕組みがある
- イ. 今はないが、検討中
- ウ. ない（未検討）

【脚注】◆ペア制度 担当地区内の委員が2人1組になり、世帯訪問をする仕組み。男女の性差や認知症高齢者への対応に効果があります。また、同行訪問を通じて、対象世帯の状況把握の仕方や、さまざまな説明方法など、お互いの活動を知ること、お互いの高め合う効果が期待できます。

◆班活動 委員は決められた区域を一人で担当しますが、この「班活動」では、複数の地区を複数の委員で担当します（例えば、3地区を3名の委員で担当）。この活動のメリットは、「一人で全てを担わなければならない」という心理的負担の軽減につながる他、委員同士が支え合える環境づくりや、民児協役員等の次期のリーダー育成につながる等、さまざまな効果が期待できます。

38. **民生委員法第24条第1項第5号**では、**民生委員協議会の任務**として、「民生委員をして、その職務に關して必要な知識および技術を習得させること」と定められています。民児協で実施した（道民児連や地区支部・連合が主催する研修を除く）①～⑩までの各研修について実施の有無を選択し、「あり」と回答した場合は、開催回数について、数字でご記入ください。**【令和4年度実績】**
 ※開催回数が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

研修の内容	実施の有無	実績	内容例
①高齢者関連の研修	あり・なし	回	介護・認知症・8050
②障がい者関連の研修	あり・なし	回	障がいサービス
③子ども・妊産婦関連の研修	あり・なし	回	子育て支援・虐待
④生活困窮者関連の研修	あり・なし	回	生活福祉資金
⑤学校・教育関連の研修	あり・なし	回	いじめ、非行・不登校
⑥防犯関連の研修	あり・なし	回	消費者被害
⑦防災関連の研修	あり・なし	回	要援護者支援
⑧健康関連の研修	あり・なし	回	うつ・自殺
⑨民生委員活動の活性化・強化に関する研修	あり・なし	回	活動記録、証明事務
⑩人権に関する研修	あり・なし	回	アイヌ、ジェンダー

36. 貴民児協の**新任委員への引継ぎ**に関する①～⑤までの各設問に対して○をつけてください。

①引継ぎの実施について（ひとつだけ○）	ア. 必ず実施している イ. ほとんどの場合、実施している ウ. 実施していない場合が多い エ. 特に実施していない
②引継ぎの実施形態について（該当する項目すべてに○）	ア. 新任委員と前任委員が一堂に会し引継ぎを行う（集成型） イ. 新任委員と前任委員が個別に引継ぎを行う（個別型） ウ. 引継ぎの際は役員等、他の委員が立ち会う エ. 引継ぎの際は事務局が立ち会う オ. 書類のみ引き継ぐ（会長等経由の書類引継ぎも含む） カ. 事務局職員が新任委員に対して各種事項の説明をしている キ. その他（ ）
③引継ぎマニュアル・要領について（ひとつだけ○）	ア. マニュアル・要領がある（市連合のマニュアル等も含む） イ. マニュアル・要領はない
④引継ぎ後の結果や報告について（ひとつだけ○）	ア. 結果や報告を民児協や事務局にしている イ. 結果や報告を民児協や事務局にしていない
⑤引継ぎする書類について（該当する項目すべてに○）	ア. 民生委員・児童委員活動記録 イ. 世帯票（福祉票）・児童票等 ウ. 行政から提供を受けた個人情報（設問34の書類等） エ. 福祉マップや住民支え合いマップ等、各種対象者マップ オ. 生活福祉資金関係書類（借受世帯補助記録表、生活福祉資金ガイド他） カ. 民生委員児童委員活動のてびき（道民児連発行） キ. 民生委員児童委員必携（全社協発行） ク. 証明事務の取り扱いマニュアル ケ. 民生委員児童委員名簿 コ. 民児協運営に関係する書類（会則・規約、予算決算、事業計画等） サ. 道民児連等、各関係団体の広報紙 シ. その他（ ）

42. 貴民児協の宿泊を伴う視察研修旅行の実施状況についてご記入ください。【過去3年実績】

頻度	視察先(該当する項目すべてに○)	視察内容(該当する項目すべてに○)
※未実施の場合は0を記入 3年で _____回	ア. 道内 イ. 道外 ウ. 海外	ア. 市町村民児協への視察 イ. 社会福祉施設への視察 ウ. 市町村社会福祉協議会への視察 エ. 地域福祉活動の視察 オ. 被災地や防災関連施設への視察 カ. その他()

43. 貴民児協が他市町村民児協の視察研修を受け入れた実績(複数の場合は、主なる5団体まで)について受け入れ回数を数字でご記入ください。受け入れしている場合は「受け入れた団体の名称」「主な視察内容・テーマ」をそれぞれご記入ください。【令和4年度実績】

回数	受け入れた団体の名称	主な視察内容・テーマ
①		
②		
③		
④		
⑤		

39. 設問38で参加した研修の形態について、該当する項目すべてに○をつけてください。

【令和4年度実績】

- ア. 座学・講義型の研修(講師からの一方的な伝達を受けるもの)
- イ. 対話・体験型の研修(委員が相互に意見を交わし合えるもの)
- ウ. 自ら学ぶ研修(活動に関する資料の提供により自己学習の促進)
- エ. 委員が講師役になる研修
- オ. 研修を行っていない

40. 貴民児協における①～⑦までの委員等の在職年数等に応じた対象別研修(道民児連や地区支部・連合等の外部団体が主催する研修を含む)について、参加の有無を選択し、「あり」と回答した場合、参加回数を数字でご記入ください。【令和4年度実績】

※参加回数が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

対象	参加の有無	実績	対象等の説明
① 新任委員向け	あり・なし	回	概ね1期目の委員
② 中堅委員向け	あり・なし	回	概ね2期目以上の委員
③ 児童委員向け	あり・なし	回	児童委員としての参加を呼びかけたもの
④ 主任児童委員向け	あり・なし	回	主任児童委員のみを対象としたもの
⑤ 民児協役員向け	あり・なし	回	会長、副会長、理事等
⑥ 事務局向け	あり・なし	回	事務局職員を対象としたもの
⑦ 委員候補者向け	あり・なし	回	就任前の事前説明会などを含む

41. 貴民児協における①～⑦までの各外部団体が主催する研修への参加状況について、参加の有無を選択し、「あり」と回答した場合は、参加回数および参加人数を数字でご記入ください。

【令和4年度実績】

※参加回数および参加人数が不明な場合、空欄のままではなく「不明」とご記入ください。

主催	参加の有無	実績	
		参加回数	参加人数
① 北海道民生委員児童委員連盟	あり・なし	回	人
② 地区支部・市連合	あり・なし	回	人
③ 道社協(地区事務所含む)	あり・なし	回	人
④ 市町村社協	あり・なし	回	人
⑤ 北海道教育委員会	あり・なし	回	人
⑥ 市町村教育委員会	あり・なし	回	人
⑦ 北海道(総合振興局・振興局含む)	あり・なし	回	人

Ⅶ 市民協の活動や関係機関との連携について

45. 民生委員法第 24 条第 2 項において、民生委員協議会の意見具申について定められています。貴市民協における行政等に対するの意見具申のほたらきかけ（内容）について、該当する項目すべてに○をつけてください。【令和 4 年度実績】

- ア. 住民の生活状態や地域の実態把握のための情報提供
- イ. 支援が必要な世帯に対する福祉サービスの提供等
- ウ. 住民に対するサービスや制度等の周知に関する働きかけ
- エ. 社協等福祉関係団体との連携に関する働きかけ
- オ. 行政による活動支援に関する働きかけ
- カ. 福祉施設の連携等や新たなサービス創設に関する働きかけ
- キ. 子どもを取り巻く環境（社会、保育、教育、家庭）の整備に関する働きかけ
- ク. 委員のなり手不足解消の手立てに関する提案等
- ケ. 民生委員活動の負担軽減に関する提案等
- コ. その他（ ）
- サ. 上記の意見具申はしていない

【参考】民生委員法第 24 条第 2 項（意見具申）※以下、「[民生委員法]より一部抜粋第 24 条（省略）
2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。」

46. 貴市民協の世帯票や福祉票の整備状況について、該当する項目にひとつだけ○をつけてください。
ア. 単位市民協で全員が統一した様式で整備している
イ. 委員が個別に様式を作成し取組んでいる
ウ. 取組んでいない

47. 貴市民協における調査活動の過去 3 年間の実施状況について、調査内容（名称）をご記入いただき、調査の実施主体については、該当する項目にひとつだけ○をつけてください。

調査内容（調査名称を記入）	実施主体（該当する項目ひとつに○）
①	ア. 市民協単独 イ. 行政からの依頼 ウ. 社協からの依頼 エ. その他の関係団体からの依頼 オ. その他（ ）
②	ア. 市民協単独 イ. 行政からの依頼 ウ. 社協からの依頼 エ. その他の関係団体からの依頼 オ. その他（ ）
③	ア. 市民協単独 イ. 行政からの依頼 ウ. 社協からの依頼 エ. その他の関係団体からの依頼 オ. その他（ ）

44. 全国民生委員児童福祉連合会では、民生委員児童福祉を地域福祉の担い手と位置づけ、下表のとおり、その活動には 7 つのほたらきがあるとしています。貴市民協におけるこれら①～⑥までの各取組について、該当する項目の中からひとつだけ○をつけてください。

民生委員・児童委員活動の 7 つのほたらき ※ 7 つのほたらきのうち、「①意見具申」については次の設問 45 で回答いただきます。	ア. 取組十分にしている	イ. 取組んでいる	ウ. 取組んでいる	エ. 取組んでいない	オ. 取組んでいない	カ. 取組んでいない
①社会調査 担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
②相談 地域住民が抱える課題について相手の立場にたち親身になって相談に応じる活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
③情報提供 社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供する活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
④連絡通報 住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を果たす活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑤調整 住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援する活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑥生活支援 住民が求める生活支援活動を自ら行ない、また支援体制をつくる活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ

49. 貴民児協が他の機関から依頼される事項について、①～⑩の項目ごとにひとつだけ○をつけてください。

	ア. かなり頼まれる	イ. わりと頼まれる	ウ. 少し頼まれる	エ. あまり頼まれない	オ. ほとんど頼まれない	カ. 全く頼まれない
①地域や住民の情報提供・説明・証明	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
②住民への資料や物品の配布	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
③福祉関係調査への協力	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
④地域住民の見守り・安否確認	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑤祝い金や配分金などの配布協力	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑥サロンなどの地域活動への協力	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑦配食などの福祉サービスへの協力	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑧福祉イベントへの協力	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑨福祉関連会議への出席	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑩研修会などへの参加	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑪共同募金や日赤社資への協力	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑫援助（特別）会員募集・会費集め	ア	イ	ウ	エ	オ	カ

④	ア. 民児協単独 ウ. 社協からの依頼 オ. その他（ ）	イ. 行政からの依頼 エ. その他の関係団体からの依頼
⑤	ア. 民児協単独 ウ. 社協からの依頼 オ. その他（ ）	イ. 行政からの依頼 エ. その他の関係団体からの依頼

※毎年実施している調査内容の記載はIか所て結構です。3年分同じ内容を記載する必要はありません。

48. 貴民児協の①～⑩の各種広報活動の実施予定について、該当する項目ひとつに○をつけてください。①～⑩で実施予定に「している」と回答した場合は、「広報の対象者」の中から該当する項目すべてに○をつけてください。【令和5年度予定】

活動内容	実施予定	広報の対象者 (該当する項目すべてに○)
①単位民児協独自の広報紙の作成	している ・ していない	ア. 民児協内部 イ. 関係機関 ウ. 住民
②地区支部・連合の広報紙への活動内容等記事の掲載	している ・ していない	ア. 民児協内部 イ. 関係機関 ウ. 住民
③ポスター・チラシの作成	している ・ していない	ア. 民児協内部 イ. 関係機関 ウ. 住民
④街頭やイベントでのPR	している ・ していない	
⑤行政の広報誌の紙面活用	している ・ していない	
⑥社協の広報誌の紙面活用	している ・ していない	
⑦コミュニティFMの活用	している ・ していない	
⑧独自のウェブサイト等の活用	している ・ していない	
⑨行政のウェブサイト等の活用	している ・ していない	
⑩社協のウェブサイト等の活用	している ・ していない	

51. 関係機関に対する**民生委員の理解促進**や活動の周知等を目的とした研修会や懇談会、意見交換会の開催状況について該当する項目すべてに○をつけてください。【令和4年度実績】

対象者	実施状況
①行政の職員（福祉、防災、母子保健などを問わない）	している ・ していない
②地域包括支援センターの職員	している ・ していない
③社会福祉協議会の職員	している ・ していない
④学校教育関係の職員（教育委員会及び教職員）	している ・ していない
⑤市町村長または議員	している ・ していない

Ⅷ 第3 次北海道民生委員児童活動指針等への取組みについて

52. 貴民防で現在取組んでいる「災害に備える民児協活動」について、該当する項目すべてに○をつけてください。

- ア. 委員個々の防災意識の向上や家庭での防災活動の推進
- イ. 担当地区のハザードマップや避難所、避難経路の事前確認
- ウ. 災害時要援護者台帳や災害福祉マップの整備
- エ. 発災時における要援護者等への情報提供方法の確認
- オ. 自治会・町内会や自主防災組織との役割分担等の事前協議
- カ. 行政等との情報提供・情報共有に関する事前申し合わせ
- キ. 社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）との活動に関する事前申し合わせ
- ク. 災害発生時の委員の安否確認や委員相互の連絡方法に関する申し合わせ
- ケ. 災害発生時の緊急定例会等の開催に関する申し合わせ
- コ. 災害に関する研修会の実施または参加
- サ. 道民児連発行「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」の活用
- シ. 上記のことはしていない

50. 貴民児協の**関係機関との連携状況**について、以下の連携状況の指標を参考に、連携先の項目ごとにひとつだけ○をつけてください。

	ア. 強い連携	イ. 一定の連携	ウ. 弱い連携	エ. 連携なし	オ. わからぬ
①北海道（振興局・福祉事務所を含める）	ア	イ	ウ	エ	オ
②北海道社協（地区事務所を含める）	ア	イ	ウ	エ	オ
③市町村福祉担当課	ア	イ	ウ	エ	オ
④地域包括支援センター	ア	イ	ウ	エ	オ
⑤依拠所・依拠センター	ア	イ	ウ	エ	オ
⑥障がい者相談支援センター	ア	イ	ウ	エ	オ
⑦地域子育て支援センター	ア	イ	ウ	エ	オ
⑧児童相談所	ア	イ	ウ	エ	オ
⑨保育所/幼稚園	ア	イ	ウ	エ	オ
⑩小・中学校	ア	イ	ウ	エ	オ
⑪警察署	ア	イ	ウ	エ	オ
⑫消防署	ア	イ	ウ	エ	オ
⑬市町村社協（支所を含む）	ア	イ	ウ	エ	オ
⑭市町村共同募金委員会	ア	イ	ウ	エ	オ
⑮自治会・町内会（連合会組織を含む）	ア	イ	ウ	エ	オ

【連携状況の指標】○「強い連携」 継続的な情報交換や相互の事業への協力を必要とする
 ○「一定の連携」 必要な場合に、協力ができている関係にある
 ○「弱い連携」 担当者を知っている程度、年に数回の情報交換をする

重点項目	ア. 取組んでいる	イ. 取組んでいる	ウ. 取組んでいる	エ. 取組んでいる	オ. 取組んでいる	カ. 取組んでいる
地域の高める活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
委員同士の支え合える民協の活性化	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
福祉のまちづくりを意欲した防犯・防災活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ

※具体的活動は同封の「第3次北海道民生委員児童委員活動指針」を参照してください。

53. 道民児連では北海道警察本部と、「高齢者の安全対策に関する協定」を締結しており、その協定にもとづき、各市町村の民児協において、地元警察と連携した地域防犯活動等に取組んでいます。貴民児協の地元警察と連携した取組みについて、該当する項目すべてに○をつけてください。

- ア. 警察官同行による戸別訪問等
- イ. 孤独死が予見されるケースや虐待が疑われるケースなど、緊急対応の申合せ等
- ウ. 警察官が定例会出席（防犯講話や協力要請および情報交換など）
- エ. 防犯や交通安全、特殊詐欺被害等、警察からの情報提供
- オ. 警察署との個人情報共有・照会
- カ. 特に連携した取組みはない
- キ. その他（ ）

54. 道民児連では、福祉のまちづくりを推進する手法として、「住民支え合いマップ」を推進しています。貴民児協における取組の状況について該当する項目からひとつだけ○をつけてください。

- ア. 取組んでいる
- イ. 今は取組んでいないが、検討している
- ウ. 取組んでいない（状況により取組む）
- エ. 今後も取組む予定はない

55. 道民児連では、全民児連100周年活動協定案を踏まえ、平成31年3月に「第3次北海道民生委員児童委員活動指針」を策定しました。同指針には4つの重点項目①～④の具体的活動が示されています。貴民児協における取組について、項目ごとにひとつだけ○をつけてください。

重点項目	ア. 取組んでいる	イ. 取組んでいる	ウ. 取組んでいる	エ. 取組んでいる	オ. 取組んでいる	カ. 取組んでいる
具体的活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
①子育てを応援する活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
②障がい者を支援する活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
③要介護高齢者を支援する活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
④ひきこもりや社会的孤立を見逃さない活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑤多様な人びとの人権の理解促進	ア	イ	ウ	エ	オ	カ

2) 第3次北海道民生委員児童委員活動指針【概要版】

第3次北海道民生委員児童委員活動指針【概要版】

～民生委員制度創設101年目の新たな一歩～

北海道民生委員児童委員連盟では、民生委員制度100周年の節目に第3次北海道民生委員児童委員活動指針を策定しました。この活動指針は、水連盟が全道の民生委員児童委員および児童協に対して、民生委員児童委員を取り巻く環境や昨今の福祉課題を鑑み、これから取り組むべき、継続していくべき活動の方向性を示したものです。活動指針の内容のすべてを取り組むことは難しいと思いますが、あくまでもできる範囲で取り組んでいただくこととしています。

5 住民支え合いマップの取り組み

住民支え合いマップの取り組みは、個別支援は元より、地域の課題解決、地域の人材発掘、災害時の支援活動等に有効なことから、上記①～④を支えとする取り組みとして位置づけ

※事例の支援活動は、平常時の活動の延長と捉え、上記①～④を核とした取り組みとして位置づけ

活動指針の重点

重点1	困難を抱えるすべての人を支援する活動 地域住民一人ひとりを個別的に捉え、「気になる人」を早期に発見し、地域住民や幅広く関係機関と連携することで、地域の中で自分らしい心豊かな生活が送れるよう支援します。
重点2	地域のつながりをつくり高める活動 地域の課題を顕在化して、各関係機関・団体との連携、地域住民同士のつながりによる問題解決を促進します。
重点3	委員同士が支え合える民見協の活性化 民生委員児童委員の活動の担い所とも言える民見協の活性化や機能強化を図ることで、活動の課題顕在化、委員候補者の発掘などを促進します。
重点4	福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動 災害に備える活動は日常の活動の延長上にあるという認識のもと、民見協の内部制づくりを促進するとともに、北海道警察と連携した「高齢者の安全対策に関する協定」に基づく地域防犯活動を展開します。
共通事項	住民支え合いマップの取り組み 民生委員活動を効果的に進める手段としての「住民支え合いマップ」に取り組むことにより、気になる人の発掘、地域課題の顕在化、世帯訪問などの発掘など、地域の能力の向上を図ります。

重点1 困難を抱えるすべての人を支援する活動

誰もが住み慣れた地域で心豊かな生活を送りたいと願います。しかしながら、地域にはさまざまな課題を抱えながら、助けを求めている人も少なくありません。民生委員児童委員は、地域住民に最も身近な相談相手です。住民の立場に立ち、その人の暮らしを見つめ共に悩み、共に考える存在でもあります。地域住民一人ひとりを個別的に捉え、「気になる人」を早期に発見し、地域住民や幅広く関係機関と連携することで、地域の中で自分らしい心豊かな生活が送れるよう支援しましょう。

- (1) **子育てを応援する活動**
【取り組み例】 ①学校・地域とのネットワークづくり ②「子育てサロン」などの居場所づくり ③関係機関との連携 ④原簿さない活動
- (2) **障がい者を支援する活動**
【取り組み例】 ①地域住民とともに生活環境改善 ②関係機関との連携、③制度理解と利用促進
- (3) **要介護高齢者を支援する活動**
【取り組み例】 ①孤立死を防ぐ「見守りネットワーク」の支援 ②関係機関との連携 ③認知症高齢者への支援 ④実態把握と相談支援
- (4) **ひきこもりや社会的孤立を見過ごさない活動**
【取り組み例】 ①連綿助産の連携 ②自治会・町内会や趣味グループ等との情報交換 ③訪問を拒否する要援護者等への対応の検討 ④住民支え合いマップの活用による把握
- (5) **多様な人びとの人権の理解促進**

重点2 地域のつながりをつくり高める活動

地域の人間関係の希薄が指摘されている。今日において、誰もが孤立せず、地域のなかで自分らしい生活を送ることができるようになるためには、地域の課題を自分事として捉え、人と人とのつながりを強化し、誰もが支え合える地域をつくり上げていくことが大切です。

地域の課題を顕在化して、各関係機関・団体との連携、地域住民同士のつながりによる問題解決を促進しましょう。

- (1) **孤立を防ぎ地域の課題解決力を高める活動**
【取り組み例】 ①地域の見守りネットワークの立ち上げ ②地域包括支援センター等相談機関や事業者との連携 ③近所福祉推進会議の開催と住民支え合いマップの活用
- (2) **自治会・町内会との積極的な連携**
【取り組み例】 ①自治会・町内会に「福祉部」設置を働きかけ ②「住民懇談会」の開催
- (3) **社会福祉協議会との一層の連携・協働**
【取り組み例】 ①生活福祉資金貸付制度への協力 ②社会福祉協議会との積極的な協力 ③社協がボランティアセンターとの連携 ④地域福祉委員計画への参画
- (4) **社会福祉法人・社会福祉施設との積極的な連携**
【取り組み例】 ①社会福祉施設との連携による住民の生活課題の解決 ②社会福祉法人による地域貢献活動の提案
- (5) **地域に根差すさまざまな組織・団体との連携**
【取り組み例】 ①関係組織・団体との協働による取り組み

共通事項 住民支え合いマップの取り組み

気になる人(要援護者等)の発見や住民の支え合いの把握把握、地域の課題を明らかにする手法として、「住民支え合いマップ」の取り組みは非常に有効です。この取り組みは、道民連が平成21年度から重点推進事業として取り組みを進めてきました。民生委員活動の負担軽減や新任委員への引継ぎ、委員同士のコミュニケーションの増加、自治会・町内会との連携強化等、さまざまな効果が見込まれますので、取り組みを進めてみましょう。

1 住民の困りごとの発見と住民同士の支え合いによる解決の促進

住民支え合いマップの特徴として、地域住民の個別の困りごとや、その支え合いの実態が見えてくるメリットが挙げられます。要援護者の中には、困りごとがあってもなかなか表に出せな方もいます。また、地域には安否確認やおすそ分け等、民生委員児童委員が把握していない支え合いも存在します。そのような住民の困りごとと地域住民を結び付け、住民が主体となった支え合いの地域づくりに取り組ましましょう。

2 地域課題の明確化と住民による解決の支援

住民支え合いマップを作成すると、思い物に不慮に、食車の支障ができていない高齢者など、地域における共通の課題が見えてきます。その課題に対して、関係機関がどのような対応をしているのか、住みづらさの問題や、豊かに生きられる場所なのかといった地域の状況も調べることが出来ます。しかしながら、明らかにした課題の解決に向けた取り組みを民生委員児童委員一人で行うことが非常に困難です。民生委員児童委員は、支え合いマップ作成の過程で明らかになった地域課題を、地域住民と共有し住民による課題解決の場が支援に回ります。

3 世話焼きさんの発掘によるなり手不足の解消

住民支え合いマップの取り組みを進めると、必ずと言って良いほど「世話焼きさん」の存在が見えてきます。自ら主体的に困りごとを抱える要援護者等のお世話を焼いてくれるという意味では、とても貴重な社会資源です。一方で、近年、民生委員児童委員のなり手不足という大きな課題を抱えています。各市町村において、民生委員児童委員の地盤形態は理なりませんが、約2%の委員が後任候補を採って選任する動態があります。これらのことから、地域の世話焼きさんは次代の民生委員候補者になりうる方々ですので、日常的な連携を深め、自身の選任後に民生委員児童委員をお願ひする雰囲気づくりに努めましょう。

民生委員児童委員に期待されているもの(全良取連100周年活動強化方策より)

全国民生委員児童委員連合会が示した「100周年活動強化方策」のなかでは、これからの民生委員児童委員に期待されるものを以下のとおり整理しています。

- 1) 変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役としての活動
- 2) 地域の福祉課題を明らかにしていくこと
- 3) 児童委員であることを意識した活動
- 4) 多様な関係者をつなぐ「結節点(ハブ)」となること
- 5) 住民や地域の代弁者としての積極的な意見書、提言
- 6) 地域づくりの担い手となること

この活動指針の詳細は、本連盟ホームページにアップロードしています。
<http://www.domjiniren.or.jp/>

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かねて2.7-4階
TEL 011-261-2181・FAX 011-261-3081

重点 3 委員同士が支え合える民児協の活性化

制度創設100周年を迎えた民生委員制度は、短期間での選任者の増加やなり手不足、住民の認知度の低さ等、その活動はさまざまな今日的課題に直面しています。こうした課題を解決するためにも、民生委員児童委員の活動の担い手とも言える民児協の活性化や機能強化を図ることは重要ですので、活動の長期強化、委員候補者の発掘などを促進しましょう。

(1) 民児協の活性化による民生委員児童委員への支援

【取り組み例】 ①支え合い定例会 ②委員参加型役割分担による活性化 ③新任委員を支える取り組み
④自主研修の定例化 ⑤個別支援、相談支援体制の整備 ⑥児童委員協議会の積極的な開催
⑦地域福祉計画、地域福祉実践計画策定への積極的な参画

(2) 民児協の中長期活動計画づくり

【計画づくりの流れ】 地域の課題把握 → 課題の明確化 → 計画の策定 → 計画の実施 → 実践の評価・検証

(3) 地域住民への積極的なPR活動の展開

【取り組み例】 ①広報紙によるPR ②民生委員・児童委員の日 活動強化週間でのPR ③資料の活用

(4) 共同募金への協力と民児協活動での活用

【取り組み例】 ①共同募金運動への協力と賛賛 ②共同募金助成金の活用

(5) 民生委員児童委員候補者の発掘

【取り組み例】 ①推薦準備会の組織化

(6) 児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進

【取り組み例】 ①児童委員協議会の定例化 ②主任児童委員活動報告の定例化
③主任児童委員同士の研究協議の場づくり



重点 4 福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動

それぞれの地域において災害時要援護者支援の具体的な取り組みを進めていく際には、単位民児協を基本に、所属する民生委員児童委員全体の認識を共通化し、また行政や関係機関・団体との連携が不可欠です。災害に備える活動は日常的な活動の延長上にあるという認識のもと、民児協の内部体制づくりを促進するとともに、北海道警察と締結した「高齢者の安全対策に関する協定」に基づく地域防犯活動を進めましょう。

(1) 要援護者の把握と関係者との協力による支援体制づくり

【取り組み例】 ①「要援護者台帳」、「災害福祉マップ」の整備 ②「要援護者台帳」の保管、活用方法の検討
③避難所や安全な避難ルートの事前確認 ④関係機関・団体との日常的なネットワークづくり

(2) 災害時要援護者の自助努力の支援や、地域住民の互助の取り組み促進

【取り組み例】 ①要援護者への情報提供 ②要援護者も参加する避難訓練、防災訓練の実施
③災害時における民生委員が担う役割を住民に周知

(3) 発災に備える民児協の内部体制づくり

【取り組み例】 ①発災時における初動の申し合わせ

(4) 北海道警察との協定に基づく安全対策の取り組み

【取り組み例】 ①高齢者宅訪問による防犯・交通安全アワードや情報発信の実施
②警察官の立ち合いによる安否確認、③犯罪被害防止・交通安全に関する情報提供



令和5年度
市町村民生委員児童委員協議会等基本調査報告書

発行日 令和6年3月

発行 公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道立道民活動センター4階
☎ (011) 261-2181

この報告書は赤い羽根共同募金の助成金を受けて作成しています。

